

第六十一回国会 社会労働委員会 會議 録 第二十九号

(五九四)

昭和四十四年六月十九日(木曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 渡谷 直藏君

理事 谷垣 專一君

理事 渡辺 肇君

理事 田邊 誠君

理事 阿部 喜元君

佐々木義武君

坂本三十次君

高橋清一郎君

中野 四郎君

丹羽 久章君

福家 俊一君

増岡 博之君

枝村 要作君

加藤 万吉君

島本 虎三君

平等 文成君

山田 耻目君

本島百合子君

大橋 敏雄君

谷口善太郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

出席政府委員

内閣法政局長官 高辻 正巳君

大蔵政務次官 上村千一郎君

大蔵省主計局次 船後 正道君

厚生政務次官 栗山 秀君

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省社会局長 今村 譲君

厚生省保険局長 梅本 純正君

理事 竹内 黎一君

理事 橋本龍太郎君

理事 河野 正君

理事 田畑 金光君

理事 藏内 修治君

齊藤 邦吉君

田川 誠一君

中川 一郎君

中山 マサ君

広川シズエ君

福井 勇君

箕輪 登君

大原 亨君

後藤 俊男君

西風 勲君

八木 一男君

山本 政弘君

和田 耕作君

北側 義一君

關谷 勝利君

厚生省年金局長 伊部 英男君

社会保険庁医療 加藤 威二君

保険部長 中村 一成君

社会保険庁年金 小沢 辰男君

農林政務次官 小山 省二君

労働政務次官 岡部 實夫君

労働大臣官房長 和田 勝美君

労働省労働基準 局長 榮作君

労働省職業安定 局長 住 榮作君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 辻 敬一君

計官 大蔵省理財局次 青鹿 明司君

長 農林省農政局参 中澤 三郎君

事官 農林省農政局参 濱中雄太郎君

専門 員

六月十九日

委員世耕政隆君及び田川誠一君辞任につき、そ

の補欠として坂本三十次君及び中川一郎君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員坂本三十次君及び中川一郎君辞任につき、

その補欠として田川誠一君及び世耕政隆君が議

長の指名で委員に選任された。

六月十八日

環境衛生金融公庫における公衆浴場の融資限

度額拡大等に関する請願(田中龍夫君紹介)(第

八八五〇号)

同(福永健司君紹介)(第八八五一号)

失業保険法の改悪反対に関する請願(枝村要作

君紹介)(第八八五二号)

同(佐々木三三君紹介)(第八八五三三三)

同(戸叶里子君紹介)(第八八五四四四)

同(中村時雄君紹介)(第八八五五五五)

同(永末英一君紹介)(第八八五六六六)

同(広沢賢一君紹介)(第八八五七七七)

同(武藤山治君紹介)(第八八五八八八)

同(谷口善太郎君紹介)(第八八九六一一)

健康保険等臨時特例延長反対等に関する請願外

一件(枝村要作君紹介)(第八八九九二二)

同(佐々木良作君紹介)(第八八九九三三)

同(佐野進君紹介)(第八八九九四四)

同(島上善五郎君紹介)(第八八九九五五)

同(田畑金光君紹介)(第八八九九六六)

同(広沢賢一君紹介)(第八八九九七七)

同(久保田鶴松君紹介)(第八八九九八八)

同(山本政弘君紹介)(第八八九九九九)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇〇)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇一)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇二)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇三)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇四)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇五)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇六)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇七)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇八)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇〇九)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一〇)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一一)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一二)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一三)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一四)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一五)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一六)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一七)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一八)

同(山本政弘君紹介)(第八九〇〇一九)

対に関する請願外一件(安宅常彦君紹介)(第八

八七三三三)

同(小川三男君紹介)(第八八七五四四)

同(北山愛郎君紹介)(第八八七五五五)

同(久保三郎君紹介)(第八八七六六六)

同(佐々木良作君紹介)(第八八七七七七)

同(阪上安太郎君紹介)(第八八七八八八)

同(田原春次君紹介)(第八八八九九九)

同(多賀谷貞彦君紹介)(第八九〇〇〇〇)

同(永江一夫君紹介)(第八九〇〇〇一)

同(門司亮君紹介)(第八九〇〇〇二)

同(森本靖君紹介)(第八九〇〇〇三)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇〇四)

同(吉田泰造君紹介)(第八九〇〇〇五)

同(谷口善太郎君紹介)(第八九〇〇〇六)

同(浅井美幸君紹介)(第八九〇〇〇七)

同(井岡大治君紹介)(第八九〇〇〇八)

同(石川次夫君紹介)(第八九〇〇〇九)

同(大野潔君紹介)(第八九〇〇一〇)

同(大橋敏雄君紹介)(第八九〇〇一一)

同(久保田鶴松君紹介)(第八九〇〇一二)

同(小林信一君紹介)(第八九〇〇一三)

同(田邊誠君紹介)(第八九〇〇一四)

同(浜田光人君紹介)(第八九〇〇一五)

同(福岡義登君紹介)(第八九〇〇一六)

同(伏木和雄君紹介)(第八九〇〇一七)

同(橋崎弥之助君紹介)(第八九〇〇一八)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇一九)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二〇)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二一)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二二)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二三)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二四)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二五)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二六)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二七)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二八)

同(山口鶴男君紹介)(第八九〇〇二九)

健康保険等臨時特例延長反対及び診療酬引上げに関する請願(谷口善太郎君紹介)(第八九六〇号)
山村へき地における医療対策に関する請願(渡辺肇君紹介)(第九〇一三三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四四号)
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

○森田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の国民年金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大原亭君。

○大原委員 昨日は、社会保障の長期計画の中における所得保障、国民年金の問題について質問をいたしておりました途中で時間が参りまして、中断をいたしました。

ここで大臣にお尋ねするのですが、昨日、経済企画庁あるいは大蔵省、各省関係と質疑、討論をかわしながら、長期計画の問題について論点を進めてきたわけでありまして、厚生大臣、私は率直に申し上げましたように、岡田厚生大臣や坊厚生大臣は、自分の任期中に社会保障の長期計画をつくりたい。それから佐藤総理大臣は、議事録を政府委員の人はお説きになっておられると思うのですが、決してパンよりもバターよりも大砲を重視するような政策は、人間開発、人間尊重、社会開発の政策からいって絶対にそういう措置はとりません、こういうことを佐藤内閣が成立いたしました昭和三十九年の十一月のあくる年の昭和四十年の予算委員会でも、これは全閣僚が出席をしておら

れるところで答弁をいたしてきたのであります。きのうも議論をいたしましたように、日本の社会保障の長期計画を立てるにおいては、大蔵省や財政制度審議会が言うように、単に、医療保障の中における公費負担、国の負担が大き過ぎる、比率が大い、こういうような相対的な議論ではないし、所得保障のおくれ、特に年金制度のおくれや児童手当の完全実施、こういう所得保障の面における前進を通じて、そういう医療保障を正當に位置づけていく、こういうことについてはかなり大蔵省は認識不足、財政制度審議会は認識不足、こういうことについて指摘をして、経済企画庁の経済社会発展計画策定の改定の問題について議論を進めてきたわけでありまして。経済企画庁は、昭和四十五年から経済社会発展計画の修正をした新計画の初年度を発足したい、こういうことを言っているわけですから、少なくとも来年度、四十五年の予算を編成する本年の八月以降、当面やはり長期計画についての構想がなければ、具体的な政策の裏づけなしに総合政策の中でいまままでのような誤りを繰り返すのではないかと、政府の言明に反する結果になるのではないかと、こういうことについて、主管大臣であり厚生大臣であり、あるいは国務大臣である斎藤大臣のはっきりした言明を聞きたい、見解を聞きたい、こういうことで議論を詰めてまいったわけでありまして。その点につきまして、あらためて私は大臣の決意を、この論争のけさの発表にあたりまして、明らかにしたいのだと思います。

○斎藤国務大臣 経済企画庁でつくられます昭和四十五年度の長期全体計画の策定にあたりましては、厚生省としましては、その中に占める社会保障の位置、割合、そしてそれに伴って、今後日本の経済の発展に伴う全体の長期計画の中における社会保障の長期的な計画、その限りにおきましては、私はぜひ十分、厚生省の立場から恥ずかしくないものをつくらせるように努力をいたしたい、かように思います。

○大原委員 それでは厚生大臣、長期計画を展望

しながら初年度の予算に繰り込むような、そういう予算の編成の態度で臨みたい——ともかくも私は、こういう未成熟な、あるいは実施されてないという部分面を考へる中で長期計画を考へるというところでなければ、これは仏をつくっても魂を入ねずということになると思うわけですね。そういう点で私は、最初に厚生大臣がお話になった答弁は、舌足らずであって、大臣がかわったから見解は変わるというふうな、そういう御意見も一部あったのですが、私はことばじりをとらえる意思はないが、そういう点についてははっきりした態度で臨むのだ、こういうふうに理解をしてよろしいかどうか。

○斎藤国務大臣 私は長期計画の意味を若干取り違えておったと思いますが、厚生省のつくる、たとえば道路十カ年計画とか港湾五カ年計画とかいう、厚生省全体の何カ年計画という非常にこまかいものを盛ったものというところについてはなかなか時間がかかるというところを申し上げたわけでありまして、大きな見通しという意味の長期計画は、前の大臣もそのお考えで言われたとすれば、私は全く同意見でございます。やるつもりで努力をいたし、実現をいたしたいと思っております。

○大原委員 そういう総合展望について、いわゆる社会保障の長期計画について、いつごろを目途にあなただけの構想を具体化されますか。

○斎藤国務大臣 できれば予算の要求までに、かように考えますが、少なくとも経済企画庁のつくられるものに間に合うようにいたしたいと思っております。

○大原委員 それは重ねて申し上げておきますが、経済企画庁の中で、非常に佐藤内閣の重視いたしました社会開発や、社会資本の充実や、社会保障、こういう問題については空白であったわけですから、結局は、国民所得の中における振替所得、あるいは総予算の中における社会保障予算、こういう目安は長期計画の中に政策誘導の目標として出ておいても中身がなかったということですから、この点は八木委員もよくここで議論される

わけですけれども、やはりそれはそういう内閣の連帯性、大きな観点で策定してもらわないと、一つ一つについて大蔵省とがごちゃごちゃやっついて、そして大蔵省に押し返される、こういうようなことでは、これは政策の前進というものはあり得ない。これから議論をいたします国民年金の審議にいたしましたも、健康保険やあるいは被保険者にいたしましたも、これは私はほんとうに議論を通じて前進はあり得ない、こう思いますので、この点については、予算要求の夏を目標にその腹固めをする、こう言われた点についてしっかりと実行してもらいたいと思っております。

そこで、社会保障の長期計画にあたって私どもがいろいろ議論するわけですが、つまり日本の社会保障は、救済的な政策である、貧乏におちいた人をどう救済するかという政策が主になっておる。貧乏の原因をあらかじめ除去するような積極的な総合政策がない。救済政策から防貧政策へ、こういうことについていろいろとわれわれは議論をしてきたわけでありまして、そういう点については私は、厚生大臣が、これは具体的な問題は政府委員でもよろしいが、どういう点に留意をして、たとえば国民年金であるならば、あるいはまた、一般の社会保障の問題についてどういう点に留意をしながら施策を進められるのか、策定されるのか、こういう点についての所見を明らかにしてもらいたい。

○斎藤国務大臣 私は、少なくとも国民の全部が、国民全体の平均的生活水準を保っているということを目標にしたい、かように考えております。

○大原委員 少し簡単過ぎるのだけれども。それでは、角度を変えてお尋ねしますが、日本では所得保障や全体的な医療保障についての欠陥がある、こういうことで、やはり生活保護法が、生活扶助がその社会政策の基本になっておるといふ点についてわれわれは議論してきたところですが、そこでお願いするわけですが、生活扶助を適用するその適用の原因についてどのように分析をされているか。これは政府委員でもよろしい。生活保護

を適用する、そういう原因を原因別に調査した資料があるかないか。

○斎藤國務大臣 ただいま關係政府委員が参つておりませんから、詳しい数字的なお答えはできませんが、必要があればすぐ呼びます。

私は、いわゆる生活保護を受けなければならぬ状態に落ち込む原因は、こういうことであるかと思ひます。まず、今日といたしましては、やはり疾病、それが一番大きな原因であるかと思ひます。あるいは働く中心になつてゐる人の死亡、失業といふことも従来は多かつたのでありますが、最近是非常に少なくなつてまいつたと思ひます。大分これをすれば、そういう点が一番大きいのではないかと常識的に考へております。

○大原委員 つまり生活保護は、貧乏になつたのを、それが他に方法がないから國が救済する。それで、非常にシビアな最低の基準は設けてあるが、これは適用を受ける人のプライドを非常に損ずるし、あるいは民主主義的な権利といふか、人間の尊厳性、人間尊重といふ面から見ても制度上の欠陥がある。そういう生活保護を適用する原因は、たとえば昭和四十二年、四十三年と、こういうふうによつてみると、疾病が何割で、あるいはその中には障害もあるだろうし、それから子供が多いとか、あるいは年をとつたとか、そういうふうな開始原因についての分類の分け方があるわけでしょう。私は原因を究明しながら、生活保護の適用に至らないような、そういう積極的な防貧政策をやるのが社会保障の総合計画である、こういうふうに考へなければならぬと思ひます。具体的に論議をするとするならば、そういうことであります。ですからその点について、総合計画を立てるところは厚生省で、どの局が知らぬが、社会局長が生活保護その他については知つておられると思ひのだけれども、その開始原因等については、それをばつきり分析しながら議論を積み上げていく必要がある。それが救済政策から防貧政策へのそういう総合計画を立てるといふ長期計画の一

番大きな具体的な任務である、こういうふうには考へておるわけですか。これは私は、たとえ資本主義の立場だとしても何であらうか、議論の余地がないところであるといふふうに確信しておるわけですから、その中で、この老齢年金あるいは母子年金、身体障害者福祉年金、母子福祉年金はどうあるべきかという改善計画について議論をすることは非常に有効なことである、こう思ふわけですが。したがつてこの点についての資料を出してもらいたいのだが、ひとつ御答弁をいただきたい。

○斎藤國務大臣 ただいまの御意見は私も全く同感でございます。したがつて、この年金制度を充実するということは、結局いまの生活保護とかいふような救済的な施策が不要になつてくる、少なくともだんだんと減つてくる、これはもう當然なことだと思ひます。また児童手当を出すことによつて、やはり生活保護世帯といふものが、少なくとも増していくことのない、むしろ減っていくことに大いに役立つもの、かように考へてゐるわけでありまして。そこで最近、医療保険と年金制度と児童手当、この三つは社会保障の柱であるといわれてゐるゆゑに、したがつて、この三つをまず柱として充実させていくということが根本である、かように考へてゐるわけでありまして。

○大原委員 それでは、私のしゃべつてゐるうちに資料を出しなさい。つまり厚生大臣と呼吸が合つたり合つてゐなければならぬわけですね。それで、病氣になつたときの医療保険、それから、年をとつて核家族で身寄りがない、あるいは身体障害者になる、あるいは働く場所が与へられていないだけでなしに、収入が少なくて生活保護になる、あるいは働かざるの主人がなくなつて、母子世帯が子供をかかえて生活保護になる、あるいは子供が多いからなる、こういうような生活保護についての開始原因が私はあると思ふのです。生活保護適用の原因となるべきそういう社会的な事故があると思ふのです。ですからそのことは、一方では生活保護についての重要性が減るわけではな

いけれども、生活保護の分野というものが少なくなつてきて、そうして積極的な施策のほうが多くなつてくる、こういう総合計画が現実的に即して必要である。そこで、こういう生活保護がどういふ原因から、どういふ社会的な事故で保護法の適用になつてゐるのか、その点を分析してもらいたい、こういうふうによつてゐるわけですね。

○伊藤政府委員 詳細につきましては社会局長からお答え申し上げるのが適当かと思ひますが、ただいまお手元にございます資料で申し上げますと思ひます。

これは厚生省統計調査部が実施いたしております生活保護調査の結果でございます。この昭和四十二年九月現在でございますが、このときに保護開始世帯が九千六百六十二世帯、働いてゐる者のいる世帯が三千八百六十、働いてゐない世帯が四千九百二十でございます。理由を見てみますと、いづれも世帯主の傷病、世帯員の傷病、これが非常に多くの比重を占めてゐるようでございます。たとえば働いてゐる者の世帯におきましては、世帯主の傷病、世帯員の傷病、これを合算すると三千八百六十のうち約二千八百世帯が世帯主または世帯員の傷病が原因でございます。働いてゐる者のいない世帯、これにおきましても、世帯主の傷病及び世帯員の傷病が原因でございます。約三千四百でございます。したがつて、傷病に基づくものが非常に多いといふことが言えると思ひます。

○大原委員 傷病が一番多く、七割くらいじゃないかと思ひますが、それはあとで聞きます。

それから、年をとつて核家族になつてゐるの、やむなくこれを受ける人がある。これは申し上げたとおりだ。そこで、そういう点について総合計画では十分留意をせよとわなければならぬといふことが第一ですが、それに長期計画に関連をして、たとえば国民年金の改正について、こまかな問題を二、三重要な問題ですから指摘いたしますが、たとえば無拠出の国民年金で福祉年金の場合、一つ例をとつて言いますと所得制限があ

るわけですね。おじいさん、おばあさんのどちらかが、たとえば長男、次男、三男といふふうにおつて、三男なら三男のところへ行つてゐる、三男のところでも自分が非常に遠慮しがちに生活してゐる、こういう場合に扶養義務者の所得によつて福祉年金の給付が制限をされてゐる。これは非常によくわれわれ聞かれます。非常に苦情を聞くし、意見を聞くわけですね。実際に四万円や五万円の収入が世帯主、扶養義務者にあつたにしましても、小づかいやお寺のおさい銭までもらうわけにはいかない。ましてや孫やその他の場合、年寄りとしては孫や子供にお小づかいをやりたいと思つても、一銭もやるのができない、そういうことがあるわけですね。今回の改正で所得制限について若干の緩和がなされてゐますが、その緩和された内容と、そして所得制限が緩和されたその基準、これをどういふふうによつて考へておられるのか。これはいままでの質疑応答で出てこなかつた一つの具体例を取り上げて質問するわけですね。

○伊藤政府委員 ただいま御指摘のように、老齢福祉年金につきましては所得による制限があるようでございますが、本人の所得並びに扶養義務者に一定以上の所得がありますと、年金が停止されるのでございます。この点は受給者の方々が非常に非常にきびしい気持ちを訴へるわけでございまして、われわれといたしまして、つとめてそういうことがないように、従来から所得制限のワツクを引き上げていくという努力をいたしてゐるのでございます。今回約一三%の引き上げを実施いたしました。標準六人世帯におきまして従来の百五万五千円から百九万二千五百円、十三万七千五百円の引き上げを実施いたしました次第でございます。この引き上げは、こ数年間の常用勤労者賃金、農家所得の伸び等から見れば妥当なものである。したがつて、通常の伸び率の場合におきましては、引き続き年金が受給できるということをめどにしてゐるものでございます。

○大原委員 これは今度改正になりました、わずかに千八百円の福祉年金といふことになりま

す。しかし、たとえわずかであっても、そういう制度の対象にならないために、たとえば生活保護を受けていても世帯を別にしよう、こういう年寄りも実際問題として多いわけです。だからそういう問題は、生活保護基準とかいろいろなものとの制約があると思うのです。おもしろい話で、そう思うのですが、しかしもう少し頭を変えて、そういう所得制限は六人家族で年収百十九万円としますと、ボーナスその他も、相当数の家族です。なかなかお年寄りに回らぬ。こういう点で、当然いままの核家族化の趨勢から考えても、おじいさん、おばあさん、それから子供の夫婦、そういうものは夫婦単位で、少なくとも個人主義でいくべきです。夫婦単位で生活の単位を考えながら、同じ世帯であるとかそういう形式にこだわらないで思い切った所得制限を撤廃すべきだ。そうしないと積極的な防貧政策ということにならぬ。常に生活保護とすれすれになっていて、生活保護がおもりのようになって、これは大蔵省が予算を立てて文句を言うだろうが、そういう点については思い切った広げていかなければならぬと思うわけです。

七十歳以上の福祉年金の適用対象者の中で、実際に老人福祉年金をもらっている人は何割ですか。

○伊部政府委員 約八六%の支給と考えております。

○大原委員 八六%の支給率だと、ちよつとよくなっているような気がする。私は七〇%何%だろうと思っております。八六%に間違いはないですか。つまり七十歳以上のお年寄りの中で八六%が福祉年金をもらっている、そういうことですね。

○伊部政府委員 ただいまの数字は、初めから請求をしなかった方は除かれております。したがって、総人口に比較いたしますと、なおこの比率は七割程度に落ちてきます。

○大原委員 だから、七十歳以上の総人口を対象として考えると、福祉年金をもらっている人は七〇%、七割ぐらい。それから、自分で意思表示

をして振り落とされたという点からいうと、八六%くらいかもしれない。大体そうだと思うのです。したがって、数から言ひ、予算額から言ひと、そうしたいものではない。それは松下幸之助さんとか上原正吉さんとかいろいろあるだろうが、そういう人は大体請求しないと思うのです。これは国民年金制度のおくれから出ている無拠出の制度ですから、やはり思い切った撤廃するほうがいい。これはたいして予算額にも影響ないけれども、かなりこれは精神的な負担になっておるわけですね。この点なども頭を切りかえて、所得制限も本人については今度三十万円になるわけだが、扶養義務者とはまた世帯を同じくしたところのお年寄りは、むしろ出ていって生活保護を受けたほうがいい、精神的な負担があるから、こういうふうなことであれば趣旨が貫徹されないものであって、そういう所得制限についても思い切った撤廃をする、こういう観点で今後の国民年金のあり方や長期政策を考えるべきではないか、生活保護にとらわれない考え方、この際積極的に考えるべきではないか、こういうふうに私は考えるわけですね。いかがでしょう。

○伊部政府委員 所得制限を含めて緩和をしようという御趣旨は、私も全く同感でございます。その趣旨に沿って努力いたしたいと考えておりますが、ただ何ぶん一般会計の負担でございまして、所得制限を完全にやめようというのはいろいろ御議論もあるかと思ひますが、いずれにいたしましても、所得制限を緩和していくということは当然引き続き努力いたしたい、かように考えておる次第であります。

○大原委員 大蔵省主計官。

○辻説明員 ただいま厚生省からお答えいたしましたように、福祉年金は、申すまでもなく本人の拠出を要さない全額国庫負担の制度でございまして、財源的にも制約がございまして、財源の使い方というしましては、高額所得者に給付をいたしますより、低所得者を中心といたしまして重点的に考えるのがよろうという考え方であるわけ

でございます。なお、所得制限の緩和につきましては、厚生省からお答えいたしましたように、逐年改善をはかっておるのであります。

○大原委員 物価も上がる、それから生活水準も上がるというものを頭に置くことが一つ。それからもう一つは、やはり住宅その他全般的なこともあるが、核家族化で急速に夫婦単位になりつつあるのです。そういうように、かなりのおじいさんやおばあさんが、他人が入ってくる息子とは分離する傾向にあるわけです。それは急速に進んでおるわけですね。ですから、少しでもいから年寄りの生活について物質的な裏付けをする、そういう観点から思い切った所得制限を撤廃すべきである。もちろんこれは税金でやっておることはわかっておるけれども、きのうも年金局長答弁しておるように、外国と制度は違ふのだが、たとえば年寄りの年金と云うのは、日本の所得保障は非常に貧弱なんです。たとえば身体障害者とか年寄りの年金というものは、これは税金でほとんど働いてる国民がささえていくということが望ましいのであって、単なる保険主義とのバランス、そういう点だけで考えるということになれば、これは寿命が延びているから、五年たつても十年たつてもそこは陥没しているという点になる。わずかなことでそういう政府の政策の痛手を受けるということになる。だからそういう点では、これは大蔵省はやはり頭を切りかえてやるべきだと思う。いかがですか。

○辻説明員 繰り返して申し上げるようでございますけれども、やはりそういう福祉年金の性格にかんがみまして、相当程度の所得のある場合につきましては支給しなくて、低所得と申しますか、そういう低い所得の方を中心といたしまして重点的にいたしたいはうが効果的ではないか、かような考え方であるわけでございます。

なお、所得制限の緩和につきましては、今後とも実情に即して努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○大原委員 主計官は何でも知っているから聞くのだが、家族六人で百十九万円、こういうのは、月給どのくらいですか。

○辻説明員 ポーナスをどのくらいに見るかという問題とも関連いたしますが、かりに十五カ月で割ってみますと、百二十万を十五で割ることになるので、八万円くらいであらうかと思ひます。

○大原委員 それで税金や社会保険料を取られたら、どのくらいになりますか。

○辻説明員 ちょっと税金関係の正確な資料を手元に持っておりませんが、四十四年度の所得税の課税最低限で申しますと、給与所得者の場合には夫婦、子三人で大体九十一万が課税最低限、こういうことになっております。

○大原委員 それで実際にはおそらく月に八万円ございまして七万円以下ですよ。いろいろなものを差し引かれるからね。それで六人の家族ですからね。これはもう実際年寄りはいろいろですよ。あなたが大蔵省は机の上でやっておるから実感が出てこないのだけれども、実際そういう生活の場面に臨んだらばこれはたいへんです。だから、こういう制度があるのですから、たいした数字じゃないのですから、ぼくはやっぱりそういう点については、わずかな配慮でこのことが生きてくるような場合には、思い切った考えるべきだと思う。

それから、今度やりますが、たとえばこの問題ひとつやってみますけれども、この所得制限が、扶養義務者の所得が六人で今度百十五万から百十九万になるのだが、おじいさん、おばあさんがたくさんおる子供の中でどこかに寄寓している場合には、この人はやっぱり生活の単位として見ていく。いろいろな点で生活の単位としてこれを見ていく、そうして福祉年金を最大限に適用していく。これは現行のワタ内でのいう配慮をしていく。こういう配慮が少し足りないのじゃないか。少し努力する余地があるのじゃないか。質問の趣旨わかりませんか。——もう一回。つまり同じ家の屋根の下に住んでいると、中でのやりくりは自分

の財産やへそくりをもつてやるのが何しようが、それを出して子供に養ってもらおうが、そのやりくりもわからないで、その人が扶養義務者の中において、扶養義務者の所得がこうであるから、これは同一の所得とみなして福祉年金は適用しない、こういうふうなシビアな考えでなしに、実際はいろいろな経過があるわけだから、それらを十分参酌しながら、やはりできるだけ夫婦単位で運営していくというふうな、そういう運営のしかたは私は行政運営上できる余地がある。実際その場面にあたってみてあると思う。その点を、同じ屋根の下に住んでおいて、扶養義務者の所得がこうあって、だからこれはだめだ、こういうふうなことではなしに、もう少しやっばり年寄りの立場を考えたが、どういう生活の中身でそこに同居しているかというところを考えたが、祖父や祖母の独立した単位やそういう立場というものを尊重した福祉年金の適用のしかたはないか、それを私はもう少し考慮すべきではないかと思う。あなたからいから、そういう第一線のことはわからないかもしれないけれども、私の言っておくことはわかったでしょう。

○中村(二)政府委員 老人が独立した生活をして生活したいという場合はもちろん制限がないわけではございますが、私も実際の適用にあたりましては、その点はよく老人の方の生活の実態に即しまして裁定をするように努力いたしておるのでございますが、その辺は、具体的な一つ一つのケースによつていろいろあるかと思ひますので、画一的にこういうふうなやれというところはできないのでございまして、実態に即して解決するように一応指導しておるところでございます。

○大原委員 それから、社会保障の長期計画を立てられる際に、国民年金の部面で、これは国民年金審議会や社会保障制度審議会の答申にも出ておると思いますが、拠出制の身体障害者の年金あるいは無拠出福祉年金について、身体障害者の範囲が狭い。身体障害者の範囲というものは、身体

障害者自体については、国民年金とは別にしまして、独自に国家保障の精神でやるべきであるというところを指摘していると思う。きわめて適切だと思ふ。そういう点は、身体障害者の範囲を思い切つて拡大していくという気がまあ社会保障の長期計画を立てるといふことは、こまかな点ではあるけれども、非常に重要な点ではないか。この点について、今後の改善計画について、ひとつ所見を伺わしていただきたい。

○伊部政府委員 障害年金の問題につきましては、いろいろ検討を要する問題があるかと考えておるのでございますが、今回は障害年金まで手が及んでいないのでございまして、今後の研究課題として、厚生省はもとより、公的年金制度調整連絡協議会におきましても取り上げてまいろう、かように考えておる次第でございます。特に障害年金の等級表につきましては、さきに中委員会から報告が出ておるのでございまして、これも具体的な適用につきましても、なお技術的に検討を要する点が多々ございしますので、今回は間に合つておらないのでございまして、引き続きすみやかに検討を進めたい、かように考えておる次第でございます。

○大原委員 これは大臣にお伺いしますが、私は、長期計画を策定するという場合には、積極的な政策である程度飛躍しなきゃならぬと思ふ。いま、厚生省は大蔵省との関係、あるいは大蔵省は生活保護との関係、これを非常にいびつなかつたうで締め上げているというふうな印象を、実際われわれは受ける。身体障害者の問題などは、それにかかわりなく、答申にあるように範囲を思い切つてこの際拡大する、それを出発点として長期計画を立てる、こういうことが必要であると思ひます。いかがですか。

○大原委員 同感という御答弁ですが、これは来年から改善するようにやる、こういうふうには私は理解しておりますが、来年から始まる長期計画の中にいれて考える、こういうふうには理解いたしますが、よろしいですか。

○斎藤国務大臣 長期計画の中にそういう構想を織り込むということでありまして。

○大原委員 それから、長期計画策定について、これは八木委員からもさきに突き進んで議論があると思ひますが、長期計画策定という観点で私は申し上げるわけです。

きのうも若干議論いたしました。いつも年金問題についてはスライド制が問題になるわけですが、いままで国民年金の改善については、昭和三十六年にできて、その次は昭和四十一年に改善したわけですね。四十一年に改善して、今度は四十四年に改善するわけだから、この間のスピードはきわめて早い。このことについては、またあと関係した事項があるので議論もいたしますが、将来、長期計画の中においてこの改善計画を立てる、こういう際には再計算する、スライドする、こういう点についてどのような観点でやるかというところは、きのうも議論いたしましたし、前の委員からも議論がありました。ここでもう一回あらためて答弁いただきたい。

○伊部政府委員 年金額のいわゆる調整につきましては、昨日大臣から御答弁がございましたように、物価及び生活水準に見合った改善をはかつていくべきであるという基本線は、御指摘のとおりでございます。したがって、従来から厚生年金も、五年ごとの財政再計算期におきまして改善を行なっておりますし、国民年金は、四十六年の財政再計算期を待たず、今回改定を実施しようとしておるわけでありまして。

いわゆるスライド制という問題でございますが、スライド制ということばを、年金額を諸事情に応じて調整をしていくという意味に解しますならば、わが国の年金制度は、法律上規定がございしますように、かつまた実績が示しておりますように

に、まさにスライド制を採用しておるといってよろしいと思ふのでありますが、ただ各方面でいわれておりますスライド制という御議論は、むしろいわゆる自動スライド制でございまして、一定の数字により自動的に年金額をリンクさせようという御議論でございまして、そういう意味合いにおきましては、厚生年金も国民年金もまだ採用しておらないのでございまして。それは審議会におきましてもいろいろ御検討いただいたのでございまして、両審議会とも、まだ自動スライド制というものを打ち出すいわば検討が足りない、あるいは現実的には低い年金水準でのスライドになるおそれがあるといったような御意見もありまして、今回はこれを取り入れておらないのでございまして、今回はもとより、財政再計算期、あるいは必要があればその間におきましても、必要な年金額の調整は今後とも行なうべきである、かように考えておる次第でございます。

○大原委員 これもまた八木委員その他から質問があると思ふのでなんですが、こういうふうな理解してよろしいですね。物価の上昇それから生活水準の上昇率、これを下らないように年金額を変えていく。これは、出始めが国際的な水準からいっても低いのですから、当然のことです。それ以上にやらなければならぬわけですね。格差是正にならぬわけですね。積極政策にならぬわけですね。そういう点はそういうふうにはつきり腹をきめて、そうして今後の長期計画も立てていく、つまり物価や生活水準の上昇以上にやっていく、こういう点については議論したあとですから、ひとつ大臣から所信を明らかにしてもらいたい。

○斎藤国務大臣 私も同様に存じます。自動スライド制は技術的にむずかしい点がありますが、しかしこれは将来、恩給その他とも通じて考えていくべき問題だと思ひます。いまのペースで将来物価にスライドしただけでいいかという、私はその点は、日本の今後の経済成長、発展等を考えます

と、物価だけにスライドしていいというようにはまだちょっと考えられせん。したがって、やはり三年なり四年なりに、実情に合った額に、物価にスライドするより以上に上げる必要があるんじゃないか。現在の年金自身を考えてみましても、この額はもう少し上げないといけないんじゃないかという感じがいたしておりますので、したがって、自動的な物価にスライドという制度は、もう少しばく検討した後のほうが適当である、かように考えます。

○大原委員 これはひとつあとへ譲りまして、今度は長期計画を若干離れましてもう一つの問題に入るのですが、その次の問題は、国民年金審議会の性格と運営についてです。

この国民年金の制度は、これは言うなれば被保険者が参加することが——学生参加の問題、直接民主主義の問題がいま議論になっておりますが、このような膨大なそういう機構、そういう中において手が届かぬことであつては相ならぬと思う。そこで問題は、たとえば保険料は、言うなればこれは税金と同じです。皆年金の、皆保険の制度においては、これは税金と同じです。ですから被保険者が参加することを保障しなければならぬと思うわけです。国民年金の制度で具体的に被保険者が直接参加して意見を述べる、こういう点について、制度上どういう、あるいは運営上どういう保障をいたしておりますか。ひとつはつきりしてもらいたい。

○伊部政府委員 国民年金審議会は学識経験者をもって構成をされておるのでございますが、学識経験者の選定にあたりましては、ただいま御指摘のようなことを念頭に置きつつ適切な人選をいたしておるわけでございます。

なお運営上の問題といたしましては、たとえば今回の改正に際しましては、相当大規模な調査を実施をいたしまして、被保険者の意向を確かめるというふうなことをやっておるわけでございまして、また行政運営といたしましては、御案内のとおり、保険料の徴収の末端は、いわゆる納付組織

といえますものが全国で非常に大きい数をしておるわけでございますが、こういった組織ごとにとつとめて意見を聞く、十分話し合うという過程を経て、つとめて被保険者の意向に沿えるような努力をいたしておる次第でございます。

○大原委員 それは、できるだけそういう運営上あるいは——ことばの上であなたは答弁しておられるわけだが、たとえば他の制度でこんなおなじ様な審議会というものはないと私は思うのです。共済組合見てごらんない。やっぱり運営審議会あるでしょう、各共済組合。それからたとえば国民健康保険にいたしまして、国の事務を市町村に委任いたしますと、市町村では運営協議会であるでしょう、保険料をきめる際に、厚生年金だつてやはり労使、公益三者の審議会であるでしょう。政府管掌の健康保険だつてあるでしょう。国民年金は、積立金の運営の問題で山本委員のいろいろ議論があつたけれども、言うなれば保険料は税金なんです。ですからそれについては、運営の問題と一緒にやっぱり参加を保障するというようにしなければならぬ。この運営審議会の委員の中には、一人も国民年金に入っている人はいないでしよう。このメンバーを見てみますと、国民年金に入っている加入者は一人もいないでしよう。どういう運営をするのですか、あなた。

○伊部政府委員 一人一人は必ずしも国民年金の被保険者ではございませんが、たとえば町村長の方もございまして、あるいは農林関係の方もおられるわけでございます。あるいは社会保障の専門家の方もおられるわけでございまして、被保険者の実情をよく御存じの方を審議会の委員にお願いをいたしておる次第でございます。

○大原委員 それは私もそういう答弁だろうと思つた。町村会の会長とか、農協の常務理事とか、そういうふうなものがちよいちいあるわけですが、しかし、これはほとんど財界とか、それから小山進次郎君は厚生年金基金連合会の理事長だが、学者とかそういうふうな人だけども、実際に保険料を払い、あるいは積立金の運営について

も議論があり、あるいは給付のしかたについて議論がある、そういう者が参加する道はない。これは私は大きく言えば、言うなれば憲法上の問題だ。これは強制的な保険でしよう。そうすると、保険であるから保険主義でしよう。保険主義であつてやはり契約です。特殊な契約で、公契約です。契約を締結するについて相手方の意思を反映しないというふうな、そういう方法はないでしよう。あなた盛んに保険主義、保険主義、こういうことを言っているのだ。これは保険契約の一種です。立法的に国民年金だけだ、そういうことは、これは私は、憲法上の問題じゃないが、大きく言えば、本質的な議論をすれば、こんなことはあり得ないです。国民健康保険で、市町村で運営協議会があつて、ちゃんと加入者の代表が入つて、保険料値上げその他についてはけんけんがくぐくの議論をしている。これはこんなことはないです。委員の選任のしかたにいたしまして、私は根本的に検討すべきだと思ふ。私の見解に対してどうですか。

○伊部政府委員 たびたび申し上げるようでありますが、国民年金の被保険者の実情をよく知り、気持ちよく御理解いただける方を人選して誤りないようになしたいと思つております。

○大原委員 国民年金に入っている人を少し入れないの、調べてみたら、これは公の公契約ですよ。ましてや権力が、公共団体がやる。権力がやるのだから、よけいそういう関係者、契約の対象者を入れなければだめですよ。国民年金審議会の法律はどうなつておるのですか。非常に簡単にさうりと書いてあつて、それについては権限も何もないようにしてある。ほとんど骨抜き同然だ。これでは民主的な運営というものは保障されないでしよう。憲法上の問題ですよ。これは財産権の問題になりますよ。契約上の問題になりますよ。いかがですか。

○伊部政府委員 適切な人選によりまして誤りないようになつてまいりたいということに尽きるかと

と思つておりますが、もちろん法律でございまして、国会の御審議もございまして、それ以前にたとえば社会保障制度審議会の答申も得るわけだ、ございまして、そういう点を十分参考にしてあやまちないようにいたしたい、かように思つております。

○大原委員 審議会を設けて利用する、利用しなかつたら、うるさいから避ける、これは言うなれば官僚の習慣みたいなものだ。しかしそれではないか。それでは民主的ではない。権力をもつてする契約であるから、逆に被保険者が参加する道を開かなければ、これは問題になる。この制度だけじゃないか。こういう点で私は、年金審議会委員の再検討なり、あるいはそういう参加の道を開くべきである、そういう議論です。これはどこへ議論されたつて理屈は通つています。ILOの国際的なそういう社会保障運営の基準にも合致しています。当然です、これは。十分気をつけますでは足らない、参加の保証をしなさい、こういうことです。大臣いかがですか。

○斎藤内閣大臣 できるだけ運用によりまして、ただいまの御趣旨に沿えるように検討いたしたいと思つております。

○大原委員 国民年金審議会の運営に関係をしておりますが、国民年金審議会に積立金の運営については議論をさせておられますか、請問していますか。

○伊部政府委員 積立金問題は国民年金審議会の重要な議題の一つでございまして、従来もしばしばこの問題につきまして意見をいただいておりますのでございまして。

○大原委員 どういう議論が出ていますか。

○伊部政府委員 基本的には特別勘定を設けようというところが一番大きな御主張と記憶いたしておりますが、その趣旨につきましては、昨日も御答弁申し上げましたように、まだ実現の方向には至つておらないわけでございます。

○大原委員 そうでしようが。特別勘定を設けようとしておられるのでしよう。しかし、答申ははつたらかしておいたつて何ら抵抗はない、自分

局長に質問しますけれども、国家公務員の各省の共済年金の審議会、あるいは公共企業体の審議会の運営と一緒に、積立金は独自の運営をしているのでしょうか。どうなんでしょうか。

○伊部政府委員 所管ではございませんが、その三分の一は財投協力をして、三分の二は共済組合で運用しているように伺っております。

○大原委員 三分の二を自主運用をして、三分の一を財投に協力しているのですか。間違いないですか。

○伊部政府委員 所管ではございませんので、間違ひがあるかもしれませんが、三分の一を財投協力、三分の二を共済組合で運用をしている、かように伺っております。

○大原委員 大藏省。

○辻説明員 共済組合の長期給付の積立金につきましては、法律では三割に相当する金額を資金運用部に預託することに定められておりますが、当分の間は積立額の増加額の三分の一を資金運用部に預託する、こういうことに相なっております。

○大原委員　とにかく、ごっそり持っていかれて
いるのは国民年金と厚生年金だけです。厚生年金

のほうはあとで議論するが、調整年金が出てきたから、ほかのほうへ持っていくておるけど。そんなことはないですよ。これは被保険者が参加してないからだ。国民年金審議会委員は、実際に答申のしっぱなしじゃないですか。保険料を積み立

てたならば、国庫へ納めたならば、これは所有権はどうなるか。そういう議論はいま時間がないからしないが、こんな非民主的な運営というものはないですよ。こんな不均衡な運営というものはないですよ。厚生大臣いかがですか。

○斎藤国務大臣　御趣旨には同感でございます。

○大原委員　一つ質問いたしておきますが、これは国民年金の積立金の年度別累積状況という資料がありますが、この資料によりますと、国民年金の昭和四十四年の累積見込み額は五千五百一億円

です。一方、資金運用部への預託金の累積状況を見ますと、国民年金の項目は四千百八十八億円です。五千五百一億円から四千百八十八億円を差し引きますと、一千三百十三億円。これはどのような会計に入り、どういうように使っておるのですか、具体的にひとつお聞かせいただきたい。

は本質的な年金のあり方について議論をすれば、かなりたくさん議論があるわけですが、これについて社会保障制度審議会や国民年金審議会から、答申が出ているはずであります。その点について、答申を読んでもいただきます。

○伊都政府委員 所得比例制につきましては、国

○伊郵政府委員 特別会計の経理は年度区分がございまして、当該年度において発生をした債権債務は四月三十日まで整理をいたすわけでございまして、四月一日から三十日までの間に入った金は前年度の収入になるわけでございます。そこでつまり特別会計の累積額と申しますのは、四月三十日までに入るであらうという金でございます。これに對しまして、資金通用部のほうは一種の銀行でございますので、現金ベースで考えます。三月三十一日までに入った金が預託されるわけでございまして。そこで、四月一日から四月三十日は、

民年金審議会におきまして、「国民年金制度改正に関する考え方」という点で、これを実施すべきであるという御議論をいただいたのでございますが、法律案に関する問題につきましては、社会保障制度審議会におきましては「所得比例制の導入は、方向としては適当と認められるが、任意制で所得のある階層に対する国庫負担は明らかに他との均衡を失っており、また、適用の対象、段階区分等については将来の姿を十分明確に把握の上、慎重に対処すべきである。」という御意見であります。

特別会計の立場では、前年度の歳入と新年度の歳入と、二つあるわけでございますけれども、資金運用部の関係の預託金関係では、それが全部新しい年度に入るわけでございます。その食い違いでございます。したがって、非常に長期的に見ますとこれは一致をする性質のものでございます。

○大原委員 国民年金審議会の答申も、総理府の社会保障審議会の答申も、これは非常に重要な意味が含まれておる。特に社会保障制度審議会の答申によりますと、これは内容的には、任意制の所得比例制を導入することは、皆年金のそういう制度全体の根本にかかわるような重要な問題を控えておる。言うなれば、これは否定的なそういう内

○大原孝員 その金はどこにあるの。

○伊都部政府委員 つまり、四月三十日で切るか、三月三十一日で切るか、その違いでございます。

そこで、いわば会計年度は——資金運用部には会計年度というものはありませんけれども、いわば

○伊都政府委員　社会保障制度審議会の勧告にお
たいい。

両会計年度の食い違いが一月、これが出てくるわけでありませう。どこへも行くわけではございませう。

○大原委員 前に山本委員から指摘されたことですが、これはあとに残しておきます。

次の質問を進めてまいります。農林省、今回の

きましても、実は昭和三十七年のいわゆる総合調
整の勧告におきましては、国民年金においても、
保険料に所得比例を加味すること等の関係で、定
額部分のほかに所得に比例する給付を考慮する必
要があるという御意見があるのでございませう。
て、これらの点をも参考とし、あるいは国民年金

改正にあたりまして、国民年金に具体的には月三百五十円、所得比例の部分積み上げる、こういう大改正であります。しかも、これは一段階制の所得比例でありまして、任意制であります。これ

審議會等におきましても、長期間にわたる御審議を経て、所得比例制というものを当初は一段階でございますけれども、今回導入した次第でございます。

○大原委員　ここにいておることは、任意制の一段階の所得比例方式をここに導入をするということになると、これは、本来の国民年金の体系に、将来行く方向いかんによつては決定的な影響を及ぼすのではないかという点ですね。そういう点でしよう。そういう指摘なんです。原則的には、総括的には、それは厚生年金にも共済組合にも、全部所得比例があるわけです。あるわけですが、掛け金も四百円の上に三百五十円ということ、そして四千五百円を上積み上げていく、そういう所得比例制を導入するというのを任意制という制度でやると、これは運営いかんによつては、これに対して国庫負担が出るわけですから、社会保険や社会保険の精神を逸脱する場合があるのではないかという点を指摘したと思うのです。この点などは、どういう点を指摘したと思いますか、あななは。もう少し具体的に言ってください。

○伊都政府委員 社会保障制度審議会の御意見は、所得比例制の方向は、原則として方向としては適当とお認めになっておられるわけであり、また「任意制で所得のある階層に対する国庫負担負担は明らかに他との均衡を失っており、また、適用の対象、段階区分等については将来の姿を十分明確に把握の上、慎重に対処すべきである。」この二つになつておるわけですが、今後の実施の上におきましては十分配慮してまいりたい、かように考えておるものでございますが、「任意制で所得のある階層に対する国庫負担は明らかに他との均衡を失っており」という点につきましては、厚生省といたしましては、この点は必ずしも同意できない点でございます。と申しますのは、他の年金制度にも所得比例区分がございますが、これにつきましてもやはり国庫負担は行なわれておるのでございます。そして、非常に所得の高い階層を念頭に置いて、それに対する国庫負担ということであれば、そういう御議論もあるかと思ふのでありますが、本人負担分との比較で考えますと、おおむね厚生年金の場合は四万円程度の階層の方に見合うものでございまして、社会保障制度

審議会のこの点に関する件につきましては、厚生省としては必ずしも賛成できない点でございます。

○大原委員 厚生省としては賛成できない、——この答申の趣旨にそういうことがあるのかな。そういう答申のしかたがあるの。なぜあなたは、正しいと思うことについて意見を出して、そして国民年金審議会や社会保障制度審議会と議論を戦わせないのですか、実際に即して。そういうことで意見が違ふからといって、その理由についても言わないで、一方交通で実施するというようなことは、これは民主的じゃないのです。いろいろな方面の意見を聞いておるとあなたは言ったけれども、そのことと違ふのです。いかがですか。

○伊部政府委員 所得比例制の導入につきましては、たとえ農民年金の関係者からも御要望がございまして、あるいは厚生省が実施いたしました国民年金改善調査におきましても御要望が出ておるのでございまして、そういう点、所得比例制を採用すること自体は、方向としては適当であろうと思うのでございまして、この場合、制度発足の当初でございまして、簡単な一段階制として、しかも任意制としたのでございまして。この点につきましては、いわば従来の社会保障制度ではあまり例のないことでございまして、社会保障制度審議会におきましてこういう御指摘があったのだと思いますが、今後方向としては、実施の状況を見つつやはり強制適用の方向で厚生省としても考えてまいりたいと思っておりますのでございまして、これは今後の問題として考えてまいりたい。

○大原委員 それなら諮問してもせぬでもいいことになる。これはまたあとで、社会保障制度審議会に出ておる八木委員、田邊委員がおるから、議論になると思う。

そこで、今回のそういう制度に伴って国民年金基金の制度を導入したわけですが、いままでも企業年金やその他で調整年金のときに議論はありましたが、それらの点検、討論をしたところだけれども、これは別にいたしまして、国民年金基金を今回新しく設けた構想と立法の精神を簡潔に述べてもらいたい。

○伊部政府委員 国民年金の対象者は、企業者以外のすべての者でございまして、その業種も多岐にわたっておりますのでございまして。このため国民年金は、これらのものの平均的なニードに応じて制度が仕組まれておるものでございまして、全国的な制度としては、対象者の個々の要望にはこたえられない面がやむを得ない点であります。そこで、これらの個々の要望を満たし得るような、現に厚生年金保険制度に認められておりますような基金制度を活用し、国民年金制度全般の改善による利益を享受しつつ、あるグループの特殊のニードに自主的に対応できるように方途を開こうということが基本的な考え方でありまして。

○大原委員 これはこままでくれば、ずばりと議論してもよろしいのですが、昭和四十一年に再計算しまして、今度は昭和四十四年に非常に近距離で再計算をして、そしてこのことは、前向きで考えれば厚生年金と歩調を合わせたことになる。厚生年金のほうは五年、それから国民年金は、前は三十六年から四十一年の五年、今度は三年でやめた。これは悪いことではないのです、そのこと自体は、歩調はそろったことになるから、厚生年金と国民年金は同一時点で議論できるから、これは私は悪いことではないと思う。これは、私は今日までこれに関連していろいろところで議論をしてきたことがあるので、そのこと自体はともかくとして、問題はやはり農民年金の問題だと思っております。

農民年金の議論が出てまいりまして、そしてこういう方式を逆に考えていった、こういうことでありますが、私も今日までいろいろな点で議論したわけですが、ほんとうに農民のための年金

をつくれ、国民年金へ入っておる人は七百万人は農民であるから、国民年金を改善しろ、ほんとうに農民のための年金はどうしてつくるのだ、こういう社会保障の発展という見地に立つて議論してきた。しかし、そういう議論の中からいろいろな意見が出てきて、一つは今回のような所得比例の導入ということになったと思うわけです。しかし、このことが年金制度の発展とどういう関係にあるかということ、われわれとしては責任ある国会においては議論しなければならぬ。そこをどうかむりするわけにはいかぬわけです。

これは、小沢さんがおられますが、昭和四十二年三月二十三日の衆議院の予算委員会におきまして、倉石農林大臣は、構造改善のために農民恩給をつくるということが一つ、それから中小企業その他とは全然関係なしに、国民年金とは関係なしに農民の年金をつくるのだ、こういうことを答弁されたわけですが、農林大臣はそういうことを言われたんだが、七月十三日の予算委員会でもこういう答弁をしております。倉石農林大臣は、一部には、国民年金に上積みすればよいという安直な考えの論者もある、しかし農業改革としての基本的な考え方に立脚しなければならぬ、こういう答弁をしております。これは速記録とほとんど同じような中身です。国会で大臣が答弁して、そしていろいろと議論を進めてきたわけですが、しかしこれは、農林省はいわゆる農民年金についてはどのような考えを持っておられるのか。私も関心を持ってヨーロッパの各国を調べたことがありますが、これは非常に大切な問題ですから、この点の基本的な考え方にについて、ひとつ最初に説明してもらいたいと思っております。

○小沢(農)政府委員 私ども、農業者年金をぜひ実現をいたしたいと考えておりますのは、まずもろろ農民の老後保障の充実という観点からでございます。しかしながら、この農業者年金の問題は、それと同時に、農業経営の近代化ないしは、倉石元大臣が答弁をされておりますように、農業構造改善の観点、これをあわせて、ひとつ農業政

策の今後の一環として実施をしたい、こういう考えでおるわけでございます。

○大原委員 これはあとでこまかい議論をいたしますが、それでは小沢次官にお尋ねしますが、老後の保障という社会保障の観点と農業の近代化という政策上の観点との関係はどういうことですか。関係を具体的に……。

○小沢(農)政府委員 御承知のとおり、農業経営の近代化、これはいまの農業者の高齢化ということを考えていきますと、やはり経営者の若返りというものを考えなければならぬ。これもやはり農業を近代化するための場合の一つの要請だろうと思っております。それから、自立農業というものをさらに発展させていくためには、当然経営移譲という考えなければならぬ。その場合に、一方において老後保障の制度が確立されておると、このような近代化なり、あるいは経営規模の拡大なり、そういう両方あわせたいいわゆる農業の構造改善というものが進まないだろう、こういうような意味で、私が申し上げておるわけでございます。

○大原委員 農業者年金は、今回米価の問題で問題となった総合農政の一環ですか。

○小沢(農)政府委員 当然そのように考えられると私は思います。

○大原委員 それでは、伊部政府委員もきのうの質疑応答で答弁いたしました、所得比例の部分、積み上げの部分、フラットの八千円の上に四千五百円、それにプラスアルファをどういうふうにするかということはいろいろ問題だらうが、それが完全に実施されるのは二十五年後だという答弁があったわけですが、そういうまず時間との関係はどういうふうに理解されておりますか。

○小沢(農)政府委員 そこが、農業者年金の制度をいろいろとこまかく私どもが検討する際に、非常に大事な点でございまして。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕

したがって、昨日も厚生省から議論がありま

したように、他のものは制度が発足してすでに八年でございまして、今後十七年たてばというお話があります。なお、高齢者については、一応特別な適用制度あるいは規定もあるようでございますが、農業の場合には、特にそういう点については、成案を得る際にほとんど慎重にひとつ検討をしておかなければ、おっしゃる通りに二十五年先だということになれば、この十年、あるいは私どもがこの前発表しました農産物の需要と供給の見通し、こういうものに応ずる新しい総合的な農政を進める上に支障を来しますので、そういう点は、この制度の内容をきめるにあたっては非常に大きな問題点だと思います。いまここで御答弁でございせんけれども、農業専門家の間でも検討を願う、いろいろな要望を聞き、成案を得、制度の発足の際には、ひとつ十分そういう点の配慮もしておかなければならないのではないかと、そういう方向でいま検討いたしております。

○大原委員 まだほかにたくさん問題があるのだけれども、二十五年後に発足する問題について、たとえば総合農政の十年計画の中に入れておく、それはどういう関係ですか。総合農政は十年計画で何兆円とかということであつたことを広げていくけれども、総合農政、総合農政ということでは、おろが、しかし完全適用になるのは二十五年先でしよう、言うなれば、これはあとでまた議論するが、これは時間的な関係はどうなんですか。それは、できないことをごまかしちゃいかぬですよ。できることをできるようにやらなければならぬ。どういう関係なんですか。

○小沢委員 政府委員 総合農政の一環として私どもが考えておると申し上げておきますのは、何も十年後に総合農政を実現するというものではありませんが、価格政策から生産構造対策に切りかえていく、そのほかいろいろな構造関係に資する。現在国会で御審議願っておる法案等の成立を待ちまして、総合農政をもちろんだつて今年から進めていっているわけでございます。したがって、その一環として当然、農業者年金というものを考え

ながら、先ほど言いましたような二つの機能をこの制度によつて果たしていく、こういうこととございまして。おっしゃる通りに、相当先の問題だということになれば、言うことと少し合致はなくなってくるのではないかと。そこで私どもは、経過的にこの農業者年金を、ごまかく制度として成案を得る際には、そういうようなつなぎの問題をどうするか。すでに国民年金では加入をし、しかも四十六年ごろから一般のほうは効果が発生すると思ひますから、したがって、積み上げ分の問題が一番問題点にならうかと思ひますので、制度を詳細に検討して内容を固めていく際に、専門家の意見等も聞いてひとつ十分検討していきたいと思ひます。

○大原委員 長谷川大臣だったら、それはそういう答弁でいいかもしれぬけれども、あなた、社労におつてよく知っているんだ。ことばでごまかしちゃいかぬよ。ことばでごまかすと審議は進まぬですよ。そういう点はどう少し率直な答弁をしたらいいと私は思ふ。この点はここが問題だと言つてもいい。私は指摘をしてゐるんだから、そういう点についてははっきり言つたほうがいいわけですよ。

そこで、観点を覚えてお尋ねをしますが、二十五年後には国民年金の対象の人口は——厚生年金、共済年金との関係もあるでしょう。そういう関係で、国民年金の対象の人口はどういうふうに変つていくか。また二十五年後にはいまの農村の人口はどのように変わっていくか。国民年金の中における職業別の分野で現在七百万人だけれども、それはどういふふうに変つていくか。この二点についてお答えいただきたい。

○伊部政府委員 国民年金の被保険者はほぼ横ばいにあるわけでございます。

○大原委員 人口は一億二千万くらいになるが、高齢化するから横ばいになる。その中で農業者は何人になるか。どういふ比率になるか。

○伊部政府委員 国民年金の計算時におきましては、そこまでの推計はいたさないでございませ

す。

○大原委員 農業年金についての答申は、一々やつては時間がかかる。一応私は協力するつもりだ。実質的な審議を続けるんだから。

これは拠出制保険主義を原則にしているんですよ。それから国民年金のワケ内ということに答申では議論しておるのですよ。これについては倉石農林大臣が違つた意見を言つたこともあるんだ。イギリスのようにそういう例もあるんだ。ヨーロッパのEECのようにそういう例があるんだ。つまり政策的な保障の制度。年金制度と老齢保障、社会保険を分けておる。そこで、農民が国民年金の中で対象人員がどれくらいになつていくかということ、これは、これは保険の安定的な基礎、こういう点から、保険数からいつたつて、これは無視できないわけですよ。そうでしょう。だから、その点をばつぱりつかんでおいて議論しなければ、それを政策的にどう変えるのかということについて議論しなければ、二段階に分けてやらなければ、事實は事実としてやらなければだめだ。

○伊部政府委員 いわゆる農業者年金問題につきましては、ただいま国民年金審議会の農林年金専門部会で審議が行なわれておる段階でございまして、先般その審議の状況をメモの形で親審議会に報告したのでございまして。

ただいま先生御指摘の、今後の農民の数をどう見るかということ、これは、農業者年金基金を構成する場合におきましてはきつめて重要な要素でございまして、今後各種の調査を行ない、あるいは関係者の意見を聞き、政府部内におきましても慎重にその点を詰めてまいりたい、かように考えております。

○大原委員 私は、あなたが了承されたから議論をはしつたのだけれども、今回の国民年金の再計算は、善意にとつても、善意にとらなくても、これは農民年金の議論が起きてから早まったのですよ。これは一面ではいいことでもある。しかし、まかり間違えば国民年金の基礎をくずすのだということ、各方面の有識者が指摘をしてい

るのだ。これはあとの議論に回すけれども、ですからそういう点は、問題としてあるところを避けて通つてはいけません。

それじゃ農林省にお尋ねしますが、農林省は昭和四十二年に私も質問をし、倉石農林大臣やあるいは佐藤総理大臣が答弁いたしておりますが、その当時を契機として、かなりの調査費を計上して調査しているはずですよ。農林省は大体どのくらい調査費を使つていますか。厚生省はどのくらい調査費を使つていますか。

○中澤説明員 お答え申し上げます。

農民年金問題で農林省が調査費としてこれまで使用いたしました金額は千五百万円でございます。本年度さらに一千万円の予定で調査を実施中でございます。

○伊部政府委員 本年度予算におきまして約一千万円の予算をいたしまして、ただいま二万の農家を対象として年金設計に必要不可欠な基礎的な数字を集めておる段階でございまして。

○大原委員 それで、年金制度を適用する非常に議論の中心である農民について、たとえば、年齢構成が五十歳以上が何人おるか、六十歳以上が何人おるか、あるいは三十歳以上が何人おるか、こういうこと等と一緒に、対象の人口がどういふふう流動しているのかということをやはり研究しなければいかぬ。きちんとしなければいかぬ。たとえば国民年金の中の四割を農民が占めているのだからね。それで小沢次官、所得比例部分でできても夫婦で二万五百万円でしょう。それにプラスアルファしますよ。その完全実施は、法律上いろいろな特例措置を設ける問題も議論になるだろうが、このままでいけば完全実施に二十五年後でしょう。二万五百万円はスライドするだろうが、二万五百万円で生産手段を手放して経営規模を拡大していく、経営を移譲して、あるいは離農していく、そういうような政策上の効果が期待できますか。そういう議論が一つの大きな問題になる。

そこで年金局長、この国民年金の対象人口の中で最大のウェイトを占めているのは農民なんで

す。四割、七百万占めているんだから。これが十年、二十年、三十年後に総体的にどう変わっていくか、年齢的にどう変わっていくか、こういう点をきちんとして分析しなければ、任意制の所得比例部分を導入して国民年金制度を初めてつくつていくという法律を議論する際には、私は、責任ある国会としてそれについての説明をしなければ、議事は進行しないと思う。その対象人口と年齢別についての資料を私に見せてください。ここで見たらすぐわかる。

○伊部政府委員 国民年金全体といたしましては、五年ごとにいろいろな状況を入れて財政の再計算をするわけでございますが、したがっていまして、現時点におきましては、先ほど申しましたように、ほぼ横ばいの前提で計算をいたすのでございます。農民年金基金の場合におきましては、御指摘のように、いろいろな年齢構成その他は基本的に重要な数字でございます。そのため、ただいま調査を実施しておりますが、今後の重要な要素でございます。この点は総合農政の展開等にもあつて、政府部内におきましても十分煮詰めたいと思つておられます。おそく農民は相対的にスピードで減少するであろう。そういう場合におきましては、財政方式といたしましては、相当堅実な財政方式をとる必要が生ずるのでございまして、この点、調査が進行してまいりますとともに、専門部会の御審議を深められるのを期待しておるといふ状況でございます。

○大原委員 農業者年金の中間報告に出ておりますが、小沢さん、重要な検討の課題は二つある。これは年金開始年齢を六十五歳を六十歳にしたいといふのが一つある。もう一つは、二十五年といふのは長いじゃないか、少し年数の計算のしかたをはしょって二十年とかにしたい。そういうことについては不見識だからできぬという議論は私も聞いている。そういう二つの問題点がある

でしょう。いかがですか。

○小沢(展)政府委員 私が最初に申し上げましたように、農業者年金は二つの機能を考へて私どもはこれからつくり上げていくというところであります。その意味で、当然対象をどうするかといふことは非常に大きな問題でございます。現在、先生が言われたように、七百万といふような一六〇万といふ今後十年間の見込みを考へますと、私ども六百万と考へておりますが、

これを全部対象にするのか。やはり農業者らしい農家といふもの、すなわち通用語で申しますと専業農家だけにするのか、あるいは第一種兼業まですべて範囲に入れないかぬじゃないかといふのが、大体いまの私どもの方向でございますけれども、そういうように考へていきまして、その専業、第一種の農家といふものが、今後相当長期にわたつた見通しをつけて、数字的には一体どういふようになつていくだろうかといふ点を、今年度の調査の一番の主眼に私はしていきたい。これをばきりしていきまさんと制度をつくり上げることでございまして、これをまず第一に考へております。

それともう一つは、いま御指摘のように、当然一つの意見として、二十五年じゃ長いから二十年くらいにしようという御意見があると思つて、この問題は、やはり年金の専門家である厚生省の考へ方を十分伺ひしてやつていかなければいかぬと思つておられます。いづれにしても、これは農業の特殊性からいけば、経過措置といふものを考へていかなければいけない。少なくとも、過去に農業に従事した実績を考慮しながら所要の加入期間といふものを短縮していく方向で、一体何年くらいがいいのか、この点を十分ひとつ経過措置としては検討の上確定して、この制度をつくり上げる際には織り込んでいかなければならぬ、そういうふうな考へております。

○大原委員 それは、国民年金の基金の制度を設けて、そうしてプラスアルファを加えて業種別、事業別の年金をつくつていくというわけでしょう。その中で農民年金の特殊性を考へながら入れていくというわけでしょう。ことばはそれでいい。しかしいま言ったように、二十五年を二十年にする、あるいは六十五歳といふのを六十歳にする、これは全部保険計算、保険の基礎を非常に狭くしていく。つまり、保険金を払う人間を少なくして、もたらう人間を多くしていくのだ、そういうことなんです。あなたはしるうとじゃないからわかるはずだ。そのことはドイツでもイギリスでも経験してぶち当たつたんだ。そうすると、農民を対象とした国民年金基金制度を設けると、掛け金が高くなつて給付が悪くなつてしまふのです。いまの私学共済みたいなもので、つまり政策的な効果を、あなたが言うように近代化とか経営の移譲とか大規模化とか構造改善とかそういうものを達成しようとするばすれば、いま申し上げましたように、年金の基礎といふものを脆弱にしていく。老齢保障制度といふものを阻害していく。老齢保障制度といふものを二つ掲げていくような、そういう矛盾したものを二つ掲げておいて、ことばだけで説明したのでは、それは結局は国民や農民をだますことになる。それよりかは、やはり倉石農林大臣が私に答弁したことの方がむしろ筋が通つてゐる。

○小沢(展)政府委員 倉石大臣が言われた農業者年金と、私どもが現在検討しております農業者年金が違ふとは、私は思つていないのです。端的に言いますと、今後いろいろな基礎調査をやつて必要データを集めて、来年の通常国会にはぜひ提案をしたいといふことでいま進めているわけでございますが、まだいろいろ調査すべき、検討すべき内容がたくさんあります。したがつて、まだ制度をつくり上げていないわけですから、結論を得ていないわけですから、ここで端的にお答えできないのです。おっしゃる通りに、最初に申し上げましたような趣旨で、相当徹底して農業者のためにやるとすれば、いままでのような年金制度とは相当

違つた考へ方の導入をしてなければいけないといふこともわかりますし、それがまた非常に困難だといふこともわかつております。私どもは、いわゆる後継者のための、経営移譲のためのことを考へまして、六十歳から六十五歳までの制度がむしろ農業者年金としてプロパーな考へ方が貫かれていくんじゃないだろうか。それ以後は国民年金の制度に乗つて、今度の改正で通過すれば、基金の考へ方を活用しながらやっていくといふ大体的な考へ方でございますので、いろいろな点の必要なデータをいま一生懸命とおりますけれども、私はその困難な問題ではない。もちろん一番大きな問題は、今後国庫負担をどの程度導入をすべきかという点で、農業の実態から見まして、非常に困難ないろいろな問題点が出てくると思ひますけれども、総合農政の推進をはかる意味においては、ぜひ農林省としてはこの農業者年金制度を来年度から発足できまうように努力をいたしたいと考へております。

○大原委員 小沢さん、あなたは倉石農林大臣が言つたことと違ふねと言つたけれども、それは違ふよ。私はいま持っているのだけれども、あなた、そういうことばでございましてはいかぬ。あなたの言つてゐるのは違ひです。二回にわたる質疑応答で倉石農林大臣が言つたのは、経営移譲による構造改革一本やりなんだ。政策上の主張といふものを貫いて彼は答弁をしてゐるのだ。だからこれはこれで筋は通つてゐるのだ。私はあえて坊厚生大臣との答弁の食い違ひを追及しなかつたのだ。それはそれとして、彼の主張はちゃんと筋が通つてゐるのだよ。だから、今回の中間報告の問題点、こういつた二十五年とか、六十五歳を六十歳とか、そういう問題ははっきりしてゐるのだから、そういうようにこの議論を詰めていくと、これは社会保障制度審議会、国民年金審議会が答申してゐるものとんだことになる可能性があるぞ。

それじゃ、二つのことについて念のために聞くけれども、林業や漁業に従事してゐる人に対して

も、やはりそういう業種別の国民年金の構想を進めていくのかどうか。中小企業についても業種別に国民年金を進めていくのかどうか。そういう考え方がこの法律案の背後にあるのかどうか。その扱いについてはやはり公平にやるのか、あるいは差を設けるのか、これをひとつ答弁してください。

○小沢(辰)政府委員 水産、林業につきましては、なお相当いろいろ検討しなければいかぬと思っておりますので、いまのところはまだ決定をいたしていません。今後いろいろ調査検討を進めて、どうするかをはっきり方針としてきめたいと考えております。

それから、先ほど倉石さんと私のあれが違うと言われますが、私ここに速記録を持っていますのですけれども、倉石大臣が答弁されたのは、「土地の移譲等をやりますくして、経営規模の拡大等に資してある国も御存じのようにございます。」もう一つの考え方は社会保障的な考え方だ。そうして二つの考え方をどのように調整して実施できるかということについて、目下専門家に依頼して検討しているという答弁をしているわけです。そういうことで……(大原委員「いや、それは前の答弁なんだよ。何日の答弁ですか」と呼ぶ)七月十三日の予算委員会なのですが、同じ日でございますけれども、そのあと先生が御質問になつて、それでいろいろやつて、そのときに倉石大臣が「一部には、国民年金に上積みすればいいではないか」という安直な考えの論者もあります。しかし、これはやはり農業政策としての基本的な考え方、これは立脚したものでありますから、そういう立場でわれわれは研究をしております。

「私はそのとき聞いておりませんから、いろいろニュアンスはわかりませんけれども、倉石大臣も、御承知のとおり自由民主党内でこの問題の会長をやつており、政府側と連絡をとつて成案を得る責任者になつておられるわけですから、私どもは、倉石元農林大臣の考え方、しかも国会で正式に表明したことを全く違ふような方向で検討

しているとは思っておりません。

○大原委員 それはしかし、そのあとの質疑応答で、総理大臣は意見が違ふということを認めているのですよ。私は、倉石さんが言つたことは倉石さんが言つたことで筋が通つていふと思うから、議論をしていふのですよ。そのあと坊厚生大臣が答弁して、総理大臣の答弁と違ひがあるのだ。ただし、どこがほんとうの中心になつて立案をしていくのだと言つたら、これは国民年金審議会が舞臺だ、こう言つて答弁したから、これは一つの筋ができたわけだ。それはそれとしてそれ以上深入りをしなかつたわけだ。総理大臣は確かに厚生大臣の意見と違つていふ言つたけれども、私はそれについてとやかく倉石農林大臣のことを言ひなかつた。倉石さんはその当時まだよくわかつていなかった。つい外部で選挙のときに言つたものだから、佐藤総理もそれについていふたものだから、あとで何とかしなければいかぬということでは理屈をつけたのだけれども、その理屈はすばつと当たつていふのだ。

もう一つ、私の質問に対して答弁がないけれども、農林省は林業に対してどうするのか。あるいは中小企業が構造改革、高度成長で、各業種によつてはいろいろ問題があるけれども、それぞれの分野で国民年金基金の制度を設けて、その特殊性を主張して国庫負担の導入を要求した場合に、やはりこれもこの法律の均衡上、政治の均衡上、国民年金を舞臺にする場合には無視できぬ。後者の中小企業その他の問題については厚生大臣、林業については農林省。

○小沢(辰)政府委員 先ほどお答えをいたしたわけですが、林業、水産業については、その特殊性から見ていろいろ検討をしてみなければいかぬ面がたくさんありますから、今後検討を進めた上で決定をいたしたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 中小企業につきましては、いま特別なことを考へておりません。さように申し上げておきます。(大原委員「将来問題が提起されたら」と呼ぶ)問題はこういう形で提起されてま

いりますが、その問題のありかたによつて考えなければならぬと思ひます。

○大原委員 国民年金審議会や制度審議会が指摘しているのはそういうことをいっているのです。年金局長そうでしょう。これは国民年金を基盤にしてそういう特殊性、ニードを主張して、それを根拠にしてたくさん政策を出したら、国民年金はばらばらになつて、いままでやつたことが台なしになるじゃないか、言うならばこういう議論をしていふのだ。この答申はそういう答申なんです。だから私はその考え方から、ほんとうに農民のための年金をつくるならばそういう政策で考える。しかしながら、うやむやなことを、こういう重要な問題についてことばのやりとりだけでやるということは、われわれとしては、あとに大きな問題を残すのじゃないか、こういう点を国会の審議を權威あらしめるために言つていふわけだ。

○斎藤國務大臣 私は、国民年金といひましては、このたび議論をされております農民年金は特殊の例外として考へていくべきものと、ただいまの段階では考へております。

○大原委員 国民年金の趣旨は、フラット部分で任意制の一段階の所得比例を三百五十円積んでいふのですよ、プラスアルファをやるといふことを条件に。同一業種、同一事業で三分の二賛成すれば国民年金基金をつくることのできるということになつていふ。そうしたら、そういうことが必ずありますよ。お医者さんと弁護士とか、こういう職業別のやつが出てくる。だからそういうことを指摘しておる。

そこで、時間もかなり進んできたし、私もおなかすいてきたからしるが、イギリスやスウェーデンやそういうところでは——たとえはイギリスの例をやる。イギリスはこの問題を議論しているのです。これはかなり議論したのだが、結果としてはどういふ政策をとつていふか、こういう点についてひとつお答えいただきたい。

○中澤説明員 お答え申し上げます。其間にいたしまして、イギリスにおきまして、

先生御指摘のような問題がどういふふう議論されましたか存じ上げませんが、ただ結果から見ますと、イギリスで老齢保障制度のほかに、農業者に関する無拠出によるところの離農年金制度が実施されておることは承知しております。

○大原委員 これはいろいろ議論があつたということ、現地へ去年行つていろいろ聞いたのだけれども、農林省からも書記官が参事官が行つていた。それで厚生大臣、老齢保障以外にこの年金を、年齢によつて、希望によつて分けるけれども、別の年金、言うなれば、日本では恩給である。それと一時金選択を認めながら、それで何年間に何人を対象にしてこれを実施するのだという、びしつと対象も予算も計画もはつきりした、そういう制度をちゃんと設けておる。これは老齢保障を分けていふのですよ。これは議論しろといつたら幾らでも問題があるんだ。本質的に、政策的なニードと老齢保障という社会保障、社会保険的な考え方としての拠出制をとつていく場合に、これは矛盾をして足が裂けるという現象が起きてくる。だから私は言つていふわけですよ。その基礎をつくるのが国民年金の基金制度である、こういうことであるから、これは一たん充足しますと、やはり日本の皆年金がレベルアップしてどんどんいふのならばいいけれども、そうではなしに重要な問題に達着するのではないかとこの点を指摘しておる。イギリスはそれを議論し、他のほうもそうですよ。政策的なもの、国がちゃんと政策費として見ていふ。むしろ倉石農林大臣が言つたとおりの。あの感覚のとおりだ。倉石農林大臣が言つておるの、私は非常に単純なあの人の意見だと思つたけれども、にわかづくりの、しかしそれはそれで意見が通つていふと私は思ふ。だから、そこについて解明しなければ、これは国民年金の所得比例制、特に任意制、一段階制を意味していく、プラスアルファを加えて基金制を設けていく、こういう制度から考へてみて非常に重要な問題じゃないか、こういうことを言つていふのですよ。これは皆さん方はもう頭を突つ込んで

いてわかつていると思うのだけれども、私が、あるいは国民が納得できるような議論にまだかみ合っていないと思う。厚生大臣、この点について、国民年金はきつかく再計算する——短期間で再計算したわけだ。厚生年金に歩調をそろえて前進しようというかまえになった。だから制度ができておるという問題について、これを正しく受けとめて、そうして、政策上の目的と、老齢保障のそういう過程における矛盾というものを、整理しながら政策を立てないと、これはとんだことになるのではない。だから、私も昭和四十二年にこの議論を提起したのは、これは農村に非常に社会保障がない、これはたいへんだ、そのことについては国民年金はこたえてはいない、そういう面においてはこの問題は決してマイナスにすべきではない、私はこういう観点で議論したはずなんだ。それだけの良識を持って私は議論したはずだ。倉石農林大臣並びに坊厚生大臣等を、このことについて困らせようとはしていないのだ。当時の議事録を見てもらえればわかる。しかし、事ここまですべてくると、私も関心を持った点については解明ができないばかりか、各方面で議論があるのにこれが未消化のまま通っていくということは、これは、われわれ審議に加わった国会議員として、国会としても問題だと思わなければならない。したがって委員長、これは同僚の質問もあることですから、最後に厚生大臣の意見を聞いておいて、もう十二時半になりましたから、私の質問は一応これで終わるけれども、あとに留保していただきます。

○斎藤国務大臣 たいだいま大原委員のおっしゃる御意見は十分よくわかります。そのとおりだと思います。農民年金制度を導入いたします場合には、政策的なもの、そうでない社会保障のものと、これは混同しないように、また、いまおっしゃるような、将来困った事柄の起こらないように十分留意して運営をしていくべきだ、かように考えております。

○大原委員 最後に一言。厚生大臣の非常にまじめな善意はわかるのです。お気持ちにはわかるけれども、中身はわからない。中身は全然理解できない。私は今後これは解明すべき問題として将来——将来ではない、もう出発するんだから、解明すべき問題として問題を保留しておきます。そうして質問を一応中断をします。

午後零時三十七分休憩

午後一時五十七分開議

○森田委員 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。田畑金光君。

○田畑委員 まず初めに大臣にお尋ねしたいのですが、今回の国民年金法の改正案は、大幅な改善といわれておるわけですが、制度の飛躍的發展というにはほど遠い感じがするわけですね。ことに厚生年金制度との比較を見ますと、その実態において十分な点が多々あるわけでありまして、今回の厚生年金改正と国民年金改正とは、いわゆる二万円年金、こういうことで表向き同じ基準に達したような感じを与えておるわけでありまして、しかし、しさいに実態を検討してみますと、厚生年金、あるいは国民年金の間には、相当大幅な違いがあると考えておるわけで、この点について大臣としても同じような所見であろうと考えますが、まずその点について承りたいと思えます。

○斎藤国務大臣 お説のように、今回の改正は相当大幅な改正でございます。今日の段階におきましては、この程度で満足せざるを得ないと考えておりますが、これで将来も十分だというようには思っておりません。

○田畑委員 このことは、要すれば国民年金制度は歴史が浅いし、また年金の対象者も、農民であり、自営業者と対象が広範にわたっている、この

人方の所得の把握がまたむずかしい、そういう点には確かにあるわけでありまして、厚生年金制度が発足してすでに二十数年の歴史を経過しておるが、国民年金制度は昭和三十六年に拠出制が始まって十年の歴史しか持っていない、こういうことから、両制度の中にあるいろいろな内容の点から見ても、相当な開きがあり、差異があることは事実であるわけでありまして、また大臣もそれをお認めになったわけでありまして、今後国民年金制度といふものは、どういう構想をもってこれを強化、発展させていこうかということなのか、この点について伺いたいと思えます。

○伊部政府委員 今後の国民年金につきましては、物価あるいは生活水準に見合せて、実質的に老後の生活のよりどころとなるような改善を加えてまいりたいと考える次第でございます。

なお、厚生年金とのバランスにつきましては、今回の改正案におきまして、制度上兩制度のバランスをとったのでございますが、ただいま御指摘のように、発足時期の差がございますので、直ちに現実支給年金額が、厚生年金までまいるわけではございませんので、今後さような点につきましても、引き続き努力をしてまいりたい、かように考える次第でございます。

○田畑委員 この間来質疑の中でいろいろ究明されましたように、夫婦二万円年金といつても、実際は所得比例部分の四千五百円を入れて初めて二万五百万、こういうのが実情で、二万円年金といふものは事実上反する、こう指摘してもよろしいかと考えるわけでありまして、なるほど所得比例制を取り入れたということは、制度発足当初からいえるこの点については論議されてきた問題である。その意味においては画期的な制度の一步前進である、こういうことは認めるわけでありまして、ただ問題は、任意制であるということ、法律体系の面から見た場合、こういう制度においてはやはり強制加入ということであって初めて精神も生かされてくるものと考えるわけでありまして、そういう意味において、今回の所得比

例制の導入にあたって、当面第一段階としては任意加入制をとった。また制度審議会なり、あるいは社会保険審議会においても、その答申の中では当面やむを得ぬというような趣旨を述べておられますが、当面はそうであっても、将来はやはりこれをもう少し実態的にも実のあるものに充実することが必要であると考えておるわけで、こういうような点について、厚生省としては今後どういう方針で臨んでいくつもりであるか、この点を明らかにしていただきたい。

○伊部政府委員 所得比例制は、ただいま御指摘のように、国民年金制度では初めて導入されたものでありまして、被保険者の理解はまだ浅いと考へなければなりません。したがって、当面は単純な段階制で、かつ対象者の希望によって加入する任意制としたのでございますが、今後年金制度の充実、成熟に伴い、被保険者の年金に対する認識も深まってくると思われまして、ただいま御指摘のような審議会の御意見をも参考としつつ、社会経済事情の進展ともならみ合わせながら、所得区分の強制適用等の問題について検討を進めてまいりたいと考える次第でございます。

○田畑委員 一般論としては、局長の答弁で理解できるわけでありまして、所得比例制の導入ということ、将来、たとえば何年計画で実現するかというようなスケジュールなども、この制度発足にあたっては検討しておいでになったのかどうか。なるほど、先ほどから申し上げましたように、国民年金の対象者である人方というのは、所得の把握が非常に困難である。よくクロヨンといふことばがあるように、税法上から見ても、課税対象の把握は非常にむずかしい層であるといふこともこれは事実でございますが、されば、むずかしいからというので、ただ任意制でいつまでもほっておくわけにまいらぬと考えるわけですね。たとえば、これは法律案は違いますが、この委員会が審議されておる労働省所管の失業保険法の一部改正を見ましても、五人以上の労働者の職場においては強制適用であるが、長年の懸案

であった五人未満の事業所についても、すべて保険の対象に広げていこう、とりあえず限られた職種については、この三年なら三年の間に、全部強制保険、強制加入、こういうように充実していこうとする法律案が出ておるわけでありますが、やはりこの国民年金についても、せっかく所得比例制を導入したとするなら、もっと実情に即して、所得比例制が任意ではなく、強制制度として確立されるようなことが、制度の趣旨から見て当然なことだと考えておるわけで、その意味において、そのような年度計画などをお持ちなのかどうか、この辺の事情をひとつ明らかにしていただきたい。

○伊部政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、最初の制度でございますので、制度実施後の状況を見まして、あるいは被保険者側の御意向も伺いつつ、この問題についての検討を進めたいと考えておりますが、おおむね次期再計算期までをめぐり、かような問題についての結論をやはり出すべきであらうというふうに考えておる次第でございます。

○田畑委員 次期財政再計算期というところ、おおむね五年というところになるわけですが、一応一つの間どきと考えるわけですが、しかし、この点については、再計算期を五年にするという現行のたてまえが現状に即するかどうかという点も、これは問題として指摘せねばならぬと考えるわけですが、しかし、いずれにいたしましても、局長が一つの間どきを置いて強制加入についてもっと具体化していこう、この点については了といたしますが、この点、大臣からもひとつその考え方のほどを承っておきたいと思っております。

○斎藤國務大臣 ただいま年金局長がお答えをいたしましたとおり、まず所得比例、任意制を導入いたしましたので、その趣旨の徹底をはかり、その実施状況を見まして、要すればできるだけ早い機会におおむね強制加入の方途も講じてみたい、かように考えております。

○田畑委員 局長、今度のこの法改正で、高齢者が

の任意加入ということが再開されたということは非常にいいことだ、こう思うのですが、どれぐらゐ該当者があるのですか。

○伊部政府委員 該当者、つまりこの制度によって再加入できる対象人口というのは約二百万人、こう見込んでおります。

○田畑委員 さらにまたこの法律改正によれば、継続加入という制度も取り入れておるわけですね。これはどういう条件でどういう内容の人員、そしてどのくらいの数にのぼるわけですか。

○伊部政府委員 約一万人と見込んでおります。

○田畑委員 いま約一万人とお話になりました。それからこういう人員もあるんですね。三十六年から拠出制が始まったとき、この制度に反対する動きが相当にあったわけですが、そうしてまたそういう関係もあって、現実にこの年金に加入しない人員もいるわけですね。また、われわれもしばしば見受けるわけですね。元来強制加入制度の国民年金制度からして、そのようなことがあること自体がおかしいと思うのだが、現実にはそのような人があるわけですね。そういう人員について、救済の道が講じられているのかどうか。講じてあるとすればどういう内容なのか。またそういう人員はいまどのくらいあるのか。

○伊部政府委員 ただいま御指摘のように、保険料を滞納したことによりまして資格期間を満たし得ない、したがって、年金権に結びつき得ないという見込まれる人は現在約五十一万人程度と推測されるのであります。今回の改正にあたりましては、これらの人々をできるだけ年金権に結びつける方策をいたしまして、昭和四十七年六月三十日まで

の間に、過去に保険料を滞納していた期間一月につき新たに四百五十円の新しい保険料を納付することによりまして、年金権に結びつき得る措置を講じておるわけでございます。

○田畑委員 そうしますと、この高齢者の任意加入で、再開された今回の法改正で新しく二百万の人が入ることになる。あるいはまた途中でやめた人が今度また継続加入する人が一万人、さらにまた

いろいろな事情で保険料を納めなかった人員が五十一万人、この人員は、主としてこの制度そのものに反対して入らなかった人が相当数のじやないか。こういう人員が全部捕捉され、そうしてまた法の適用を受けるということになれば、ここに文字どおり初めて皆年金というものが実現する、こういうことになるものだと考えますが、それで国民年金がすべての人員に行き渡るということになるのかどうか。まだ残る人があるのかどうか。

さらにまた高齢者について、今回の任意加入の再開の道が開かれたということは適切な措置であるわけですが、加入期間の問題であるとか、年金額の問題、保険料等を見ますと、相当条件がきびしいわけで、この点は保険審議会の答申や制度審議会の答申を見ても、皆さん方の今回出されたこの法律の提案の趣旨説明を見ても、老齢年金の再加入の人員について条件をもっとよりよくすることとが可能ではないかと思うのです。

たとえば給付の面を見ましても、なるほど期間が五年ということも手伝っておりますが、月に二千五百円ということになっております。こういう点については、もっと改善の余地があるのではないかと考えるのですが、この点はどうでしょうか。あるいはまた次の機会には、こういう点についてももっと改善するのだということが約束できましようか。

○伊部政府委員 第一点の国民皆年金を達成するという点でございますが、二百五十二万人の方々につきましては、行政努力を浸透することによりまして、これらの方々をつとめて年金権に結びつける努力をいたしたいと考えるものでございませう。

なお、これによりまして、これらの方々も全部加入されますといたしますと、これらの方々より若い年齢層にしましては、国民皆年金が実際のにも全部達成されることになるわけでございます。

高齢者の任意再加入の措置につきまして、その条件あるいは年金額等についての御意見があった

のでございますが、資格期間が短うございますので、年金額も低くならざるを得ないのでございませうが、十年年金と同程度に優遇するということから、五年で月額二千五百円という水準にいたしたものでございませう。この点は、国民年金審議会におきまして、当初から高齢に加入しているものとおきまして、当初から高齢に加入しているものと加入期間、年金額、保険料等について異なる取り扱いとなることもやむを得ないといったような御意見もあつたのでございませう。保険料につきましては、このような特別の短期年金ではきわめて高額の負担となるのでございまして、もしこれらの方々だけでこのような年金を形成をいたしますと、三千円を上回る負担になるのでございませう。

そのような負担はとうていできかねますので、給付につきまして非常に優遇しておるこの優遇率程度の保険料の増額をお願いしたい。つまり通常の方々は四百五十円でございますが、これに對しまして、いま言ったような状況でございますので、七百五十円という保険料を払っていただきます。そのかわり給付につきましては、十年年金の半分ではございますが、優遇率は同じような扱いをしよう、こういう考え方でございませう。

なお、この加入者が五年間に納付する保険料の総額は四万五千円というわけでございますが、おおむね一年六カ月分の金額に見合うものでございませう。

○田畑委員 数字的に詰めれば、いま局長の答弁ということになると思ひますが、しかし、高齢者の任意加入の道を開いたというのは、あの制度発足当時、昭和三十六年四月一日現在五十歳以上五十五歳未満の人員、こういうことになっております。そういう、いわばこの国民年金法という法律がわが国において実施できたのは、昭和三十六年初めて拠出制が発足したという、この人員からいいますと、国の制度がおくれた、たまたま年が五十歳以上五十五歳未満であった、こういう人員であるわけですね。また、国民年金の法律のたてまえから見ても、この法律第一条によれば「国民生活の安定がそのなされることを国民の共同連帯に

よつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」というのが国民年金法のたてまえであるとするれば、このような人方については、いまお話しのような計数的なことだけで処理するということは、再考の余地がある、私はこう考えておるわけで、なるほどいまお話しのように、十年掛けた人が五千元、五年掛けた人方が二千五百円、まあその意味においては負担に比例して均衡を得たものであるということにもなると思いますが、この種制度というものの性格を持つ制度であるだけに、いま私の指摘したこの老齢者の任意加入の取り扱いについては、ひとつ将来の課題として、もっと優遇するように検討されることを強く望んでおきたいと思ひます。この点、私は厚生大臣から一言考え方を承りたい。

○斎藤国務大臣 御意見の次第もございまして、十分検討いたしてみたいと思います。

○田畑委員　しばしばここでも取り上げられた問題で、あえて繰り返すようであります。スライド制の問題ですね、この点についてどういう考えを厚生省としてはとられるのか、今後この問題に関する基本的な方針、考え方なり、こういうものについてひとつ承ておきたいと思うのです。

○伊都政府委員　年金額を調整するという意味合いにおきましては、厚生年金保険法も国民年金法も規定を持っておりまして、かつまた実績もあるわけでございます。その意味におきましては、まさにスライドしていったらいいと思うのでございますが、いわゆるスライド問題といわれておりますものは、一定の数字によりまして、たとえば物価なら物価という数字によりまして、年金額を自動的に引き上げていくという問題でございます。この点につきましては、国民年金審議会あるいは社会保険審議会におきましてもいろいろ御議論をいただいたのでございますが、まだ現実的には低い年金水準へのスライドとなるおそれもある、あるいはわが国のように高度成長を続けている

る経済のもとでは、ともすれば年金水準は立ちおくれがちとなり、年金の地位は容易に確定できない状況にあるので、スライド制の設定はむずかしい問題となっているといったような御意見もございまして、まだこの問題を踏み切る段階までには至っておらないのでございますが、引き続き関係審議会、あるいは年金制度共通の問題でございまして、公的年金制度調整連絡会議といったようなところにおきまして検討を進めてまいりたい。しかしながら、自動スライド制の有無にかかわらず、年金のレベルを、政策的配慮によりまして、物価あるいは生活水準の上昇を勘案をして改善をするということは、当然のことでございますので、今後ともその点は達成をしてまいりたい、かように考える次第でございます。

○田畑畑員 この点に關連して、これは局長にお尋ねするわけですが、国民年金法の第四条第一項を見ますと、「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に

ければならない。」この第一項を読んで感ずることは、たとえわが国が昭和三十年代以降急速な経済成長の段階に入ってきた、これに伴う国民生活の水準、あるいは国民の消費水準も高まつてきた、あわせてまた、物価、特に消費者物価の異常な値上がりという、国民生活に影響する問題が強く表面化してきた。したがって、先ほど局長が、お読みになった審議会の答申の中にありますように、年金受給者は、特に物価高その他生活環境のうちに、年金受給に伴うて、実質的に生活の切り下げという境遇に追い込まれてきておる、これが現実の事情だと考えておるわけですね。そういうことを考えてみるならば、この第四条の第一項の精神に基づいて、これは当然年金についても引き上げ措置を講じていくべきだ、こう思うのです。したがって私は、ここで念を押したいのは、第四条第一項と第二項の関係ですね。この第二項は、要すれば少なくとも五年ごとに財政再計算をやるということに

なつておるわけですが、第一項と第二項との関係は、これは別個のたてまえでできている条文であると私は考えておるわけでありますけれども、これは一体として見るべきなのか、あるいは第一項、第二項は別々に見るべきなのか、この点についてまずひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○伊都政府委員 第四条の第一項は、「変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。」という義務規定でございます。第二項は財政の再計算を少なくとも五年ごとに行なうべきであるという規定でございます。して、一項と二項は直接の關係はございません。

○田畑委員 よくわかりました。結局、第一項と第二項の直接の関係はない、こういうことでしよう。ですから、必ずしも第二項に基づく五年の財政再計算期を待たずして、第一項に基づいて年金制度については、年金については、当然生活環境の変化等に応じて検討し、または正すべきだ、これが趣旨だと考えるわけです。

そこで、先ほどの私の質問に対する局長の答弁の中では、審議会の答申はこの点について明確に結論を出してはいないが、しかし政府として、厚生省としては自発的に、自主的に、ひとつ実質的な年金の切り下げにならぬように今後とも措置していくということをお答えになりましたね。これはいいことのような方針でいくのかどうか、ひとつもう一度私はお尋ねするわけでありますが、特にこの問題に関連して、恩給審議会が昨年の三月二十五日に答申を出しておりますね。その恩給審議会の答申を読みますと、「五%以上消費者物価が上昇した場合にはそれに応じて恩給年額を改定すべきものとし、将来におけるその実効性を確保する観点から、これを制度化するなど所要の措置を講ずることが適当である。」明確に消費者物価の上昇五%を基準にして、恩給の年金については正措置を講ずべしと政府に答申しておりますね。恩給と国民年金、なるほど性格は違うものではないにいたしましても、年金という点においては

共通の性格を持つものであるわけです。したがって、この恩給審議会の答申のような趣旨でもって、今後国民年金についても政府としては運用していくという方針であるのかどうか、この点私は、厚生大臣からこの際ひとつ承っておきたいと思ふのです。

○斎藤國務大臣　できるだけそういつた方針に従つてやつてまいりたいと思つております。

○田畑委員　できるだけという御答弁でございますが、今度の国会における恩給法の改正、あるいはこれに関連して厚生省関係の援護法等見ましても、昭和三十六年度から四十三年度の消費者物価の上昇率四四・八％、こういう前提に立って是正の措置が講ぜられておるわけですね。また恩給の是正を見ますならば、あるいは恩給の是正というよりも恩給の引き上げ措置を見るならば、毎年現実にも恩給の引き上げ措置を要するならば、毎年現実に恩給の引き上げというものはなされてきておるわけです。これは厚生大臣一番明るいわけですが、事務当局から出された資料を見ても、恩給の引き上げ経過、これは文官普通恩給についてでありますが、昭和三十七年十月から四十年九月まで一〇〇として、四十年十月から四十二年九月まで一二〇、二〇％上げておる。四十二年九月から四十四年九月まで、これは年齢別に引き上げ率が、それぞれ分かれておるわけでありますが、とにかく引き上げ措置がなされておる。四十四年十月以降についても同様に、年齢区分に應じてではありまするが、相当の引き上げ措置がなされておる。また四十四年度の予算措置においては、先ほど指摘したように物価の値上りに応じて、現実には恩給あるいはこれに関連して援護措置等の引き上げがなされておるわけです。したがって、この恩給審議会答申というものは、単に恩給だけでなくという一つの方向を示したものであると考えるわけでありますが、この点について相願わくば、望むらくは、物価の上昇なり、あるいは消費水準の推移、あるいは国民生活の今日の上昇から考えたとき、に、年金制度、国民年金制度等についても、随時

是正措置をはかるべきであると考えますが、この点ひとつ大臣の考え方をもう一度承りたい。

○斎藤國務大臣 精神といたしましては、恩給の引き上げをするのと同じような考え方で引き上げをまいりたい、かように思うわけでございます。しかし、年金制度は拠出金の問題もあり、毎年毎年というわけにはなかなかまいりにくい、かように思います。しかし、最低三年くらいいたてば必要に応じてやらなければならぬ。五年の再計算期を待つことができないのが最近の日本経済の成長の状況ではなからうか、私はかように考えます。

○田畑委員 確かに大臣のお話のとおり、国民年金の場合は拠出制であり、保険料を納めるというので、事務的な処理その他、毎年毎年これを改めるのはいへんだというところは私も了解できます。できますが、しかし、やはり大臣のことばにあったように、少なくとも三年くらいの期間を置いて、あるいは二年くらいの期間を置いて改めていかなば、いまの経済環境の変化には応じていけないのではないか、こういう感じを持つわけです。そこで、ひとつ大臣にお尋ねしますが、先ほど私申し上げた第四条の第二項です。厚生年金法でも同じであります、財政再計算期五年となっております。現実には沿わないのじゃないでしょうか。現に国民年金法の改正でも、昭和四十一年に改正して一万年年金、それからまた厚生年金の改正に呼応して、今回四十四年に二万年年金というように案に移っているわけですから、五年ごと再計算をやるということは、今日の状況に沿わないと私は考えるのでありますが、この点どうでしょう。

○斎藤國務大臣 私はしるうとよくわかりませんけれども、しかし常識的に考えまして五十年の再計算期というのは、その物価や、あるいは国民の生活水準の高まりということがなくても、五十年ごとには一ぺん数字を洗い直してみる、こういうことだと思われましてあります。第一項はまさしく物価の上昇あるいは生活水準の向上という面で、

給付金も、あるいは保険料も、拠出金も、現状にそぐわないという状態を来たした場合にこれを改正する、こういう考え方でございますから、私は日本の経済成長がまだ続くものと、かように考えます。十年以内には国民所得がさらに倍になるであらうという一応の考え方のもとに立つならば、第一項による改定が今後続けられるべきもの、かように私は考えます。

○田畑委員 第四条第一項を適時適切に運用するならば、あえて再計算期を五年にしようとする三年にしようとする、実態的には国民一般の立場からいうと差しつかえない、こう考えるわけでありますが、しかし第一項と第二項は、相関連した受け取り方というのか、解釈というのか、そういう思想というものが強く流れておるわけですね。それは、この解釈は正しくない、先ほどの局長の答弁のとおり、第一項と第二項は関係ないのだといえればそれまでであるが、しかし、再計算期は五年ごとにといい、こういうことはいかにも五年たたなければ改正ができないような解釈も一部生まれておるわけで、この点は十分ひとつ考えるべき問題だと私は思うのです。

少し法律の解釈の問題になるのですが、第四条を見ますと、物価の問題というのは書いていないのです。これはどういうわけなんでしょうか。たとえば恩給法第二条ノ二を見ますと、「年金たる恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生じタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、こう規定されております。ところが、国民年金法の第四条には、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には」云々、物価の問題を取り上げていないんですね。これは同じ解決によって、物価の問題も当然「その他」の中に入っているということなのかどうか。どういうわけで立法過程において、恩給法のそれと年金法のこれとの間に内容の表現に差異があるのか。この点を、立法の経緯に照らして御説明をいただきたいと思うので

す。

○伊部政府委員 「その他の諸事情」に当然物価は含まれるものと考えます。恩給法は実はその後の法律でございまして、第四条と同時に制定された法律ではないのであります。

○田畑委員 要すれば、この年金法の第四条の第一項の中の「その他」の中に物価の問題も入っているんだ、こういうことなんですね。

○伊部政府委員 そのとおりでございます。

○田畑委員 それから、これも先ほどの質疑の中でいろいろ取り上げられておりましたが、基金の問題に関連して、今回国民年金もすべて基金制度を取り入れて、そしてこの基金については事業別、業種別に制度をつくっていく。この基金の発足にあたっては厚生大臣が認可する。また同一業種に所属する三分の二以上の者が同意を得て認可の手続をとるなど、なるほど法律を見れば書いておられますが、国民年金の中に今後予想される基金というものは、どういう業種別あるいは事業別を予定しておるのか。これは自営業者というところと相当にわたるわけでありますが、具体的にはどういう業種、業態を考えておるのか。あるいはまた農民、農村についてはこれも基金制度というものを設け得る、当然であると思うのですが、それも予想しておるのかどうか、ひとつもう少し具体的にその構想を明らかにしていただきたいと思うのです。

○伊部政府委員 ただいま御指摘のように、国民年金の対象者につきましては、全国的な制度としては個別の要望にこたえられない場合もございまして、業種ごとに基金を構成をして、その業種の特別のニーズにこたえ得るような道を開こうという趣旨でございまして、ただいまたとえば理容業等はすでにボランティアな年金を実施いたしております。あるいはその他の業種につきましても、非公的に相談に来る業種もあるのでございまして、農民の場合、今回の国民年金の改善は、農民に対する年金を、厚年並みにしてほしいという要望にこたえる意味も含んでおるのでございまして

が、今回の国民年金の改善によりまして、なお果たされないいろいろなプラスアルファの問題、あるいは農政上の要請、そういうようなものにつきましては、年金の体系上は、この国民年金基金を活用していくということになっておるものでございまして。この点は、先週親善委員会に報告されました農民年金問題専門部会の審議にも明らかとおりでございまして、ただ、農民にしましては、総合農政との関係でいろいろ問題がございまして、今後の煮詰めを待ちまして、立法措置が必要であれば必要な措置を講ずることになろうかと思ひます。

○田畑委員 私がお尋ねしておるの、あなたが先ほど取り上げられたのは理容組合でしたか、ただ理容組合だけじゃないでしょう。自営業者というところの業種、業態があるわけですね。それそれが基金制度を設けることを厚生省としては予想しておるのか。これが一つ。おおよそこの程度の業種には、独自の基金ができるであらうというところもお考えになっておると思うのですが、それはどのような業種、業態を考えていらっしゃるのか。

もう一つは、現行の国民年金のいまの改正案においても、農民自体が基金を設けるということも、この法律が改正を見れば当然これは可能だと思ふんですがね。その場合に、どういう構想で農民自体の特別の基金をつくらうのか、そのあたりについて、ひとつ構想があるならば承りたいと思うのです。

○伊部政府委員 基金をどのようなグループがつくるかということでございますが、一般論といたしましては、対象者の年金に対する要請が強い、あるいは強い連帯組織と指導統制力を備えた組織母体があること、業務が安定しておるというふうなことが基本的な要件であらうと思ふのであります。この要件を十分検討して、申請があれば基金を認可してまいりたいということでございまして、ただいまのところ具体的に、この基金を設けたいという要望が公式に出ておるのはいまだないので

ざいます。目下の段階では、いろいろ非公式に相談があるという状況でございます。現在すでにポランタリーな年金制度を持つておる業種もございますから、そのような業種につきましては、比較的すみやかに国民年金基金を設立したいという御要望があるのではなからうかと考えておる次第でございます。

○農民年金、農業者年金につきましては、ただいまその内容を、農民年金問題専門部会を中心にいろいろ関係者が寄つて議論をしておる段階でございます。また、厚生、農林両省におきましても、年金設定に必要ないろいろな調査を実施しておる段階でございます。これらの点を、専門部会の審議、あるいは調査結果等を待って、農民年金の具体的な内容を着目してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○田畑委員 私がお尋ねしておるのは、いまあとにお答えになった点は、私はそこまで言っていないわけですが、そうじゃなくて、今度の法律改正によれば、この国民年金の中に基金制度を設けるということになっております。そこで、その基金というのは企業別、事業別と、こうなっておりますが、その場合、農業者ですね、農民の方々も、この改正法に基づけば独自の基金を設けることができるのかできないのか、それは予定してないのか、この点ですがね、どうなんでしょうか。

○伊藤政府委員 この改正法案に基づきまして、農業者もこの基金をつくらうと思えばつくれるわけでございます。

○田畑委員 そこで、これは午前中の大原委員の質問の中にも詳しく取り上げられておりますが、せっかく小沢農林副大臣が見えておられますので、副大臣に私ちょっとお尋ねしたいと思うのですが、農民年金問題の考え方についてということで、国民年金審議会農民年金問題専門部会審議メモ、四十四年六月十三日に出ておりますね、これを読んでみますと、大体わかったような感じがするわけですが、今後このメモというものがいつごろ一つの

案となつて政府に対する——これは国民年金審議会だから、どうなんですか、厚生大臣に來るのですか、政府に來るのですか、この審議会メモは、今後具体的にどのように発展していくのか、それをひとつまずお尋ねしておきたいと思うのです。

○伊藤政府委員 ただいま御指摘のような状況で、農民年金問題専門部会が親審議会に、審議の状況を審議メモという形で報告をしたのでございますが、今後なお専門部会といたしましては関係者の意向等も確かめつつ、あるいは厚生、農林両省の調査結果等も見つて審議を進めるものと考えておりますが、厚生省といたしましては、明年度予算編成に間に合うような時期に専門部会から御意見がいただけることを期待しているものでございます。

○田畑委員 国民年金審議会ですから、これは当然厚生大臣の所管として動いていくものだと思いますが、農林省と厚生省との関係は、この農民年金問題についてはどういう関係になっておるわけですか。

○伊藤政府委員 農民年金問題につきましては、この問題が発足以来、両省は緊密な連絡をとつてやっておるわけでございます。

○田畑委員 この農民年金問題というのが主として政策目標として出てきたのは、農業政策、いわゆる最近流行のことばで言うところの総合政策、そういう一環としてこれは取り上げられてきたわけですね。この制度のねらいというものは、端的に申しますとどういふことをねらつておるのか。これは年金局長じゃなくして、小沢副大臣からひとつお答えをいただきたい、こう思うのです。

○小沢（農）政府委員 先ほど大原先生のお尋ねに対してお答えしたのですが、まず年金制度でございますから、当然第一義の目的は農業者に対する老後保障、こういうふうな考えでいいと思います。ただし、私どもとしては、それならば国民年金の改善措置でいけるんじゃないだろうか、それだけではどうも農業者年金としては少し足りないんじゃないだろうか、そこで優秀な経営担当

者の確保をするとか、あるいは若返りをはかるとか、あるいは農業の近代化に資するとか、農業の規模拡大のための経営移譲の面においても、この年金制度を活用いたしまして農業の構造改善に資するように、農政全般の一環として、特殊な農業者というそのいろいろな立場を考えつつ、ここに何らか新しい考え方を入れていきたい、こういうのが基本的な考え方でございます。

○田畑委員 この農民年金問題専門部会の検討内容、そして先ほどあげました六月十三日段階における審議メモというものは、おそらく最終的にはこういう思想をもつて、この年末か秋か知りませんが、親審議会に報告が出るものと考えますが、先ほどお話を承つておりますと、農民年金問題については四十五年度の予算措置、あるいは次の通常国会には法律改正を必ず出すのだ、こういうことで理解してよろしいわけですか。その場合は、結局また国民年金法の一部改正という形で出てくるのかどうか、この点はどういうことを考えていらっしゃるのか。

○小沢（農）政府委員 来年度の予算編成のときに予算措置まで必要かどうかは、これは法律を来年度の通常国会に御提案を申し上げて御審議を願つて、その実施時間をいつからにするかという問題でございますので、いまここで来年度の予算編成でこれが予算としてどのような形になるかは申し上げることはできませんけれども、少なくとも総合政策の一環として私どもが年来考えておりますのは、四十五年度中にはどうしても実施の段階に入りた、したがって、来通常国会にはぜひ御提案を申し上げたいと考えておるわけでございます。

なお、これは国民年金法の改正になるのか、こういうお話でございますが、これからいろいろ親審議会御検討を願つて、農林、厚生両省でそれぞれ協議をしながら、またこれは最高の政治問題の一つでもございまして、党とも当然御相談を申し上げて成案を得るわけでございますが、いまのところでは国民年金法の改正という形でなく

て、農業者年金の新設を目的とする新しい立法形式をとるのではないだろうか。しかし、それも今後のいろいろな審議会における、あるいは両省間のいろいろな話、あるいは党との政治的な折衝ということによってきまつていく問題ではありますけれども、大体そういうような方向をとるべきではないかと考えております。

○田畑委員 そうしますと、農民年金制度というものも独自に発足するとなれば、たとえば石炭については一つの年金制度というものが特別に出ておられますね。これは厚生年金制度のさらにプラスアルファ的な性格を持つものでありますが、いまお話しした将来の構想を聞いておりますと、農民年金とは別個にということになっていきますと、農民は国民年金から離れて独自の農業者年金になるのか、そうでなくして、いまの国民年金制度の上にプラスアルファ的な年金基金的なものが加わっていくのかどうか。この点はどうなんですか。

○小沢（農）政府委員 石炭のはうも、御承知のとおり厚年法の特例法という形になっております。今後考えられる農業者年金についても、厚年法の特例法というような、名称はどうなるかあれでございますけれども、そういう実質を持つわけでございます。国民年金から全部農民が離れて、そして別個の制度というように考えではない。したがって、先ほども大原さんが盛んに、四割を占める農民が離れていった場合に、国民年金はたいへんなことになるじゃないかという議論がいろいろあります。これは少し誤解があったように思う。私もはいま御審議中の基金制度について、この法律が国会で御協賛を得れば、農業者がこの基金を使って、付加給付的な所得比例とそれからいわれる付加年金をやるためのこの基金を、農民も当然利用できると思うのです。また今後乗つていくことは、ずっと大体いっているのはなからうか。これは国民年金審議会なり、その他こまかい成案が出てくる過程でどういふ議論が出るかわかりませんが、私どもとしてはそういう

うふうに考えております。

ただ特例法の点は、若干の上積みをするという意味でなくて、ここで先ほど私が申し上げたような構造改善等に資するためのいわゆる経営上にあるいはその他農業の近代化に資するための農民年金の本来の特殊性というものを、六十歳から六十五歳くらいのところではつきりと出していくような法律形式が生まれてくるのではないだろうか、こう思っているわけでございます。

ただ、これはいま私が言っているわけでもありませんし、国民年金審議会が専門部会の中間報告を得まして、審議会でも十分討議をされた、またその結果を見た上で農林省と厚生省が十分相談をして、農業者年金らしい、しかもそれが総合農政の一環として有効に活用されるようなりっぱな案ができあがっていくものだと思いますので、したがって、いま私が申し上げたことは、大体そういうような方向ではなからうかというふうに申し上げているわけでございますが、言えることは、あくまでも国民年金法の特例法でございますから、国民年金から六百万の農家、あるいは七百万の農家が、全部離れていってしまう、そして別の年金がここできるといふような考え方は基本的にない、ということをお断りしたいたしたいと思います。

○田畑委員 小沢副大臣のお話は、その点においてはよくわかるのです。農民年金制度をつくる目的が何であるかということ、われわれもこのメモを読むまでもなく、そのねらいはこうだということとはよくわかるわけです。ただいまお話の中にありましたように、国民年金法の特例法的なものとして農民年金制度をいっしょにつくろう、しかも、それは六十歳くらいから給付できるような、そういうことによって農家の後継者養成、あるいは若返り、農業経営の近代化を進めていく、その限りにおいてはよくわかるわけでありますが、これはあくまでもやはり年金制度であり、保険制度だと思えます。言うならば、今度初めて国民年金に取り入れられた所得比例方式を、農民については特別に国の財政負担をより強化するかどうか、

それはいろいろより有利な条件というものが出てくるとは思いますが、いまの国民年金のほかに、別にそれにプラスアルファとして特例法をつくる。

ところが、今回の法律改正を見ても先ほど局長の答弁をお聞きいたしますと、今度の改正法によっても農業者、あるいは農民の方々が、基金を設けてもよろしい、それは当然、この法律は希望するときにはそれを予定しておる、こういうわけですね。

さらに、そのほかに今度、いまお話を聞きますと、同じような性格のものを、また所得比例方式を加味した基金制度が設けられるということになれば、農家の人にはこの制度が二重に上積みされていくような、それだけ優遇、あるいはある年齢に達したときには年金もふえるということとは事実でありましょうが、しかしまた、これは全額国庫で負担するわけでもありませんから、農家自身の負担も相当なものになりはせぬかと思うので、今回の法律改正による所得比例制あるいは基金の導入と、新しく予測される農民年金制度との関係というものは、どういう形になるであろうか、そうしてほんとうにそれが農民のためになるのかどうか、あるいは農民が喜んでそれを迎えるかどうか、こういうような問題、さらにまた、本質的にはさっきの小沢さんのお話のようなものでもって、はたしていわゆる総合農政の、大事な後継者の問題とか、あるいは若返りの問題とか、近代化とか、そういうような問題が、はたして所期の目的を達成し得るかどうか、こういうことを私は疑うものでありますので、反対という意味じゃなくて、政策目的はほんとうに達成されるかどうかという点に疑問を持っておるわけです。このあたりをもう少し御説明いただければありがたいと思うのです。

○小沢(辰)政府委員 実は農業者年金の問題は、先ほど来申し上げていますように、いろいろな問題点がございまして、そういうような点を掘り下げていま調査もし、また検討もするという段階で

ございますから、詳しい内容を御説明するという実はネタがないわけでございます。私どもの望ましい方向だけは申し上げたつもりでございます。

しかし、言えることは、国民年金というものは六十五歳から出発するわけですね。これでは農業者年金の場合には、ちょっと私も先ほど言った目的を達成できないのではないか。したがって、六十歳から支給開始ができるような、したがって、六十から六十五までは、これはいわゆる特例的な農業者年金らしい特例がそこで生まれてくるのじゃないだろうか、またそうしなければいかぬのじゃないだろうか。しかし、さらに今度は六十五から国民年金に乗ってその上に所得比例分を――

今度の改正法にもございまして、さらに基金制度というものは国民年金法の改正であるわけでございますから、それを利用していけばよいのでありますけれども、その基金の構想についてもやはり方なり、あるいはその付加給付をどの程度、あるいは所得比例分をどうする、それについて国庫負担のあり方をどうするかという点についても、一般の国民年金と同じでいいのか、やはり先ほど来申し上げておるような、農業問題の一環として私どもは考える場合には、もう少しそういう点を特に特例として認めていくような方向が望ましいのではないだろうか、いろいろ考えておりますので、今後十分各方面の意見も聞き、今年度両省で持っております一千万円の調査費を活用して実態もよくつかみ、りっぱな制度ができるように鋭意努力をいたしたいと考えております。

○田畑委員 小沢副大臣に対する質問はこの程度で終わりますが、制度のねらい方向なりはよくわかりますけれども、詰めていきますと、いろいろな問題が出るように感ずるわけで、しかも国民年金の大きな構成部分である農家の方だけについて、六十歳から給付を始めるという制度自体が、その他に影響する場合はないのかどうか等々考えてみますと、いろいろな問題が考えられるわけですが、しかし、まだ煮詰めているわけではないから、これはこの程度でおさめますので、小沢さん

はもういいとして、これは局長にお尋ねしますが、農民年金の専門部会の親審議会に対する報告というのは、大体いつごろ予定しておるのですか。

○伊藤政府委員 ただいま小沢政務次官から御答弁がございましたように、次の通常国会、あるいは来年度の予算編成に間に合うような時期を目的としておるわけでありまして。

○田畑委員 大臣みたいな答え方を局長がなさっては困りますよ。次の予算編成だの何だの言ったって、次の予算編成はもう事務的にはあなたの方のほうでは作業を進めているのでしょ。国会があるの縛られてたいへん困ったなと思つて、内心は迷惑しごくな顔をしていることが、そこに並んでいる人方全部にありありと見受けられるけれども、もうすでに事務段階では四十五年度の予算作業をこれこれ検討しているのではありませんか。だから、次の四十五年度の予算に間に合うようにと言つたって、予算の編成は通例ならば十二月末にはまとまるわけだし、おそくとも一月の十日前後までにはまとまるのですから、国民年金審議会の中の農民年金専門部会の親審議会に対する報告は、大体いつごろ予定しておるのか。それはもっと、十月とか十一月とか答えてもらわねと、総理大臣みたいな答えをあなたがやっただけでは困りますよ。

○伊藤政府委員 厚生省の調査結果は、八月中旬に集計が終わる見込みでございます。そういうものを、あるいは農林省の調査をも基礎といたしましていろいろ御議論が進むと思うのであります。審議会から御意見をいただいて、政府としてもいろいろ考えたり研究をする時間もあると思ひますので、常議的にいへば、九月なり十月には御意見をいただいたほうがありがたいわけでありまして。そういう線で御要望申し上げたいと思っております。

○田畑委員 わかりました。

次に、私は保険料の問題について局長にお尋ねしますが、給付改善に見合つて、ある程度保険料

の負担を上げるといふことはやむを得ないかと思
います。現行、二百五十円、三百円、こうい
う二本立て、それを今度は一本立ての四百五十円に
したといふことですね。

それです。お尋ねしたいのは、これはどうい
うわけで二本立てが一本立てになったのか。いまま
で三十五歳以下と以上に分けてそれを二本立てに
した立法趣旨は、どういふことで二段階に分けて
いたのか。その二本立てが一本立てになった、そ
れを理論的に御説明願いたいと思ふのです。

○伊部政府委員 従来の国民年金の保険料が、二
段階であったのは御指摘のとおりでございます。
それは年齢によりまして所得の差がある、あるい
は年齢によりまして年金に対する関心の度合い
が強いであらうといったようなことが背景にあつ
たのでございますが、この二段階制と申しますの
は、実際の事務の上におきまして非常に多くの
事務量を伴ひまして、第一線の市町村からは、と
にかく一段階にしてみたいといふ御要望が非
常に強かつたのでございます。そういう事情も
ございまして、また当初は百円と百五十円でござ
いますので、二段階と申しますが、だんだん保
険料全体が上がりまして、現行法では二百五十円
と三百円、同じ五十円の差であります。その差
は非常に縮まってきているわけでございます。そ
こで今回所得比例制も導入されるわけでございま
して、所得のある方につきましては所得比例制で
まかなえるといふことも考えまして、今回従来の
二段階制を一段階にしたわけでございます。

○田畑委員 当初、制度が発足したときは百円と
百五十円、やはり五十円の差です。それから
、二百五十円と三百円になったのは昭和四十
一年の改正ですか、これも五十円の差ですね。と
にかく二本立てになっていたことは間違いありま
せんね。それが今回一本立てになったことは、い
まのお話のように農村から強い要望があつたか
らといふようなこともさることながら、事務処理
上から見ても、二本立てといふのは非常に支障があ

るために一本立てにしたのか、あるいは今日農家
所得の水準から見た場合に、三十五歳以下であ
うと以上であらうと、五十円などということは、
年金運営について、あるいは年金に対する認識か
ら見ても、たいてい問題がないという判断から一
本立てにしたのか、どこに重点があるのか、そこ
をひとつお尋ねしておるわけなんですが……。

○伊部政府委員 年金は長期保険でございます
で、保険料といたしましては若いうちに保険料を
多く払い込んでいたほうが給付は多くなる
わけでございます。しかしながら、従来は若い間
は比較的所得が低いであらう、あるいは年金に対
する関心が比較的薄いであらうというようなこと
から、百円、百五十円の差があつたのでございま
すが、国民年金についての認識も非常に深ま
まいましたし、また二段階と申しまして、
パーセントで申しますと非常にわずかな差になり
つつあるわけでございます。

そこでこの際、そういう年金財政上も、若い
うちに高くなくとも、少なくとも同額の保険料を
払っていただく。あるいはまた、事務的にも非常
に簡便になる。あるいは、ただいま御指摘のよう
に、農家所得も相当向上しておる。そういうたい
ろいろな事情を考えまして、この程度で御了解
いただけるのではなからうかといふことを考えた次
第でございます。

○田畑委員 今度四百五十円ということにした場
合、国民年金の場合は夫婦とも被保険者である。
厚生年金は妻の場合は加算の対象にすぎないけれ
ども、国民年金の場合は夫も妻も被保険者である
といふことですね。そういうことを考えてみます
ると、従来の五百円、六百円が、今度は世帯にす
れば九百円負担ということですね。さらに所得比
例制を希望した場合には、これに基づいて三百
五十円新たに負担することになってきます。そう
なれば千二百五十円、こういうことになるわけ
あります。ほんとうに二万円年金をもらおうと
なれば、千二百五十円これから負担しなければな
らぬといふことになってくるわけですが、これは

いま局長の答弁の中にありました、農家の所得も
よくなったとか、あるいは農民も、自営業者も、
国民年金に非常に関心を強く持ってきたとかい
うことから見ても、一挙にここまで来るといふこ
とは、保険料の負担があまりにも急激に上がり過
ぎやせぬか、そういう感じを強くするわけです。
ことにまた局長御承知のように、国民健康保険
はこの人方が対象ですね。そして、医療保険は医
療費の増加によつてますます財政が苦しくて、国
民健康保険税といふものは年々上がつておるとい
うことですね。医療費の圧迫なり——今度はなる
ほどわが身に返つてくる年金でございますから、
それはあえて保険料を出すことはいはしない
が、しかし、国民年金保険料が、一挙に何倍も上
がつていくといふこと、そうしてその上に医療費
の国民健康保険税も上がっていくといふことを考
えてみますと、これは保険料の引き上げといふも
のがあまりにも高いんじゃないか、負担がかかり
過ぎやしないか、こういう感じもするわけであり
ますが、そういうような点等については何か部内
でも議論になったことはありませんか。

○伊部政府委員 国民年金の保険料についての基
本的な考え方といたしましては、給付水準を厚生
並みといふことを念頭に置く場合におきまして
は、厚生年金の保険料といふものもやはり一
つの参考になるのじゃないか。そこで四百
五十円、夫と妻、これに夫の所得比例が入つたと
考えますと、千二百五十円になるわけでございま
すが、千二百五十円の保険料を本人負担分として
払っている階層は、おおむね厚生年金では四万円
程度になるわけでございます。そこでいろいろ給
付の条件も違ひますので、一がいに比較はできま
せんが、この辺が一つのめどであるという議論も
できると思ふのであります。もちろん保険料が非
常に高過ぎるはならない、負担能力に見合ったも
のでなければならぬといふことは当然でございま
すが、このため保険料額をどの程度にするかと
いふことは非常にむずかしい問題でございました
が、昭和四十二年に実施をいたしました国民年金

改善調査におきましてもおおむね一人一万円程度
の年金水準に對しましては、四百円ないし五百円
の保険料を払つてもよろしいという御意見の方が
一番多い状況であつたこと、あるいは被保険者の
保険料の納入をするいろいろの組織がございま
すが、そういう組織の御意見を伺うといったよう
な方法によりまして、あるいはまた平準保険料に
對するいわば修正率といったようなものをも考慮
いたしまして、四百五十円程度につきましては御
了承いただけるものという結論を出したわけでご
ざいます。

○田畑委員 その点はその程度にして、積立金の
運用の問題もこの間来ればば議論をされて、ま
たそれに対して厚生大臣も何か今後はこうあり
たい、こうするのだといふことを述べておられま
したが、この点は社会保険審議会、社会保障制度審
議会からの答申を見ても、この問題については
しは勧告なり、注意なり、要望が出ておるわけ
です。昨年の十月十七日の社会保険審議会の答申を
見ますと、その一節の中に特に「積立金の管理運
用」あるいは「還元融資については、現行の枠を
さらに拡大するとともに、年金福祉事業団その他
の直接労使の福祉に還元するいわゆる契約貸付に
準ずる分については、保険料拠出者の意向が直接
反映するような方途を考慮すべきである。」等々、
この問題についてはこの委員会でもしばしば議論
され、そしてまたせっかく国民の拠出した保険料
なり基金が、被保険者の福祉のためにとも充
当さるべきであるし、運用さるべきであるといふ
ことは、繰り返し議論されてまいつたことであり
ますが、このことについて、この間大臣何か御答
弁なさつていたことでもありますので、もう一度
ひとつ今後の方針を、特に来年度の予算編成との
関連等も前にいたしまして、今後どういふ方針で
臨むのか、これを一言承つておきたいと思いま
す。

○斎藤内務大臣 年金資金の還元融資に使われる
割合は、直接年金の拠出者の福祉に充てるものと
いたしまして、今日二五〇程度のワクといふこと

になつております。これをできるだけ広げまして、少なくとも三〇%ぐらいにはそのワケを拡大するように努力したい、かように御答弁を申し上げたわけでありまして。今日もその意見には変わりはないと思つて。今後、そういう方向を来年度はぜひ実現したい、かように思つております。

○田畑委員 まあひとつその点は、ぜひ従前の二五%のワケを破つて国民の要望にこたえるように、最善の努力を払つていただきたいことだけ強く要望申し上げます。

さらにまた老齢福祉年金の問題についても、今度の例の千七百円を千八百円にした。これをもう二百円上げて二千円にしたかどうか、これに対して厚生大臣は、来年二百円上げるように努力をするというお話がありましたが、とにかく老齢福祉年金の問題などについても、昨年の五十八国会の附帯決議においてもこの問題を指摘しておることでありまして、さらに最近の人口構成の問題などを取り上げるまでもなく、この問題については二百円などということではなくて、もっと検討する対象事項ではないかと思うのです。すでに、四十六年度からは経済的な拠出制老齢年金の制度が発足するでしょう。そういうことを考えてみた場合、この老齢福祉年金制度については、年齢の問題もさることでありまして、同時にまたこの金額等についても、毎年百円ずつ上がつてきておりますが、来年のペースアップが何%になるのか知りませんが、せいぜい、諸物価の上昇を見ても、昭和三十四年を一〇〇とすれば、四十年は一四〇・一、四十四年は一六九・一、こういうような非常な物価の値上がり等を考えたときに、私は、老齢者の福祉については、もっと考えてあげるべきではないか。百円を二百円というようなことではなくして、年金制度の中における福祉年金の問題については、特に配慮をすべきであると考えられるわけでありまして、この点もここで議論をしても、この間みに、百円を二百円にするとかいうような程度の話だけではどうも納得いかぬわけでありま

すが、この問題の基本的な姿勢について厚生大臣の考え方を承つておきたいと思つて。

○斎藤國務大臣 福祉年金だけを考えますと、御意見まことにござつとも存じますが、他の年金その他一般のものとの勘案をいたして考えますと、来年二百円と申し上げるの、せいぜいのことではなからうかと私は考えている次第でございまして。

○田畑委員 せいぜいのことだから、来年は百円を二百円にひとつやろう、こういうことですか。

○斎藤國務大臣 さように努力したいと思つております。

○田畑委員 最後に、私は沖繩の問題について、若干社会保険、社会保障の面から取り上げてお尋ねしたいと思つております。

沖繩の本土復帰問題は、すでにタイムテーブルに乗つた、こういうことになっておるわけですが、沖繩の施政権返還が、どういう形で実現するかという政治的な面から、あるいは条約の面から、防衛上の面から、いろいろな角度からなされておりますが、この問題はまずそれとして、きょうは事柄の性質上、また委員会の性質上触れることはいたしません。ただ、われわれとしてこのような条約上の問題、政治的な問題、防衛上の問題とともに考えなければならぬことは、沖繩の経済的な自立の問題だ、こう思つて。完全に基地経済に依存してきた沖繩の経済、ところが六十九年度の沖繩の予算を見ますと、一千七百万以上の歳入欠陥があつて、これをどうするかということ、屋良政権は非常に困難に直面したことも御承知のとおりであります。

ことに最近、沖繩の経済は不況に入つたということをよくいわれております。それも、ベトナム戦争の影響もあるし、沖繩におけるアメリカの建設が非常に少なくなつてきたということ、あるいはアメリカのドル防衛の影響等々、いろいろあげられておるわけでありまして、やはり沖繩の経済の解決というものは、どうして沖繩の経済を基地経済から自立経済に立て直すかという問題だ

と考えておるわけでありまして。

政府といたしまして、年来沖繩と本土の一体化政策、こういう面から長期計画を立てて、財政経済の援助なり、あるいは沖繩経済の再建復興について、それぞれの計画などを立てて、また予算の面から見ても、昭和四十年來、わが国、本土の沖繩に対する援助額も、相当伸びておることも事実でございまして、しかし、なおかつ本土の都道府県と沖繩に対する援助の額を比べてみますと、なお内容においてあるいは財政援助の面において低いものがあるわけでありまして。

この問題について、特に私は社会保障の面から、一体どの程度沖繩の援助の中にこの社会保障の面について援助がなされておるのか。この点をまず承りたいと思つて、特に私は局長から昭和四十年以來毎年わが国の援助はこれだけについておる。その中において、社会保障の面についてはこういう援助額になっておる、こういうことをまず御説明をいただきたいと思つて。

○伊藤政府委員 ただいまの財政援助は、福祉年金関係がおもでございます。一九六八年度は一億六千八百万円、一九六九年度が五億一千四百万円、七〇年度は八億四千八百万円、こういう数字になっております。

○田畑委員 私は局長に、まず沖繩に対する本土政府の援助の予算の推移はどうかと聞いたわけですが、昭和四十年ごろから、特に佐藤総理が昭和四十年の八月に沖繩に行つてから、四十一年、四十二年、四十三年、四十四年と、相当に援助額があつてきたでしょう。まずそれから出発しようと思つて質問したわけですが、いきなり今度は社会保障費の援助はこうだ、こういうことになつたわけ、まず援助額はどのような推移になつておるか、それを御説明願ひたいと思つて。

○辻説明員 沖繩援助費につきましては、四十四年度の予算におきまして百五十六億八千三百万円ということになっております。なお、四十三年度の予算が百十六億六千六百万円、したがひまして四十億一千六百万円の増、かようなことになつて

おります。

○田畑委員 四十年以降くらいからですか。私は正確なものを持つてきておりませんから申し上げませんが、ただ、たしか昭和四十年度は二十九億くらいだったと思つて。昭和四十一年度が五十八億くらい、倍にふえてきておるわけですね。

そこで、その点は直接きょうの審議に関係があるわけじゃないが、ただ私ここで特にお尋ねしたいことは、沖繩においても昭和四十二年に、本土と同じような老齢福祉年金制度というものが取り上げられたわけですね。そうして昨年の七月から障害福祉年金あるいは母子福祉年金、この制度が発足したわけですが、やはり私は沖繩と本土の一体化という、一番大事なこととは医療保障の面を見ても、あるいは所得保障の面を見ても、特に国民年金制度、厚生年金保険制度等々、医療保障、所得保障の面をもつてこれは日本が援助して、こういう問題から一体化というものを組みにつくり上げていくことが大事であると考えておるわけですが。

すでにたしか四十三年の八月、沖繩においては厚生年金保険法、さらに国民年金保険法、これも立法院の議を経て成立を見、公布されておるわけですが、だがしかし、沖繩のこの法律と本土の法律には、内容において違いがあるといわれておりますが、本土法と沖繩における法律との違いというものはどういふ点にあるのか、これをまずひとつ御説明をいただきたいと思つて。

○伊藤政府委員 社会保障全体につきましてもいろいろな援助が行なわれておるのでありますが、年金関係につきましても、まず専門家を派遣するという形で援助が行なわれております。

そのほか琉球政府の担当者、研修生として受け入れる、あるいは社会保険大学校においてこれを訓練するというような援助を行なつておるのであります。

財政援助につきましても、先ほど申し上げましたように、福祉年金の当初は老齢福祉年金だけ、

その後障害、母子が加わるにつれまして、現在八億四千八百万円、所要額の九割を財政援助をいたしておるわけでありまして。

年金制度は長期にわたる制度でございますので、当然沖繩が日本本土に復帰するということ念頭に置いて年金制度を策定する必要があるのではないかと、このため沖繩の年金制度は、本土と全くそろえてもらいたいということを基本線として考えておるのでございますが、その場合、ただ沖繩には戦後、たゞいまお話がございましたように、最近に至るまで年金制度がございませぬ。したがって、この間における期間がいればプランクになっておるわけでございますが、そういうプランクの期間についても特例措置を講ずる、これだけが本土の内容と違ふ点でございまして、あとは全く同一でございます。

○田畑委員 いま局長の答弁にありましたように、財政援助については一九六八年度日本円にして一億六千八百万円、一九六九会計年度では五億一千四百万円、一九七〇年度には八億四千八百万円、これが国民年金関係の財政援助ですね。したがって、さき私が申し上げた老齢福祉年金あるいは母子、身体障害者の福祉年金の援助額だと思います。しかし、結局八割ないし九割なんです。ね、援助額は。昨年は八割、一九七〇会計年度では九割、こういうことになっておるわけですね。これは特に大臣にひとつ頭に入れて普処してもらいたいのですが、私も何回か沖繩の現地に行っておりますし、特に医療保険の問題、あるいは年金制度の問題なども見てまいっておりますが、一言に申せばまことにみじめな実情だ。したがって、ようやく昨年の立法院で厚生年金保険法あるいは国民年金保険法が成立を見たという段階。そうしてこの法律の実施は、たしか本年の七月以降だと思ひます。それで私は、せめて福祉年金ぐらゐは次の機会には十割、本土と同じように援助してあげる、こういうことが必要じゃないかと思うのです。金額の面から見ても、先ほど年金局長が指摘された程度の金額です。やはり本土、

沖繩の一体化、こういう意味から申ししても、また本土に比べて平均すると所得が八割前後でしよう、あるいはそれ以下かもしれない。そうしてまた、先ほど指摘したように、アメリカの政策の変化によって、だんだん沖繩の住民の生活水準というものが心配される状況下に入りつつある現況を考えたとき、私はせめて福祉年金ぐらゐは十割援助する。向こうの会計年度でいうと一九七一年度、四十五年度の予算というところになりまして、善処してもらいたいと思ひますが、この点について大臣の所見をひとつ承ておきたいと思ひます。

○斎藤国務大臣 全体の援助計画と見合ひまして、できるだけ努力をいたします。

○田畑委員 ぜひ実現のために御努力をお願いしたいと思います。

それから、これに関連しまして、沖繩と本土の一体化という面から見まして、先ほど局長からいろいろ沖繩における厚生年金法、あるいは国民年金法についての説明がありました。やはり私は年金制度については、当然本土と沖繩の通算措置などは講じられるべきだし、そのことは厚生省としても十分考えておると思うのです。すでに失業保険制度については一体化の措置が講じられておるわけでありまして、この問題等についても——国民年金法、厚生年金法、内容が若干違つております。違つておるが、しかし年金制度の通算措置等については十分考慮し善処することが必要だと思ひますが、この点ひとつ、これも厚生大臣はつきりと、大きな声で答えていただきたいと思ひます。

○斎藤国務大臣 沖繩との通算の制度につきましても、これは当然早期に講じなければならぬと思つております。

○田畑委員 いろいろな点について質問いたしましたが、どうかひとつ質問の過程においていろいろ大臣に善処方を要望申し上げた点については、

大臣は実際誠実な人であり、正直な人であり、また参議院時代たいへん先聲として尊敬した方でもあります。ぜひ来年度の予算においてこれが実現のために御努力を強く要請しまして私の質問を終わりますが、あわせて、うしろにすわつておる大蔵省の主計官、別にあなたに質問はしなかつたわけでありまして、すべて大蔵省に關係する事項でありますので、どうか大臣にも伝えて、来四十五年度の予算の編成にあつては、これらの希望がいられるように進言されることを強く希望して、私の質問を終わります。

○森田委員長 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 質問に先立ちまして一言申し上げます。

きょうは朝からわれわれの優秀な先聲が鋭い質問をいたしまして、答弁なさつております大臣、局長さん、皆さんも相当お疲れであらうと思ひますが、私のあとには、国民年金の父であり母であるときでいわれておる八木一男先生が控えておりますので、どうかまだ気をゆるめないで答弁願ひたいと思ひます。

さらに、先輩各位がきょう、きょうと、次々といろいろな方面から質問いたしておりますので、私の質問はあるいは重複するかもしれませんが、私も、答弁のほうは誠意をもつてお願いしたいと思ひます。

昭和四十三年度版の厚生白書によりますと、その中に「各種公的年金制度適用人員一覽」というのがあります。まず八つの制度が書かれておる。その次に適用人員、比率と、こうなっておりますが、いわゆる適用総人員は四千六百七十三万五千四百八十人となっております。その下の欄を見ますと、国民年金が二千七百七十二万六千五百五十三人、比率として四六・五％、また厚生年金保険を見ますと一千九百九十二万一千七百九十七人、比率として四三・六％。したがって、八つあります制度の中でも、この国民年金と厚生年金の適用人員を合計いたしますと、総適用人員の約九〇％、九割を占めてゐる。という

ことになってゐるわけでありまして。

私も今回の国民年金法の質問をするにあたりまして、私なりに一生懸命勉強させていただいたわけでありまして、率直に申し上げまして、非常にややこしいという印象を受けます。むづかしいといひますが、わかりにくい。同時に、いろいろと疑問も出てきたわけでありまして。したがって、これからのその疑問を順に追つてお尋ねいたしますので、答弁のほうもよろしく願ひします。

これらの年金制度としては、いずれも老齢、退職年金、あるいは障害、廃疾年金または遺族年金が支給されることになっております。ところが、いろいろな制度を見ますと、支給要件も、また給付額も、制度によつてまちまちであります。特に同じ老齢年金でも、国民年金を見ますと、その資格は納付を二十五年以上行つた者、支給は六十五歳から、厚生年金のほうは、その資格は二十年以上で、一般男子は六十歳からあるいは女子は五十五歳から、これに厚生年金のほうは退職要件がついてゐるわけでございますけれども、私が非常に疑問に思ふことは、公的年金制度でありながら、厚生年金は六十歳、そして国民年金は六十五歳、このように支給開始年齢が異なつてゐる、まずこれに非常に疑問を抱くわけでありまして。率直に申し上げまして、この国民年金の支給年齢も、あるいは納付期間も、厚生年金と同じように、六十歳と二十年に改めるべきではないかというところでありますが、この点についてお答え願ひします。

○伊部政府委員 御指摘のように、支給開始年齢は、国民年金におきましては六十五歳になっておるのでございます。この点は自営業者、農漁民等、一般に生産手段の所有者が中心である關係上、被用者に比べて所得活動に従事する期間が長いこと、及び妥当な給付水準を確保するべき必要性があること、また保険料を比較的低位に押えるといったようなことのためにある程度の被保険者期間が必要であるといったようなことから、被用者年金のような六十歳ではなく、六十五歳に

なっております。この点は国民年金審議会におきましても御議論いただいたところでございますが、やはり自営業者の就労の実態、あるいは厚生年金保険でも現実に支給開始年齢は六十歳を上回っております、あるいは諸外国の制度の支給開始年齢が、大部分が六十五歳以上であるといったようなことから、六十五歳を引き続き維持すべきであるという御意見をいただいております。でございます。資格期間につきましては、たゞまゝとしていただいております。上げましたようなことで二十五年以上になつておるのでございますが、たゞ現実には、資格期間を年齢に応じて非常に短縮をしてございします。一番短いのは四十六年から発生をいたします。十年でございますが、そういう意味合いにおきましては、現実の支給開始年齢、被保険者資格期間は当分の間一致しておると言つてよろしいと思つたのでありますが、この二十年、二十五年の問題は、そういうものを考えるべきであるという御意見もあつたので、今後の検討課題に考へておるわけでございします。

○大橋(敏)委員 いまの御答弁ではまだすっきりはいたしません。現実問題として、私は現在のわが国の労働者の定年制とも関連しているかと思ひます。民間企業におきましては、一般に定年退職制度を設けております。その多くは大体五十五歳だといふわけで、したがつて、この定年五十五歳という立場からいふ年金の制度を見てまいりますと、五十五歳で退職した者が、厚生年金の場合だとその支給は六十歳、そこに五年間のプランクがあるわけですね。また厚生年金というのは常時五人以上使つてゐる事業所、これ以上といふふうになつております。したがつて、それ以下で細細企業は、必然的に国民年金のほうに掌握されていくわけですね。そういういたしますと、かりに五十五歳という定年でやめまゝ、厚生年金の場合には五年ですけれども、国民年金になると、十年間のプランクがあつて、一体この期間年とつてやめた皆さんに対してどのように生活しろといふのか、このような疑問が起るわけですが、定年制の問題についてどのようなお考えをお持ちか、まづ労働省にお尋ねいたします。

○住政府委員 先生御指摘のように、わが国の企業におきましては、定年制を採用いたしております。労働省の最近の調査によりますと、かつて定年制五十五歳というものが非常に多かったものでございますけれども、最近五十六歳あるいは五十七歳、こういうように定年年齢を延長する傾向が民間に高まつてきております。これは御承知のように労働力不足も大きく影響してゐると思つたのでございします。さらに、そういうように定年年齢を延長しますと同時に、再雇用あるいは勤務延長という形式で、定年後も当該企業に働く、こういうケースもふえてきておるわけでございします。御承知のように、諸外国には定年がないわけではございまして、おおむね年金が受けられる年齢まで働くといふような状況でございします。わが国の場合は、その間ギャップがあることは御指摘のとおりでございます。そういう意味で、その間の就職のあつせんをどうするか、こういうことになるのでございしますけれども、労働力不足の状況下にあつて、そういう高年齢者の再就職につきましても労働省としても非常に努力してその促進をはかつてゐる状況でございします。

○大橋(敏)委員 いまの国民年金、あるいは厚生年金のプランクの問題もあつたので、特に定年で退職したときにすぐ年金がもらえるように、そこにプランクがないように、私はこれを切望するわけですね。その定年制の問題でございしますけれども、定年制は大正時代から実施されたといふことでありますが、当時の平均寿命は四十四歳と聞いております。その四十四歳の平均寿命のときに、すでに五十五歳定年が取り入れられていたわけですね。ところが、現在の平均寿命は、きのうの答弁を聞いておりまして七十歳近くといふようになってゐるわけですね。このように人口構造が変わつてきた現状からいいますと、当然定年は少なくとも六十歳くらいに引き上げるべきではないか。そうしますと、大体私がいま切望しているようなところにいくような気がするわけですが、労働省として現在定年制を持つてゐる企業については、たとえば五十五歳ならば六十歳に引き上げろと勧告、ないしはもつと積極的に行うならば、義務づけるような意思はありますか。

○住政府委員 定年制の問題は、これは労使でどのような年齢をもつて定年とするかきめる、こういうことだと思ひます。御指摘のようにわが国の寿命が非常に延びてまいつております。しかも、労働力不足の時代でございします。さらにそういう方々が十分その能力を発揮して生産活動に従事できる、こういうことでございします。労働省としては五十五歳の年齢といふものは低過ぎるのではないだろうか、できるだけ引き延ばすべきだ、こういうような観点から、いろいろ民間の経営者の方々等に対しても呼びかけておる次第でございます。ただ、六十歳にすべきだとか五十八歳にすべきだとかいふことは、最初に申し上げましたように労使の問題でございします。そこは労使の間で自主的にきめられるべきものであるといふように考へております。

○大橋(敏)委員 たゞまゝはよくわかるのですけれども、年金制度等とにらみ合わせた立場で、そのいま言つたような方向で強く指導なさることを要望しておきます。

そこで、大臣にお尋ねいたしますけれども、要するに適用総人員の約九割を国民年金、厚生年金が占めてゐるわけですね。そういう中にありまして、現在先ほど申し上げましたような納付期間と支給年齢の差、ズレがあるわけですね。そういう矛盾、このような矛盾を、現行のままではじつとこらえていく以外にないのか、こういう気持ちで私はするわけですね。これはぜひぶんなきな話になるかも知れませんが、これは、現在、被用者年金と、いわゆる地域年金、国民年金の、大きく分けて二つになつてゐるわけではございしますけれども、これを将来において統合し一本化するといふ、こういう御意思はありますか。

○斎藤国務大臣 厚生年金と国民年金の間には、その仕組みも、それからまた給付の条件も、金額も、また拠出の条件、いろいろ違つてゐるわけですね。これは違つた必要性から起つてきて、今日見ればほとんど国民皆年金といふことになつてまいつたわけではございますが、当初から国民皆年金の頭で出た制度ではないわけですから、こういうものが起つてきておる。

このままでいいのかどうか、こうなりますと、私は、同じ国民でありますから、いま医療保険の抜本改正が論じられておりますごとく年金制度においてはそれほど痛切な問題ではありませんが、しかし、筋道としては、将来やっぱり統一的に考えらるべきものだと思います。しかし、これはなかなかむずかしい点が存在をいたしておりますので、早急に実現をいたしたいといふことは、私に申し上げるだけの自信はございせんが、しかし、検討を続けていくべき問題だといふふうに思ひます。

○委員長退席、谷垣委員長代理着席

○大橋(敏)委員 要するに、原則としては統合されるのが理想である。だけれども現状では早急にといふわけにはいかない。しかしながら、統合されていく姿が好ましいといふことは、はつきりおっしゃつたわけですね。

それじゃ、その問題は理解したことにはいたしますが、また戻りますけれども、現行の定年制につきましても、定年退職と年金支給開始の時期にズレがあることと、先ほど言ひました定年制とのからみ合いがありますので、これを私は何とか是正したい。諸外国の公務員の定年を見ますと、アメリカは七十歳、イギリス、西ドイツ、イタリアなどは六十五歳である、フランスは六十歳である、こう聞いております。日本の現在の五十五歳、また先ほどの答弁では五十六歳、五十七歳と、だんだん引き上げられてゐるということであつたけれども、まだまだはるかに低い。したが

いまして、これは私の強い主張でございますけれども、定年制のある企業においては、定年を最低六十歳、六十歳以上ということにいたしました、いかなる理由があろうとも六十歳になったら年金を支給する、こういう姿に私は持っていきたい、こう思うのですけれども、厚生省としてはこの点はどうのお考えになつてゐるか、お尋ねいたします。

○斎藤國務大臣 定年制と年金の支給開始時期の問題でございますが、ただいま労働省側からお答えがありましたように、定年制を一般産業について法律で定めるというわけにはまいりません。しかしながら、私は今日の実情から考えまして、だんだんと事実上の定年制は、年金の支給開始時期に近づいてくるだろう、これは自然の勢いだ、かように考えます。ただ、日本の賃金制度は、おおよそ年功序列の賃金制度でございますから、したがって、これが能率給の賃金制度というようになれば、ますますそういういわゆる定年の延長といえますが、これが促進されてくるだろうと思ひます。日本の労働の需給状況から考えまして、そういうような方向をたどつて中高年層の労働を有効に活用していただくという方向に自然向いてくる、また、労働省も自然そういう御指導になるのではないか、かように考えます。

○大橋(総)委員 先ほど労働省の局長さんのお話では、定年問題は労使の話し合ひでござつていくものだといふことがありましたので、もしも定年を延長できないという企業があるとすれば、少なくとも五十五歳から六十歳の間は、いわゆる減額年金を支給する、八割程度年金を支給するという考えはどうでしょうか。

○斎藤國務大臣 私は、六十歳未満でまだ働く能力のある方に年金というものを支給するという、そういう考え方はどうもとるべきではない、かように考えます。

○大橋(総)委員 確かに、元気な方はそのまま働いてもらいたいし、また働いていられるでしよう。全体としまして、人口構造は、とにかく高齢

化していることは事実であります。さらに高年齢まで働かざるを得ないというのが私は実情であらうと思うのでありますが、私が六十歳というところをめどを持ってきたのは、何も六十歳になったらよぼよぼのおじいちゃんだ、あるいはおばあちゃんだというふうな扱いとして見ていこうというわけではないのであります。今日はいわゆる家族制度が崩壊したといふ、むしろ夫婦と同居して、その世話になるというケースはきわめて減つてきたわけですね。つまり核家族に移行してきていくというこの現実です。それに加えて生活難だとか、あるいは住宅難というものが原因にしまして、老夫婦と若夫婦が別居生活をしてゐる、こういう姿が非常に多いわけですね。したがひまして、六十になつて健康でぐんぐん働けるという、それだけの条件を持った方ならば、これは問題はないといひたしまして、そうでない一般の人々は、まだかなり不安を抱くのではないかと、あるいは心配をなさるのではないかと、私はこのように考えるわけでありませう。したがひまして、私は、このような弱い方に対して、六十歳になりますと、国民年金が受けられるという立場にすべきである、また老人に対しては、医療保障というものを別個に考えるべきではないか、こういうふうにも思つてゐるわけですね。

そこで、昭和三十八年の厚生省の高齢者実態調査によりますと、六十五歳以上の高齢者が、男女とも一七%まで病弱の状態である、こう答えております。しかも、その三分の一はベッドにつきさきりになつてゐる、寝たきりになつてゐる。しかもその病弱は、高血圧とか脳卒中、心臓病をはじめ、神経痛、リュウマチ、胃腸病、ぜんそくなど、いずれにしましても慢性的な病弱ばかりなんです。

ところが、この老人の生活は、国民健康保険に加入してゐるわけでございますので、三割は自己負担になるわけですね。そこで医者にかかろうと思ひましても、経済的な不安からやめる人が多いというわけですね。老人福祉法によりまして、いろ

いろと健康診断を受けられるようになってはいるものの、その診断をされて、あなたはこのが悪いですよ、こう言われてみましても、先ほど言ひましたように、経済的な不安からなお見込みがないということ、とにかくかかるうとしない、診断を受けようとしなないというわけですね。そういう不安、不幸を感じるの、みだというわけですが、私がここで言ひたいことは、こうした老人に對しまして、六十歳以上の方々に對しては、老人福祉手帳というものを渡しまして、そして病弱になつたときにはすべて全額公費でそれを見る、このような医療保障を考へる必要がないのか。必要がある、こういうふうには私は思ふのですが、その点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 老人の医療保障の問題は、別途医療関係の保険制度の抜本改正で考えたいと思つております。しかしその場合におきましても、六十歳という年齢はちよつと早過ぎるようには私は思つておるものであります。まず年寄りの扱いをするなら七十歳、しかし、現在六十五歳という線がありますから、少なくとも六十五歳以上、私は将来というから、延びゆく日本のこの寿命という点を考へてみますと、六十歳から年寄りの扱いというのでなくて、六十になつたらもうおれは年寄りの扱いに入つたという法制の立て方、全体として国民感情のあり方というものが、今日ではもう少なくとも六十五歳になつてゐると思ひます。われわれのあれといひたしましては、七十歳くらいを目標にして、それまではまだ青年だといふ扱い、気持ち、これでいくべきじゃないだろうかという感じがいたします。

○大橋(総)委員 確かに、六十歳になつた方をよぼよぼの老人扱いをすれば、これはお気の毒でありますけれども、しかし、六十歳くらいから慢性的な病弱、先ほどの厚生省の調べにもありましたように、やはりかなり病弱にかかっている人がいるわけですね。したがひまして、優遇していただくについては、それを七十歳を六十歳に落としてみても苦しいやうなことでしやうね。まず文句を言

う方はいないと思ふのですよ。私はむしろそのほうが、充実した社会保障の思想ではないかと思ふのです。こういうところをもう一步考へてもらつて、ただ七十歳からが老人だなんというふうな規定しないで、前向きな姿勢でこれを検討するという範囲に入れてもらひたいと思ふのですが、その点についてお答え願ひたい。

○斎藤國務大臣 私は、自分の意見だけをどこまでも主張するつもりではおりません。皆さま方、また各界の一般の御意見を伺ひまして、そして検討してまいりたいと思ひます。大橋さんはそういう御意見を持っておられるということも念頭に置いていきたいと思ひます。

○大橋(総)委員 労働省の方にもう一回お尋ねしますが、いま大臣が答えられましたように、最近の老人は非常に健康な方が多いといふようなお話もありました。確かにそういう事実も見られます。

そこで、老人雇用の促進についてお尋ねするわけですが、六十歳以上の者でも、就労を希望する者については雇用の積極的な促進をしていく。そのために、老人に適し、かつ求めに應じた特定の職種を選定して優先雇用をはかる、このような道を講じようとなつてゐるのか。また、もうすでにそういう段階に入つてゐるのか、そういう点について、まずお答え願ひたいと思ひます。

○住政府委員 高年齢者の方々の雇用を促進する、これは当然なことでございます。平均余命も延びた現在、そしてまた人手不足の現在、高齢者の方でも、長い職業経験、生活経験がございす。あるいはそういうことからくるいろいろな判断力等もございまして、かえつて若年労働力に見られない特色をお持ちでございます。そういうような職業の能力なり適性を生かれば、現在大いに働いていただける職種の分野があると思ふのです。それから、さらに今後の問題として考えましても、従来の過剰時代の人の使ひ方と違ひまして、やはり不足時代に入りますと、人に合わせて仕事をつくる、こういうふうにも必要になつてくると

思うのでございます。そういう意味で、今後まだ
そういう面での開拓すべき分野も非常に多いので
ございます。そういう点についても十分心をいた
すべきだ。

さらに、現在の法律の体制の上におきまして
は、御承知のように雇用対策法、あるいは職業安
定法におきまして、中高年齢者をどれだけ雇っ
ておけるという雇用率をつくるようにという規定が
ございまして、いざ中高年齢者の雇用率というも
の具体的なきめていかなければならない段階に
きておると思ひます。そういうことも考慮いた
しまして、中高年齢者の雇用の促進ということに
一そう努力してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○大橋(敏)委員 それでは、たとえば老人を雇用
したという企業があれ、その企業に対して助成
金を支給するとか、奨励金を出すと、こういう
ふうなこともその中には考えられておりますか。

○住政府委員 現在、中高年齢者の雇用を促進す
るために、たとえば雇用促進事業団において雇用
促進融資等も行なっております。さらに、中高年
齢者の方が新しい職場に定着する場合に、従来の
職場、産業環境と異なるということもございま
すので、そういう新しい産業環境になれながら、必
要な技能なり職務をやつていく能力をつける必要
もあるわけでございます。そういう意味におきま
して、職場において適応訓練をするために、事業
主には必要な費用を支給して、本人には訓練
手当の額を支給する、そういうような制度等をも
駆使いたしましてやっております次第でございます。

○大橋(敏)委員 老人雇用については、老人を雇
用した事業主に対して助成金を支給するという点
を強く打ち出していくことは、老人雇用の促進に
大きな力になるんじゃないか、こういう点をしっ
かり踏まえて今後の対策に当たっていただきたい
。労働関係はこれでもうけっこうです。

それでは、年金の納付と給付の関係についてお
尋ねいたしますけれども、国民年金の保険料は、
ことしの一月から三十五歳未満は月二百五十円、

三十五歳以上は月三百円で、二十五年間納付で、
六十五歳になると初めて支給される、こういうこ
とですが、結局昭和三十六年ですか、発足したの
が。それでこの計算でいきますと昭和六十六年と
いうことになるのです。そうしますと、この制度
が発足してまだ間がないわけですから、現実には
年金給付を受けるのはこれから二十数年後だとい
うことになるわけですね。先ほど経過措置とかい
われまして、十年年金といいますが、そういう措
置が講じられるということは聞きませんでしたけれ
ども、大勢としてはまだ二十年後の話だとい
うことになりまして、一般的にこの年金は、あすか
らもらえるというのじゃなくて、いわゆる希望の
国民皆年金である、こういうふうなやじも飛んで
いるわけでございますけれども、これは制度でござ
いますし、やむを得ないといえやむを得ない
わけですから、発足当時、年齢の関係で拠出
制に加入できない人々に対しては、老齢福祉年金
などの無拠出の制度が設けられたということ、
先ほどの話じゃございませぬけれども、七十歳に
なりますと政府が全面的に年金を支給する。
ところが月にわずかに千七百円、今回の改正で
は百円上げまして千八百円になったわけござい
ますけれども、現在の社会情勢から見ますと、小
づかい銭にも足りないというふうな金額なんです
ね。

こういうことを考えていきますと、私は次のよ
うなことを思ひ出すわけですね。それは福祉年金が
昭和三十四年、また拠出制は三十六年ですか、い
わゆる三十四年、三十五年、三十六年あたりから
発足しまして、支給額がきめられたわけござい
ますが、拠出制で当時は二千円だそうですね。そ
の基礎になったのが、生活保護四級地の老人單身
者を基準とされた、このように私は聞いたわけ
です。そしてその当時、老人福祉年金の金額は、拠
出制の二千円の半額の千円が適当ではないか、こ
ういうことで拠出制二千円、福祉年金は千円とい
うことで発足したかに聞いております。

ところが、その後におきまして、数回にわたつ
て改正がなされてきたわけでございますけれども、
今度の改正案を見ますと、拠出制は二千円か
ら今度は八千円になっているわけですね。ところ
が、いま申し上げましたように無拠出のほうは千
八百円である。だから、発足当時の思想からい
ますと、拠出制が八千円ならば無拠出は半分だか
ら四千円にすべきではないか、このような考えに
落ちつくわけですが、この点はどのような
お考えでいらつしやいますか、お答え願ひいた
します。

○伊部政府委員 拠出年金は、被保険者の拠出す
る保険料でまかなわれるわけでございますが、福
祉年金は、御指摘のとおり全額国庫負担によるも
のでございまして、それぞれ保険料の許す範囲、
あるいは国家財政の許す範囲といったような制限
が出てくるのでございまして。したがって、直
接両者の比較をするのは必ずしも適当ではないと
考えておりますが、今後福祉年金を引き上げる
ということにつきましても、その御趣旨につきま
しては厚生省といたしましては全く同感でござい
ます。さらに拠出年金との比較で福祉年金の額を
考へるといたしますと、当面高齢者に支給する十
年年金が昭和四十六年から発足をいたすわけに
ございまして、これらの方々に対する国庫負担は三
分の一と考えますと、月額千六百六十七円とい
うことになるのでございまして、こういった点をも
配慮する必要がありますのでございまして。

(谷垣委員長代理退席、委員長着席)
○大橋(敏)委員 いまの説明をちょっと聞き漏ら
したのですけれども、十年年金が三十六年に発足
して、それから何とおっしゃったのでしょうか。

○伊部政府委員 福祉年金は現在支給されている
年金でございます。今回引き上げを実施する年金
額は二十五年後に、正確には十七年後に支給す
るわけでございます。それは保険料を引き上げて、
将来の被保険者の負担を見込んで八千円という
水準をきめるわけでございますが、福祉年金はす
でに現在支給しているわけでございます。そこで
拠出制年金というものを考えますと、一番高いの

は十年年金でございます。十年年金との比較とい
うのは一つの議論になるかと思うのであります
が、いざいかにいたしまして、当面四千円に引き
上げるということは、非常に巨額な財政負担を要
することでございます。なかなかむずかしい問
題を含んでおりますが、先ほど大臣の御答弁に
ございまして、福祉年金の額の改善につきま
してはいろいろふうを努力をいたしたい、
かように考えている次第でございます。

○大橋(敏)委員 局長さんの話を聞いておきま
すと、そういうことも考えられようかと思ひます
けれども、私が言っていることも、論理的にはそん
なに矛盾したものではない。ただ、財政的な立場
から無理であるというふうな印象を受けるわけ
です。

そこで、それでは八千円の半分の四千円では無
理だと百歩譲りまして、いまお話しなさいました
十年年金は四十六年から支給が開始されます
ね。千円だか八百円だかで発足した十年年金が改
正されまして、今回は五千円になるでしょう。こ
の点はかなり優遇された改善であると、非常にう
れしい気持ちで見えておりますけれども、十年年金
は、いま言いましたように当時八百円であつたも
のが、今度の改正で五千円になるというわけだ
から、少なくとも来年、再来年でしよう、再来年
までに福祉年金のほうもその半分くらいまでは上
げるべきではないか、こう思ひますが、大臣、
この点どうですか。このくらいは上がるんじゃない
ですか。五千円の半分ですからね、二千五百円
です。いまの千八百円を五千円の半分くらいまで
に、あと二年あるわけですから、これは私は何と
かいくんじやないか、こういう感じを受けますが
ね。

○斎藤国務大臣 さきにもお答えをいたしました
ように、来年度はできるだけ二百円増額をするよ
うに努力いたしたいと考えております。さように
いたしますと、四十六年度には大体その半額に
近いものになるだろうと思ひております。

○大橋(敏)委員 じゃ、その十年年金の支給額の

五千円の約半分くらいに近いところまではいくというわけですね。間違いないですね。じゃ、これはこの辺で……。

○斎藤国務大臣 努力をいたしたい。

○大橋(敏)委員 努力をいたしますか、だいたい後退しましたか。

それでは、所得制限の問題でございすけれども、現在所得制限——まあ本人がかなり収入があるというところになれば、この福祉年金の場合は遠慮してもらわなければならぬということも容易に考えられるわけでございますけれども、家族の収入があるために老人の皆さまに支給が停止される、こういうことになっておるわけですね。無制限にこれを撤廃するというわけにはいかぬでしょう。老人といえどもいろいろな収入があるわけですね。老人といえども、現在の所得制限——まずその前に、今回所得制限はどことまで引き上げられたのか、それをまず説明してください。

○伊部政府委員 今回の改正案によりまして、対前年伸び率一三%、実額で十三万七千五百円を引上げまして、従来のベースが百五十五万五千円でございますが、これを百九十九万二千五百円にするものでございます。これは従来どおり扶養親族五名を基準にしておるものでございます。

○大橋(敏)委員 これは所得の課税等の対象がそういうことに持っていくのでしょうけれども、私たち公明党は、所得の最小限度を少なくとも現状では百三十万、あるいは経済情勢を見ていきますと、百五十万くらいまでは上げるべきではないか、このような意見を持っています。今回百九十九万二千五百円まで所得制限を緩和したというところでございますけれども、これはもつと百五十万くらいまではならぬものなのでしょうか。これはどうですか。

○伊部政府委員 この引き上げ率は、常用労働者の賃金の伸び率、農家所得の伸び率、一人当たり国民所得の伸び率等を勘案をして決定したものでございす。これによりましておおむね昨年度受給された方は、今年も引き続いて大部分の方

が受給されるであろうという見通しを持っておりす。

○大橋(敏)委員 とにかく、これは現実問題でございすけれども、地元に戻りましていろいろな皆さんとお話をするのですが、この中にやはり老人の方がいます。お隣の老人のほうはちゃんともらっている、私はなせもらえないのだ。説明しますけれども、それは家族の収入があるからですよと言われけれども、いや、収入はそう変わりませんよ、むしろ私のうちのほうが貧乏な生活をしてるみたいでしようというのを言われるわけですね。だから、もう少し引き上げれば、その点はもつとはつきりしてくるんじゃないか、こういう現実的な立場から言っているわけですので、今後所得制限の緩和をなさるときには、もつと大幅な緩和を希望するという点でこの点は終わることになります。

それでは次に、年金額の問題でありますけれども、国民年金の最低保障額を月額二万円とすべきである、私はこう思うのです。確かに今度の改正を聞きますと、一万円年金から二万円年金になったのだ、このような盛んな話があるわけでございますけれども、老齢年金というものは、現行が平均賃金の四割を保障すべきだ、そういうたてまえから考えられているというのを記憶しているわけでございますが、今回の改正案は、もつと二万円年金だということでございますけれども、その二万円になる内容をここで説明してもらいたいと思ひます。

○伊部政府委員 国民年金におきまして二万円の水準は、夫と妻を基準といたしまして、被保険者期間二十五年、夫が所得比例給付に入っておられるという前提で、二十五年給付で二十五年の老齢年金の給付額が二万五千円となる、こういう仕組みでございます。

○大橋(敏)委員 いまの説明ですと、定額部分で八千円、妻の部分で八千円、所得比例で四千五百円がついて初めて二万五千円と、こういうことですね。しかも二十五年だ。

ということになりますと、私は疑問が起るわけでございますが、まずその第一点は、所得比例は任意加入である。入れる方は別として、入りたいと思つても入れない方もあるだろうと思うのです。そういう人は、二百円にはならぬわけですね。一万六千円だ。

ところが、ILOの新年金条約が厚生白書の中に記載されておりますけれども、それをちょっと読んでみますと、「昭和四十二年六月のILO第五十一回総会で採択された「障害・老齢及び遺族給付条約(第百二十八号条約)」によれば、老齢年金に關する基準は、三十年以上の拠出期間を有する六十五歳以上の夫婦に対して、その者の従前所得又は普通成年男子労働者の賃金の四五%と、こうなっています。そうしてまた「拠出資格期間が二十年で年金が支給される場合には、五%を減じた四〇%」であるということになりますと、私は主人なら主人一人が二万円になるのが、このILOの新年金条約の条項に合うのではないかと、このような考えを受けるのです。ですから、二万円、妻二万円、四万円年金になるのがほんとうはこの条約に適當な内容であろう、このような考えを持つのですけれども、どんなものでしょうか。

○伊部政府委員 ILO条約におきましては、老齢年金の受給の標準受給者は、妻を含んで考えておるのでございます。

○大橋(敏)委員 それじゃ、妻を含んでの話ですね。それはそれで理解しますが、四十三年三月現在の毎勤統計を調べてみましたら、農業で四万九千七百二円、建設で四万八千六百八十四円、金融・保険業で六万一千四百五十九円、それから運輸・通信業で六万四千三百二十四円、電気・ガス・水道で七万七千七百二十八円、事務のほうで建設は五万六千四百九十一円、製造で五万五千七百七十九円ということですから、平均しまして四割といえは十分二万円を受けていく立場になるわけですね。先ほど言いましたように所得比例に加入しなかつたら一万六千円じゃないですか。この点は

もう少し上げるべきじゃないか、こう思うのです。

○伊部政府委員 今後、社会情勢に應じまして年金額を引き続き改善することはもとよりでございますが、ILO条約との関係で申しますれば、今回の厚生年金保険法及び国民年金法の水準は、老齢年金に關しましてはおおむね達成をしておるというふうな考えております。

○大橋(敏)委員 今回の改正案を見まして、先ほど言いましたように八千円、八千円とそれから所得比例を合わせて二万円であるということになっておりますが、所得比例のその部分に対して、入りたくとも入れない方もいるわけですね。私はそういう方に対しては、やはり何か特別な措置を講ずべきではないかと思うのです。そうしないといふ格差をつけるような感じがするのです。これは財政問題にひっかかってくるわけですねけれども、そういう点についてどういふお考えを持っています。

○伊部政府委員 厚生年金におきましても所得比例部分が入っておるわけでございます。その意味におきまして、今回国民年金にもこの所得比例分をつけ加えたのでございす。制度発足当初でございすので、これを任意加入としたという状況になっておるのでございす。やはりどの年金制度も所得比例を含んで何パーセントということを考えておりますので、国民年金の場合におきましても、所得比例を加えて差しつかえないものと思つております。

○大橋(敏)委員 大蔵省の方、いますか。——こういう点について、いま言うように、所得比例制度に加入したくともできない人に対して、何らかの特別措置でその部分を優遇してやるといふ立場で考えられたことはあります。

○辻説明員 ただいま厚生省からお答え申し上げましたように、厚生年金等におきましても所得比例部分がございますので、それとのバランスをとります。所得比例部分を設けるといふことにはいたしたわけでございます。何ぶんにも制度発足の当

初でございますので任意制ということにいたして
おりますが、今後所得比例部分の充実、改善につ
きましては、厚生省とも相談いたしまして検討い
たしてまいりたい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 私はあくまで、二万円年金とい
うのですから、その二万円が基準となりまして所
得比例の部分にしまして、いま言った特別措置
にしまして、それをプラスアルファとして見て
いくような立場で今後もっと改革していく必要が
ある、こういうふうな思ふわけでありまして、この
点について大臣の所見をお伺いしたいと思いま
す。

○斎藤國務大臣 御意見のとおりに存じます。で
きるだけ、厚生年金と同じように、全部が入れる
ようにいたすのが、将来の進み方ではなからう
か、かように考えております。

○大橋(敏)委員 社会保障制度審議会の答申で
は、国民年金法の一部改正案を諮問しましたとき
に二年間で物価が五%以上になったときには改正
しろという趣旨のように見受けられますけれども、
むしろ私は、国民年金は毎年改正していくべきで
はないか、このような考えを持っていますのです
けれども、その点についてはどういうお考えです
か。

○伊藤政府委員 無拠出制の年金につきま
しては、最近連統五年引き上げを実施いたして
おるわけですが、拠出制の部分につきま
しては、保険料の負担を伴うわけでございます
ので、毎年というのは技術的にもなかなかむずかしい
点があるかと思ふのでございますが、先ほど大臣
も御答弁ございましたように、現在のような、
経済情勢が著しく変わる時期におきましては、
年金制度を五年間固定せよというつもりはござ
いません。その間の経済情勢に応じて、適時適切
なる方法を講じたい、かように考える次第でござ
います。

○大橋(敏)委員 最後に、大臣に要望いたしま
すけれども、この年金は社会保障制度の中でも非
常に重要な位置にあると思ふのです。したがいま
して、国民年金の改正にあたりましては、従来より

ももっと積極的な姿勢で今後取り組んでい
たきたい、こういうことでございしますが、大臣
の御決意をお伺いして終わりたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 国民年金は創設後まだ日が浅
いのですから、国民にもまだ十分な御関心が少な
いのじゃないかと思ひます。拠出年金が渡るよ
うになつてまいれば、これはほんとうにたいした
制度だということになると思ひますが、われわれ
いたしましては、そういう時期を想定をして日本
の社会保障制度の大事な三本の柱の中の一つであ
る、かように考えて充実をはかつてまいりたいと
思ひます。

○大橋(敏)委員 終わります。

○森田委員 八木一男君。
○八木(一)委員 私の出席要求いたしました政府
委員が全部参つておられるかどうか、ひとつ委員
長のほうでお調べ願ひたい。

○森田委員 高辻長官、小山政務次官、上村政
務次官、船後主計局長、青鹿理財局長見えて
おるようです。

○八木(一)委員 私は内閣総理大臣と、厚生大臣
と、労働大臣と、大蔵大臣と、法制局長官と、主
計局長と、理財局長、それだけの要求がしてござ
います。そのおのおのが出てこれられない理由を
ひとつ。――ばくは審議したいと思ひるので、理由を
言つてくれればいいのですよ。

○森田委員 八木君から要請されておりました
各大臣の出席のできない理由を、いま調査いたし
まして御答弁申し上げます。
総理大臣は、強く出席を要求いたしました
が、すでに予定の公務が計画されており、出席でき
ないとのことであります。
労働大臣は、参議院内閣委員会において同和問
題について答弁中でありまして、小山政務次官が
出席いたしております。
大蔵大臣は、他の委員会に出席中であり、上村
政務次官が出席しております。
以上で御了承願ひます。
○八木(一)委員 主計局長はどうです。それから

理財局長。
○森田委員 局長の出席のできない理由を申し
上げます。
理財局長は病氣のため欠席中。主計局長は目下
会議中なので出席できないとのことで、それぞれ
次長が出席いたしておりますから御了承願ひいま
す。

○八木(一)委員 いまおっしゃった理由の前に、
私も委員が熱心に審議をしようとして、各大臣
や政府委員の要求をしたのにもかかわらず、それが
どのような事情で出席できないというのを事前
に通告されない点については、委員会の運営につ
いては問題がある、委員長の取り扱いにも問
題があると思う。この点については今後嚴重に
反省をしていただいて、直していただかなければ
ならない。

それとともに、本日の問題でございますが、本
日の問題の中で、理財局長の病氣ということ、
病氣の程度はわかりませんが、病氣であれ
ば人権じゅうりんになりますから、無理に出てこ
なくても次長でけっこうです。

しかし、それ以外の理由ははっきりいたしてお
りません。総理大臣は公務と言われるけれども、
国会における質問に対する答弁は、公務の中で一
番大切なものではないかと思ひます。総理大臣の
要求は、私は一週間前から出してあります。なぜ
ほかの公務と差し繰りをするような連絡をされな
かったか。いま御答弁になったのは、そういう努
力をしておられない証拠であります。これからで
もすぐほかの公務を差し繰りして出席をしていただ
くようにしていただきたい。

それから労働大臣もそうです。同和問題
も重要な問題でございますから、それが済んだら
即刻に御出席を願ひたい。

それから、大蔵大臣のほうは理由を聞き漏らし
ましたけれども、ただ委員会というようなこと
をおっしゃただけで、どの委員会ともおっ
しゃつておられません。その委員会の審議がす
でに十二分の質疑応答を大蔵大臣がしておいでに

るのでしたら、こつちに早く回っていただきたい
し、その委員会が散会になった、休憩になったな
ら、それから一分後にはここに御出席を願ひたい
い。ほかに行くことは私も承知はできません。

○森田委員 あなたの御要請どおり要請いたし
ます。だから、質疑を御継続ください。

○八木(一)委員 その次に、鳩山君のことであ
ります。局内の会議というが、この鳩山君の出席要
求は私、午前中にいたしました。しかし、大蔵省
の中の主計局内の会議よりも、国会の質疑応答が
大事だ。答弁をすることが大事だ。ということ
は、おのずから総理大臣の公務とは比較にならない
問題だ。飛んでこなければならぬ。即刻これは
会議を中止して飛んでくるように、指示をしてい
ただきたい。十五分以内に出席をしなければ、そ
のような、国会に出席の義務を怠り、公務員とし
てのほんとうのやり方というものを怠つておると
いうことで、委員会として痛烈に指導をしなければ
ならない。十五分以内に鳩山君が出席をする
か、大蔵大臣が他の委員会終了後一分以内にこ
に出席をするか、あるいはまた総理大臣が他の公
務を差し繰りして出席なさるか、この点について委
員長は責任をもつて対処されることをお約束をい
ただきたい。

○森田委員 ただいまの八木さんの御要請に対
しましては、できるだけ努力いたしますから御了
承を願ひます。

○八木(一)委員 それでは質問に入りたいと存じ
ます。
まず第一に、法制局長官にお伺いをいたしたい
と思ひます。日本国憲法に対する見解であります
から、これは法制局長官が一番間違いない答弁を
なさると思ひます。

日本国憲法の中で、主権在民、基本的人権、あ
るいはまた平和主義、憲法第九条に規定された正
しい大切な規定、そういうような大きな問題につ
いて規定がございしますが、具体的な政策について
日本国憲法の中で述べられている、記述をされて
いる条文は、どこどこにどういふ条文があるかと

いうことを伺っておきたいと思ひます。

○高辻政府委員 簡潔にお答え申し上げますが、具体的な政策についてという具体性が実は明瞭ではございませんけれども、まあ特に具体的だということになりますと、憲法の二十五条の二項の規定、これは先生はむろんとくく背に御承知でございますが、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」というこの種の規定、このような規定は、二十六条の二項にも「義務教育は、これを無償とする。」というように規定もございしますが、個別行政の部面で一番具体的な規定といへば、この二十五条の二項あたりが一番典型的な事例であろうと思ひております。

○八木(一)委員 憲法第二十五条第二項の規定で、社会福祉、社会保障、公衆衛生について国は不断に向上改善しなければならないというのが具体的な規定であつて、しかも方向、動きを示した規定であります。それに似たものとして、二十六条の義務教育無償の規定がある。具体的な政策についてうたわれているのは、政策だと無理に解釈すると政策になりますけれども、具体的に政治面で、たとえば社会保障とか、貿易政策とか、あるいは中小企業対策とか、文教対策というような名前では呼ばれていない、そのような政策の中で、日本国憲法の中でうたわれているのはその四つであります。しかも社会福祉、公衆衛生というのは、将来発展する概念であります。社会保障という概念の中に入っているわけでありまして、そこで、社会保障というものが具体的に提起をされているのは、日本国憲法の精神でいへば、他の具体的政策よりもはるかに重視して、それは先に強力にやらなければならぬという意味を有するものであると解釈をしなければならぬと思ひます。そういう点について、高辻法制局長官の正しい御見解を伺っておきたい。

○高辻政府委員 何よりも二十五条の二項が、具体的な政策の場面では一地方憲法が重視している規定ではないかということ、そのことを特別

にそうではないという気持ちは私はございせんが、たとへば何といひますか、お答えに欠陥があるといひないという趣旨で申し上げますが、たとえば国民は個人として尊重するとか、あるいは平等取り扱いの原則とか、ああいうものが具体的な行政の場面で出ていきますときに、これはもうよろしいんだ、それよりもこちらのほうが大事だというようにすることはならないことだだけつけ加えて申し上げさせていただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 さすがに法律の番人、憲法の番人でありまして、非常に正しい御見解を示されたと思ひます。いまおっしゃったような他の基本的人権、自由とか、そういう問題と関連のある問題については、ほかのほうに優位を示すこともあろうと思ひます。また同じようなウエイトを持つ場合もある。ただ具体的な、普通政策面であつて、ある、たとえばさき言った文教政策であるとか、あるいは貿易政策であるとか、あるいは資本蓄積政策であるとか、あるいは財政硬直であるとか、そういうようないろいろの具体的な政策は書いていないわけでありまして、したがつて、具体的な政策としては社会保障は最優先、一番先に強力にやらなければならぬ問題だということの理解が正しいと思ひます。

そこで、もう一回法制局長官に伺つておきたいと思ひますが、これはみんな御承知のことでございますが、大事なことでございまして、長官から確認をしていただきたいと思います。

憲法第九十九条の規定について、それを読んだら、そしてそれを確認をしていただきた

○高辻政府委員 九十九条はただいま御指摘がありましたが、きわめて重大な規定であることは仰せのとおりでございます。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という規定が御指摘の規定でございまして。

○八木(一)委員 いまの法制局長官の読んだと

おりの非常に重大な規定であります。ここで、私もその一員でございまして、国民年金法の審議に参画をしておられる方々は、同僚議員はもちろんでございまして、政府委員も全部この範疇に入るわけでありまして、国務大臣あるいは公務員ということで、憲法の精神をほんとうに尊重しなければならぬ非常に重い任務を持っているわけでありまして。したがつて、社会保障のうちの重要な問題である国民年金の問題については、私も熱心に一生懸命に審議をいたしますけれども、その受け答えについては、政府もほんとうに憲法の精神に従つて答えてもらわなければならない。これは厚生省だけではありせん。特に大蔵省関係の政府委員にあらためて申し上げておきたいと思ひます。そしてまた、この審議がほんとうに円滑にいくように、ぜひ委員長にそういう御配慮をお願いしたいと思ひます。それについての委員長の――まあいいです。

では、次に、やや具体的に質問に入りたいと思ひます。これは年金局長の答弁でけっこうでございますが、国民年金関係の本年度の予算が、拠出制年金では昨年度に比して何%予算が増大になつてゐるか、福祉年金では何%予算が増大になつてゐるか、私自身計算はいたしました。しかし、不正確だといひませんから、国民年金局のほうから局長の御答弁をいただきたい。計算が時間がかかれば私から申し上げます。

○伊部政府委員 国庫負担は、拠出制年金、福祉年金合わせまして四十三年度が千三百億円でございまして、これが四十四年度におきましては千二百億、四十五年度におきましては千五百二十億円の見込みでございまして、四十五年度はこのまま平年度化したという仮定でございまして。

○八木(一)委員 質問に答えてください。パーセンテージを聞いてるんです。質問妨害をしてもらつては困るよ。

○伊部政府委員 福祉年金の額は四十三年度六億、四十四年度六百七十億でございまして、一・六七%の増加でございまして。

○八木(一)委員 それから拠出制年金……。

○伊部政府委員 ただいま計算いたしましたので――お答え申し上げます……。

○八木(一)委員 私はこの資料で計算しているんです。あなたのほうの資料があるんだ。けっこう二番目……。

○伊部政府委員 拠出制の国庫負担の増加率は一九・四%でございまして。福祉年金の増加率は一・三%でございまして。訂正させていただきます。

○八木(一)委員 ちょっとその資料を戻してください。私と食い違ふ。――けっこうです、もうこんなこまかいことは、とにかく全部合わせてどのくらいの率ですか。

○中村(一)政府委員 拠出制の国民年金の歳入の伸びでございまして、これはパーセントで二三%の伸び、それから歳出が一六%の伸びでござい

○八木(一)委員 これは厚生省の資料なんです。がね。国民年金給付費というのがあるのですが、この資料の一〇ページです。それが、四十三年度が七十六億――これは給付だけですが、国庫負担積立金じゃないですよ。それから四十四年度予定額というのが八十六億、それと差し引き増減額が十億という資料、本年の社会保障制度審議会のときに厚生省からいただいた資料です。この一〇ページのほうで言います。もういいです。いま給付で言ったのですよ。国民に拠出制年金でどれだけ国のお金が渡つたか、それから福祉年金でどれだけ渡つたかというように、片方の福祉年金のほうは、御返事は幾ぶん誤差がありますけれども、一・一%強ということは間違ひありません。それから給付のほうは、拠出制年金では、私の計算では一・三%強であります。国庫支出としても、これは積立金になるだけで、国民には渡つていないわけですから。国民に渡つた額の率は、昨年比にして本年度は、片方が一・三%増、片方が一・一%増であり

ところで、それに関連してございまして、本

年度予算の昨年度予算との比率ですね、何%伸びているか。これも私計算いたしましたけれども、計算が違ふといけませんから、主計局長、主計局長来ていないから次長でよろしいですから、ちょっとパーセントだけおっしゃってください。

○給後政府委員 四十四年度の一般会計予算の対前年度予算に対する伸び率は一五・八%でございます。

○八木(一)委員 そこで、国民年金について非常に一生懸命やっているようなことを厚生省当局なり関係者は言っておられるようでございますが、そのような、予算の伸び方よりも国民年金の給付の伸び方が少ないという状態であり、これは予算ではつきりとそういうことが示されているわけでありまして、で、今度の国民年金法はかなり踏み切って出されているようでございますが、毎年の予算面でもういうように伸び率が少ないというのでは、国民年金並びにその他関連の年金制度の発展がないと思ひます。厚生大臣の御見解を伺っておきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 年金の改正は、まだ実施をいたしませんのは、無拠出年金にいたしましたも本年の半ば以後でございます。拠出年金は、まだ今回の改正は本年の支給額には影響をしない、そういった関係から、一般会計の予算は伸びておりまして年金の支給率は伸びない。御了承を願ひたいと思ひます。

○八木(一)委員 年金はどんなに充実していかなければならないわけですから、これは将来においては予算の伸び率はるかに多くなければならない。しかし、年金を受ける必要のあるいまの年寄りとか、あるいはまた障害者とか母子家庭、そういうのがいま現存をしておられるわけ。財政規模はそのくらのパーセンテージで伸びているのに、そのような現在の年金の支給を受けなければならぬ人たちに対処するやり方が、予算の伸び率よりも伸びないというようなことは、いまの年寄りや、いまの障害者や、いまの母子家庭は非常に苦しんでいかまわれないということですか。

○斎藤國務大臣 今日の年金制度において国費を保障するというこの制度の立て方では、私は、ただいま申し上げましたとおり、今回の改正も後年度において非常に役立ってくるというわけでございます。ただ、老人に対する福祉施設は、年金制度だけでなしに、いろいろ他の制度を実施をいたしておられますから、たとえば老人の特別な養護対策といったようなもの、こういうようなものにつきましましては本年は相当の伸びを示しております。

○八木(一)委員 厚生大臣がそんな消極的な考え方で困りますよ。老人対策は年金だけではな、い、わかり切った話です。ほかのものもほとんど伸びばなければいけません。障害者対策も年金だけじゃありません。施設もふやす、従事者の待遇もよくして、ほんとうにいろいろ人たちがよくなるようにしなければならぬ。あるいは教育もよくなるようにしなければならぬ。就職対策もよくできるようにしなければならぬ。あらゆるものが伸びますけれども、そういう問題についてはすべて伸びていかなければならぬ。伸びていかなければならぬ。その中の年金というかなり重要な部分について、予算のワケの伸び方よりも少ない、そんなことを平気な顔して、あたりまえな顔して答弁されるのでは、厚生省を預かっておる精神が疑わしいです。ぼくは、斎藤さんはまじめな方だと思ひます。だけれども、その補佐をする人もほんとうにいかぬです。この前の予算の要求前は斎藤さんおられなかった。年金局長やほかの局長は、一体何をしておる。予算の全体の伸び率よりも社会保障に関するものが伸び率が少ないというようなことは、憲法の精神の違反でありま、すよ。何をしておる。局長から答えてください。

○伊部政府委員 ただいま大臣から御答弁がございましたように、両年金制度の改正法案の施行時期がそれぞれ異なっております。やはり年金に對する国庫負担といふものは、全体を含めて考へる必要があろうと思ひますが、厚生年金及び国民年金並びに福祉年金を加えてみますと、四十三年度は千三百億圓、それに対して

四十四年度千二百億圓でございます。四十四年度は厚生年金が十一月からの実施でございます。この改正法はね返ってくるわけでございますが、さらに国民年金は四十五年の七月の実施でございます。そこで厚生法が平年度化し、国民年金が七月から実施されると、その要素を入れますと、厚生省の見通しでございますが、千五百五十億圓程度、この場合は四十五年に行なわれるであろう福祉年金の改定を見込んでおらないのでござい、ます。さらに、両制度が完全に平年度化したとします。四十六年度は千六百億圓を上回る見込みでございます。まして、年金に對する国庫負担も両制度の改正によりまして今後急増してまいることが見込まれる次第でございます。

○八木(一)委員 一つも反省なしに将来の金額を述べて宣伝するような、そういうことでは、ほんとうに年金をよくしようという気持ちがないと認めざるを得ない。何といったって、あなた方が言うことぐらゐくばくもわかる。宣伝じゃない、ほんとうに反省をして、年金の予算をふやすという覚悟のもとに答弁をしなければいけないと思ひます。そんなことだったら、これを忘れておるかもしれない。昭和三十七年八月に社会保障制度審議会「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」といふものがありました。この勧告については各局長が、いつも新しく就任された厚生大臣に説明することを、怠慢に次々怠慢で怠つておりましたので、毎回それを説明しなければいかなと、いうことを申し上げておりました。その説明を厚生大臣は受けられたかどうか。みづから勉強されたいか。局長がそういう説明をしたかどうか、伺っておきたいと思ひます。厚生大臣どうですか、その内容じゃないですか。その説明を受けられたかどうか聞きたい。

○斎藤國務大臣 いろいろ説明を聞きまして、また私もいろいろのを読みましたが、いま御指摘のものはどうであつたか、ちょっと記憶を喚起したいと思ひて、現物を見たいと思ひま

す。――残念ながら、まだ見ておりません。

○八木(一)委員 率直な厚生大臣の御答弁、その率直性については敬意を表します。年金局長以下、実に怠慢であります。指摘されないんじゃないやなくて、これは説明しておかなければならないということを各局長に何回も言っているのに、厚生行政を推進される最高の責任者をつんばさじきに置いておる。そんなことはほんとうに許されないことです。厚生大臣は、厚生大臣をほんとうの意味で補佐をしていないこのような各局長について、一体どういふふうに処断をされますか。

○斎藤國務大臣 今後十分補佐をしてくれるように指導をいたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 御答弁は非常に不満でありますけれども、これはまた後の問題で処断の内容について伺いたいと思ひます。国民年金に私非常に血の道をあげております。熱心ですから、もつと本論を進めたいと思ひます。そこで、社会保障制度審議会のこの答申、勧告には試算表がついておったということを、年金局長は御承知でございますし、うか。

○伊部政府委員 この勧告が提出されました際、参考の文書として提出されたように承っております。

○八木(一)委員 厚生大臣、実はこの答申に試算表というものがついておった。昭和三十六年から昭和四十五年までの間において、あらゆる社会保障部門で、そのときの経済見通しのもとに、国民所得がどう伸びるか、予算がどう伸びるかということを書いて、その時点で、最終年度でどうあらねばならないという金額まで載っているわけでありま。ただし、経済情勢の見通しは、その当時の経済企画庁の見通しや何かを使われました。経済企画庁の見通しもしばしば狂つておりますから、それから少しずつ違つております。しかし、これは修正して計算ができるわけでありま。そこで、そのときの試算では、昭和四十五年において租税収入等が四兆六千四百九十億圓になるという推定のもとに、――いまだいふ違つており

ますね。そういう推定のもとに、そこで国民年金の国費は千五百二十億円にならなければならぬ。これは最低の基準であります。ただし、租税等の収入というものは大体予算総額とマッチする金額、でございますから、いまの予算総額でこれを換算すれば、おのずから千八百億円というような支出にならなければならぬ。それといまの数字とはかなり大きな隔たりがあるわけでありまして。厚生省で年金についての計画をつくられるときに、またその計画を大蔵省に積極的に同意をしてもらって閣議の中で定めるためには、これは非常にりっぱな資料であります。

しかも制度審議会のこのときの会議は、私も参加をしておりますけれども、非常に熱心な会議でありました。総会が十六回、全員委員会が三十六回、各種の分科会を数十回持つてゐる。しかも、各種の委員会や総会は、一時半から始まっても、場合によって十時までやったことがしばしばあるわけでありまして。ちよろつと三十分ぐらいでいいかげんな論議でやめる会議ではない。社会保障の非常な権威者である大内兵衛先生や、あるいは方々の審議会で指導的立場を發揮しておられる今井一男君や、あるいは近藤文二君や、あるいは末高君や、そういう学者が熱心にその百回に余る会議に参加しておられる。もちろん厚生省も、事務次官はこのとき太宰君だったと思ひますけれども、太宰君が参加をしておりましたし、またそのときの局長は山本君がだれかで、後の厚生省の指導者になられる方が事務局長にいらっしゃいました。そういう厚生省の関係の方は、全部知っておらなければならぬことでもあります。

そういうようなりっぱな材料があるのに、これを使おうとしない。非常な怠慢であります。このとき、昭和四十五年が終点でありますけれども、この終点のときの国庫負担の比率はいくつと、社会保障は、予算全体の二七％はこの時点に達していなければならぬということになっておるわけでありまして。ところで、予算全体における社会保障費の比率は幾らになっているか。——大

蔵省の鳩山君まだ来ないのですか。委員長、約束に従つてすぐ呼び出して下さい。

○森田委員長 いま要求いたしております。

○八木(一)委員 大蔵省のほうから、政務次官でも、主計局次長でもけつこうですが、お答えを願いたいと思ひます。

○給後政府委員 一般会計でございますが、四十四年度予算における社会保障関係費のウェイト、シェアでございますが、一四・一％でございます。

○八木(一)委員 前年度は何％でしたか。

○給後政府委員 四十三年度は一四・〇、四十二年度は一四・六％になっております。

○八木(一)委員 いまのお話にありましたように、一四％台を低迷いたしております。一昨年からは昨年に關しては、がさつと落ちました。本年の比率は、一昨年の比率よりも少ない。一向にその比率が伸びようという方向を示してない。制度審議会のこの最低の要件、比率ですから、金額と関係ありませんから、当然この比率はいまのものでも通用いたします。昭和四十五年度において総予算の二七％を占めるべし、これは最低のものとしてつくられた、この勧告を実施するための財政計画として出されたものであります。そういう大事なことがあるのに、各局は援用しない。こういう大事なことがあるのに、厚生大臣に説明もいたしてあります。社会保障制度審議会の多くの先輩の人が一生懸命やつた、方向を出したことが、主管官庁で活用されなかつたら何をしたかわからないことになる。そういう方向なんです。いまからでもすぐこの年金法案を停止しても、この方針に従つてこれを組みかえなければならぬというものであります。厚生大臣は即刻この試算表を御検討になつて、国民年金の審議、あるいはほかの社会保障の審議について、これを強力に活用されるおつもりになつてゐるのかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 即刻に、強力に勉強をいたしたいと存じます。しかし、それかといつて、すでに

通りました予算の組みかえということとは、本年といたしましては不可能でございますから、来年度予算におきましては、できるだけ努力をいたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 御質問申し上げないことまでおつしやしません。そんなことはおつしやる必要はございません。それは、予算については補正予算という方法もあれば、米価の問題で予備費を使われたような経験もあります。また審議について、ことはできなくても来年は組むというやり方で、法律にそういう方向を示すということのやり方もあります。ここにおられる自民党の先生方は、そういうことについては十分知悉をしておられます。私どもも研究をしております。示した方向に關してやる方法はあるわけでありまして。別に予算は大蔵省がやるのですから、そんなことを御心配にならなくていいです。そういうことであります。

ところで、こういうことについても前から厚生大臣によく申し上げ、あるいは労働大臣やほかの大臣にも申し上げてゐるけれども、こういう結果になることについては、一つの具体的な要因として、毎年予算要求のときに各省の予算を一省二五％までにとどめてくれというけしからぬ要求が、大蔵省の主計局あたりから出て、閣議でそういうつまらぬ方針を決定するということに大きな要因があります。予算は全部総ワクの中に入ればならぬことは確かであります。最終的にいろいろな点で急ぐものを先に入れ、ゆっくりしているものをあと回しにする、大事なものをきつちり入れ、その次のものを少し削減をするというごさいますけれども、そういうように最初に二五％の要求に押えるということは、最終的な問題じゃなくて、国政のアクセントを消すことになるわけですね。

金局長という烈々たる精神があつたとしたら、もっと要求をしたいでしょう。ところが保険局のほうでも金が要る、社会局でも金が要る、公害部でも金が要るというふうなことで、厚生省の中で要求を押えなければならぬということになるわけですね。ところが年金も、医療保障も、あるいは公害対策も、老人の一般的な対策も、障害者対策も、ガン対策も、ありとあらゆるものが厚生省は大事なもののばかりなんです。しかも、全部金をかけなければ実施ができないものばかりなんです。その厚生省で、一省について二五％に一次要求を押えられたならば、各局の要求をみずから押える、また各局は各課の要求をみずから押える。大蔵省は、そういうふうな各省の要求を押えたら操作がしやすいでしょう。しかし——鳩山君、まだ来ないですか。鳩山君に聞かせなければならぬ。呼んでください。——大蔵省の人たちは、それは仕事は楽であります。しかし、それは国政のアクセントが消えて、大事な政策がストップをする。社会保障の問題なら、どこの局でも問題によつては八割、九割の増大があつてもしかるべきであります。新しく出る公害の問題だつたら、前年度予算のこれが五十倍になつたつちつとも差しかえない。そうしなければならぬものがある。ガン対策なんかばやばやしておるから——ガンをほんとうに撲滅するだけの体制にしたら、いまの予算の百倍ぐらいいしたら、日本国民は将来において大きく助かる。そんなものを二五％に押えるから、国民がほんとうに健康を保てる状態をつくり出すことができないというところになる。そういうふうなところでもない予算編成方針をやつてゐるところに非常に問題があるわけでありまして。

厚生大臣は断じてこのような閣議決定をさせない、このような主張をされ、もし閣議で無理やりにも決定をさせられようとしたら断固として抵抗をする。職を賭してでも抵抗する。それが多数決で定められるのだったら社会保障を担当する厚生省を担当することはできません、それを天下に

公表をして、佐藤内閣総理大臣に辞表をたたきつける。このぐらゐの勢いでやらなければ——大蔵省とか、主計局というところは、変な實際上の権力を持つておる。その変な實際上の権力のために国政のアクセントが消え、ひん曲がるということ直すことはできないと思う。

そこで、厚生大臣のその意味の決意ありやいなや。そして年金制度をはじめ、いろいろなものをはんとくに国民の要望に沿うように前進をされる決意があるかどうか、前向きな決意を伺っておきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 予算委員会の際に、その御意見をよく拝聴いたしました。大蔵大臣も同席をしておられました。私は厚生行政を遂行するために非常な決意を持って臨みます。手段、方法はおまかせをいただきます。かように申し上げておきます。

○八木(一)委員 そのように厚生大臣が決意をしておられるのですから、各局がへつり腰では何にもならぬわけです。こんな二七%の平均要求もできるのですから——年金局では二七%の増じやないでしょう。予算の二五%ぐらゐは来年度はとるのだから、それをもとにして、いま一四だつたら二七に、全部厚生省の予算は比率にして、前より倍に、金額にしては十割増し以上にして、おくれればせながらやつと追いつくのです。そのぐらゐの決意でやういかなければならぬし、厚生大臣がそういう決意でも、年金局がこんなちびつたような計画を出しておるのじゃあつともものが進まない。年金局も心を入れかえて、来年度はそういう予算要求をする、したがって、これからの問題についてもその意味で答弁をする、その意味で考える、前向きな姿勢で問題を推進する決意を披瀝するといふ覚悟でなければならぬと思う。年金局長のすばりとした答弁を求めたい。それを答弁できないようだったら、年金局長にはもう質問しません。全部厚生大臣にします。あなたは答弁する資格がない。

○伊藤政府委員 八木先生の国民年金改善に関する

御熱意には、かねて深く敬服いたしておるところでございます。毎国会御指導を受けつつ、国民年金の改善をいまだ果たしてまいりましたわけでございますが、今後とも御趣旨を体しまして改善に努力したい、かように考へる次第でございます。

○八木(一)委員 鳩山君まだ来ないのですか。——あとでまた大蔵大臣と鳩山君が来たら同じ質問をいたしますから、その点は保留しておいて、大蔵政務次官と主計局長に、いま論議をされたことは、聞いておられて、頭のいい方ですから理解をされたと思う。そういうふうな国政のアクセントをつけることを消さない態度で、社会保障が伸びるように、いままでのそのような関連つた、二五%に第一次要求を押えてくれという、大蔵省だけが事務的に案で国政がひん曲がってしまふような不当なことを一切出さない、そういうことを大蔵大臣に言わせない、大蔵大臣が言つたらそれは間違ひです職を賭しても、それを諫止する、そういう決意でなければならぬと思うのです。

○上村政府委員 八木先生が社会保障制度審議会の審議の過程におきまして、いろいろと御熱心であつたことは、私、当時総理府におりましてよく承知をいたしております。社会保障が非常に重要なものであるということは、これは先生御主張のとおりだし、また法制局長官もお述べになつたとおりだと思つております。そんなふうで、いまいろいと思つておられますことはよくわかるわけですね。厚生省ともよく御相談をしまして、そうして善処していきたい、こう思つております。

○八木(一)委員 船後主計局長に。閣下もつて一応要求額の上限、最近では二五%でございますが、これを閣議できめております趣旨は、毎回申しておりますように、やはり財政支出の優先度を要求段階で各省が判断しつつ、要求を重点的に整理していこうという趣旨でございます。決して主計局が手を抜くとか、あるいは仕事に案になるからとか、こういふものでないわけ

でございます。したがって、各省におかれましては、この範囲内でもって重点施策に対しまして、それぞれ重点をつけて予算要求をされるわけでございますが、ただいま問題になっておりますこの年金の問題、これは国民年金も厚生年金もひつくるめまして、今後のわが国社会保障を充実する上非常に重要な課題でございます。ただいま伊藤年金局長から厚生省の考えの示しがありまして、われわれも年金の充実につきましまして、今後ともできる限りの配慮をしてみたい、かように考へております。

○八木(一)委員 後段はいいですが、前段は少し答弁がぼやけている。経過を述べられたのですが、各省に重点というのですけれども、重点をつけてもいいですよ。予算のワケを取つて——ただ、国民年金については三十割増しの要求がある、医療保障については五十割増しの要求がある、公害については百割増しの要求がある、その中で重点をつけてもいいですけども、二五%というような制約をつけては国政のアクセントが省内で消えてしまふ。厚生省だけではありせん。たとえば交通災害をなくすための運輸省の政策にも大事なものがあつて、労働省の政策にも大事なものがあつて、そういうことを第一次要求で制約してはならない。最終的には予算の中におさめなければならぬから、そこで重点は閣議で相談されることにならうと思つても、主計局は、操作はめんどうくさくても国民のため

に——サポーター・ジュニアの気があつてあつて、これを提起したわけではないだらうと思つても、具体的に主計局のサポーター・ジュニアによつて国政のアクセントが消えている。そういうつもりでないならば、みづから二五%でとどめてほしいというふうなことはやめにして、全省、全庁、全局から予算が出て、その中ではんとうに重点であるものについて内閣の中で御相談になつて、順番をつけて、そうして総ワケに入れる、そういうことをされなければならぬと思つて、次長の答弁は、その点について前段はぼやけています。年金に

ついては熱心にやると言われたことはけっこうであります。年金だけではありません。社会保障全体もそうです。社会保障だけではありません。交通安全対策も大事なことです。公害対策も大事なことです。全部大事なことがある。大事なもののアクセントを消さないように、大蔵省が、そのような自分の省、局だけがやりやすい方向と各省に押しつけてはならないということについて、いま大蔵政務次官が言われたとおりによられるというのを主計局長は答へられなければならないと思つて、もう一回答えてください。

○船後政府委員 国の予算に盛られております施策は、どれをとりましても重要でないというものはないわけでございます。それぞれ所管の各省におかれましては、非常な熱意をもつて要求され、その実現につとめていただくわけでございます。

そこで、私も概算要求の際に、各省ごとに前年度の何割増しという上限を閣議でお願いしております趣旨のものは、やはり各省も概算要求の段階におきまして、各省内の施策の重点というものをしぼつて合理的に予算を編成していくという趣旨で現在まで参つたわけでございます。来年度の予算がどうなることになりましか、これは現在申し上げる段階でもございせんけれども、やはり予算は重点的に、合理的に編成していこうという趣旨にいたるものでございせんから、やはり今後ともそういう方向でございせんから、とめていきたいと思ひます。

○八木(一)委員 そういつた方向というのはどういふことですか、抽象的であつて、具体的なことは、毎年度、毎年度の予算編成の方針でございせんので、四十五年度予算がどうなるか、これは私が現在申し上げる段階でもございせん。ただ、こういつたことをいたしておられます趣旨は、やはり予算を各省の要求段階から重点をしぼつて合理的に編成していこうという努力でございせんから、私もこういつた努力は今後も続けていかねばならない、かように考へておる次第

でございます。

○八木(一)委員 これはとんでもない話です。いまの論議なり、それから予算委員会なりで質疑応答せられて、そしてまた大蔵政務次官の答えられた趣旨とあなたの言っておられることは違ふと思ふ。

あなたは主計局という予算編成の現場の最高の責任者でないけれども、一部の責任者であるから、苦しいことは苦しい、しかし、この局の方針が、国政全体について誤らすことがあるとしたならば、どんなに局が苦しくてもそのことを改めていかなければ、りっぱな国家公務員とは言えないと思う。ほんとうの責任を果たしていると言えないと思う。ですから、これについてはそういう心がけを改めていただかなければならない。

政策については重点的にしなければならぬことはわかります。重点的に予算の中におさめなければならぬことはわかる。そのことは申し上げているわけだ。それを各省別にそのような金額に二五％という制約をつけることによって、各省の各局全部緊急にして二五％という増大では、国民の要望に対処できないような省がある。それを一省の自縄自縛で、年金に力を入れれば医療保障を押さなければならぬ、医療保障に力を入れれば公害を押さなければならぬというようになってしまう。政府全体で公害、あるいは医療保障、あるいは年金が大事なら、その三つが政府全体の中で重点になることもあるようにならなければならないと思う。ほかの省にも大事なものがあろう。ところが厚生省でこのように中で重点ということで押えられて、二五％で押えられたら、ほんとうは一〇〇％、二〇〇％増大しなければならぬ問題でも、自分で省内で押さなければならぬ。それを各省各局の予算が全部出てきて、その中で、こゝしは厚生省の要求ばかりだけれども、その医療保障も、年金も、公害対策も、これはほかの省のほかのものより重点である、一、二、三、四と厚生省が入る、次に交通対策が入るという場合もあつてしかるべきである。また社会

保障が完成した暁においては、ほかの省の政策が一、二、三、四というところをとって、一省でも大事な省があれば、その各局のものが一位から五位まで占めて、厚生省が十五位くらいになることがあつても仕方がない。それを各局の中で押しつぶしてしまふというところは国政のアクセントをなくす問題である。各局ができてきてもあなた方がしつかりやれば、それをほんとうの国政全体の重点といふことも、順番をつけることが、各省との話し合い、また閣議においてできるはずである。それはめんどろな仕事でしょう。めんどろな仕事だからといって主計局だけの都合で、主計局が大蔵省を動かして、大蔵大臣が実力大臣として内閣を動かして、国政のアクセントを消すというようなことは、ほんとうの政治の上においては重大なマイナスを来す。主計局だけの立場で国政をひん曲げるといふことは許されぬことです。それは考え直してもらわなければならぬ。財政だけが国政ではない。しかも財政を軽視しているのではない。財政のワタにおさめることはしなければならぬ。財政のワタを言っている。方法だけなんです。各省で詰めて、いいかげんにしてアクセントをつけてあなた方は操作をすれば楽でしょう。全部出して操作ができないはずはない。できないで、人員が足りなかつたら、みずから人員の要求をすればいいのだ。そんなふうなサポーター、ストライキですよ、あなた方は。国政はあなた方主計局員のサポーター、ひん曲げられたら、たまつたものじゃない。このような考えを改めていただかなければならぬと思う。もう一回答弁。

○船後政府委員 概算要求時に各省はその要求のワタの中で、それぞれいろいろな施策の中にその重点をつけて御要求をされるわけでございます。ですが、やはり予算を、各省のほうでまず要求段階から、重点的な御配慮というものが必要だろうというところから、ただいまのようなやり方でもって予算編成に当たっておるわけでございますが、決してこれによりまして私どもの手を抜くとかそういうことではないわけでございますので、御了

承願したいと思います。

○八木(一)委員 一番最後何とおっしゃったのですか、聞こえませんか。

○船後政府委員 各省ごとにその要求のワタの中で、施策に重点をつけて御要求されるということ、やはり予算全体の編成の合理化に最も役立つというところから、最近のような要求ワタに対する度ワタの何％という上限を付することになったのでございまして、決して大蔵省が、あるいは主計局が手を抜くとか、そういうものではございません。あくまでも予算は各省とまた財政当局も一緒にやりまして、最も重点的かつ合理的に編成されるという趣旨のものでございます。

○八木(一)委員 船後さん、私個人的によく知っていますが、頭のいい方で誠実な方だと思つておるのですが、頭のいい方で誠実な方だと思つておるのですけれども、それでもあなたは主計局の概念から離れ切れない。あなたは国家公務員ですよ。いま主計局の一部を預つておられるかもしれないけれども、国政全体のことについてあなたが積極的に発言する責任がないかもしれないけれども、あなたの主計局という範疇で国政全体をブレーキをかける権限はないはずですよ。アクセント、重点をつけてはいけぬと一つも言っていないのですよ。予算の総ワタに入れてはいけぬと一つも言っていない。ただ各省の第一次要求にワタをつけるのがいけぬと言っている。頭のいい方だから、それがわからないはずはない。ただ主計局のいままでの、われわれに言わせたら横車という伝統をはずしたくない。主計局の一員としてこういうことや、そういうこと、主計局から見ても後退したことを言つたら、主計局の中でまだそういうことがわからない連中が、主計局の方針が曲げられたといつて文句を言うだろう、そういうことが影響を起していると思う。そういうことではならぬと思う。閣議でできることで、いま大蔵政務次官は、あなたの答弁よりもずっと前向きな答弁だった。大蔵大臣もそうである。あなたは私の言っていることがわからないはずはないと思う。重点をきめていけないと言っていない。総ワタに入

れていけないと言っていないんだ。各省別のワタはいかぬというのを言っているわけだ。そんなことはわからないはずはないと思う。主計局の一存で国政を曲げることを続けようということをやられるようだから、これは重大なことですよ。そういう考え方を改めていただきたいと思う。

○船後政府委員 決して主計局の都合でございまして、毎年、毎年、予算編成いたします際には、閣議によりまして各省の要求ワタを、前年度何％の範囲内にしようということが決まされまして、それに従ひまして各省から具体的な要求があり、予算編成に入っていくということでございますので、私どもがこれを無理押ししておるとか、決してそういうものではございません。

○八木(一)委員 方針は閣議で定められるのでしよう。その提起はだれがするのですか。大蔵大臣でしょう。それについて伺いたい。

○船後政府委員 予算編成に関する問題でございますので、大蔵大臣がこの問題を提起するわけでございます。

○八木(一)委員 予算編成について、これを補佐するのは主計局でしよう。違いますか。

○船後政府委員 そのとおりでございます。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕

○八木(一)委員 したがって、閣議で提起をされるのは大蔵大臣、補佐するのはあなた方、主計局の人。大臣は一年か二年ごとにかわられますよ。ところが、この方針は十年近くになります。踏襲されているのは、主計局がそういう考え方を

持っているからだ。だから、主計局の考え方で国政のアクセントをつぶしているわけだ。主計局の人は頭がいいことで有名ですから、そんなことを言つたつて、われわれの中でアクセントをつけていると反論をしたいかもしれない。しかし、それはそのワタ内のアクセントです。そういうことではないかと思う。エリートで有能な官僚で、大事な仕事をしておられることは認めます。しかし、それだからといって、非常な権力を

持つ、主計局のやり方で内閣をゆり動かす、国政の方向まで支配する、そういうことは許されな
いことです。あなた方は国民の税金を、いろんな
ところに配合する事務を扱っているだけで、国政
のアクセントを消すような権限はあなた方にはな
いはずだ。そのような反省をしてもらわなければ
ならないと思う。答弁を求めます。

○給後政府委員 先ほど来申し上げておりますよ
うに、予算はもろもろ重点的に合理的に編成しな
ければなりませんし、そういった問題は、各省が
概算要求の段階からそれぞれ問題点を整理して
いこう、こういった趣旨から、従来二割五分増し
といったような閣議の決定が、毎年度予算編成時
に行なわれておるわけでございます。私、先ほど
来その趣旨を申し上げてまいった次第でござ
います。したがって、各省予算ひくるめま
しの総額に対しての率でございいますから、
やはり一般会計全体の伸び、財源の伸びその他
から勘案いたしまして、各省におかれましても、
その範囲内で十分アクセントをつけた要求をされ
ることが可能でございます。また従来も、そのよ
うな要求があったわけでございます。決して各局
がそれぞれ一律に二割五分だとか、そういった要
求ではなかったわけでございます。

○八木(一)委員 各局が二割五分という要求では
ありません。そんなことは知っております。しか
し各局が、たとえば予算の額との比率ですか――
比率だけではないかもしれませんが、非常に急激に
対処しなければならぬで、予算を二五%以上、
各局が各課が、そういうことをしなければならぬ
いときには、ほかの局のほかの課が、あなたのや
り方でいくとそれだけへつまなければならぬ
ということになるわけです。

もう年金の審議に移りますから、この問題はあ
とに譲りますけれども、こういうことですから、
委員長、鳩山君が来ないということでは困る。主
計局の次長は有能な公務員だということですが、
別な方面で有能なことは認めます。しかし、これ
は次長ですからね。主計局長が来なければ困る。

かけ足で来ることを要求しておる。こんなにのろ
ろして、はってきてももう到着するはずです。

○谷垣委員長代理 要求いたします。

○八木(一)委員 要求するだけじゃなくて、し
かたてくたさい。こういうところに主計局の独裁
があるのです。国会で委員長があれだけ努力され
ても来ない。主計局はなめているのです。国会議員
なんかどうでもいい。内閣なんかどうでもいい。予
算をほんとうに握っておるのはわれわれだとい
う思いがたつた考え方がある。委員長から厳重に、
ほんとうに十分以内に到着しなかつたら内閣に申
し入れて、そのような不当なやり方についてどう
対処されるか、要求していただきたいと思ひます。

○谷垣委員長代理 努力をいたします。質疑を続
けてください。

○八木(一)委員 その意味で、大蔵大臣はもう会
議は終わったと思う。福田君にまでもらわなけれ
ば困る。いまの次長の話が、もう少し問題がわ
かった話ならいいけれども、主計局の責任者にこ
ういう一つの考え方が底流している。あれだけ理
を尽くしても、主計局のいままでやった立場を守
り抜こう、がんばり抜こうという考え方がある。
そうならば、大蔵大臣にもっと決心を強めていた
だかなければならぬ。それがあって大蔵大臣を要
求した。大蔵大臣はほかの委員会が済んだらすぐ
飛んでくるはずだ。ほかの委員会はまだ続いて
いるのかどうか。

○谷垣委員長代理 八木君に申し上げます。
大蔵大臣は、いまインドネシアの副総理と会談
をいたしておりますので。
○八木(一)委員 それは何時何分に終わります
か。
○谷垣委員長代理 ちょっとそこは確かめており
ませんが、いま会議をいたしておりますので、御
了承いただきたいと思ひます。
○八木(一)委員 委員長代理が委員長に交代して
おられますけれども、さつきからさんさんばくら
わかりよく言っておるのです。最初から、来られ
なくても、主計局長がいなくても、大蔵大臣がい

なくても、年金の審議を始めています。それ
だからといって、その間に、いなかたたら来なく
てもいいだろうというように思っておられ
るとしたらたいへんだし、思っていないとし
たら、いまごろそういう御連絡があるはずがない
し、何時くらくらに来るというくらいは……

○谷垣委員長代理 先ほど来努力をいたしてあり
ます。今後なお努力をいたします。質疑を続けて
ください。

○八木(一)委員 それから政務次官に申し上げま
す。鳩山君の来ないことについて、早く来なかつ
たら、この問題は太蔵省の中の重要な問題として
もらわなければならぬ。
また國務大臣である斎藤さんに申し上げておき
たい。このような国会無視の国家公務員がいると
いうことになれば、内閣の閣議でこれを処理して
もらいたい。それについての國務大臣としての御
答弁を伺いたい。

○斎藤國務大臣 八木委員の御趣旨を十分お伝え
いたしたいと思ひます。
○八木(一)委員 いまの質問は、大蔵大臣または
主計局長が来るまで――上村政務次官がおられる
のにたいへん失礼で申しわけありませんが、政務
次官の御答弁は大体満足なほうですから、大蔵大
臣と主計局長にこの問題をあとで繰り返します。
答弁が非常にかたくなであったり、あるいは年
金局の調査が時間がかかったり、大臣が来なかつ
たり、そういうことで、私の心に反してたいへん
時間が空費しております。これから実際の話に入
っていかねばならぬ。すばと来てす
ばとと答弁すれば早くいくの。心にないこ
とを言う。と呼ぶ者あり。ほんとうに心にないこ
とじゃないのです。

それではいまの御度審議会の答申、勧告の中に、
いま見られましたからおわかりだと思ひますけれ
ども、三つの公準があります。その中で社会保障
の重要性、一は、「社会保障は、国民生活を安定さ
せる機能をもつとともに、なおそれが所得再分配
の作用をもち、消費需要を喚起し、また景気を調節

する等の積極的な経済的效果をもつ。この点から
いえば、社会保障は、国の政策として、公共投資
および減税の施策とならんで、あるいはそれ以上
重要な意義をもつこと。これはいろんな人がいま
したから、表現は非常にぬるくて、私は非常に不
満なんです。少なくとも各省の次官やなんかか
いて、それから与党の議員の方々も、委員の中
で最大公約数としてきまつた表現がこうであります
す。次に「国民所得および国家財政における社会
保障費の地位については、今後十年の間に、日本
は、この制度が比較的に完備している自由主義の
諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度
にまで引き上げるべき」であるということが書いて
あるわけであります。これは非常に遠慮した答
申であります。さつき申し上げたような構成でこ
ざいますから、やはり政府についてもだいたい遠慮
をしておられるわけです。そういう遠慮をした答
申の中で、「少なくとも」という表現でこれは書
かれていて、ですから、三十六年を起点として
四十五年までに、三十六年のこのような自由主義
諸国のところまで最小限度到達しなければいけな
いということがいわれている。それより上回るこ
とはちとともかまわない、上回ってもらわなけれ
ばいけないわけです。それで計算したのがさつき
のあれです。ですから、これをもとにして予算
を、当然の要求を、いままで大蔵省のあやうい
うなやり方にも制約をされ、その他についても社
会保障についての理解が十二分じゃない点につい
ても制約をされて、厚生省や各局が非常にへっぴ
り腰で要求をしておられると思うのですが、心根
を入れかえてそういう要求を出していただかなけ
ればならないと思うのです。それについてひとつ
決意のほどを伺っておきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 先ほど申し述べましたよう
に、来年度は厚生省として十分責任の持てる予算
の要求をいたしたいと思ひます。
○八木(一)委員 では、国民年金のものとまん中
に入つていきたいと思ひます。

まず、国民年金法の精神は第一条に具現をされ

ているわけです。非常に大事な案文でございますから、これは年金局長でけっこうであります。が、明快に、皆さまによく聞こえるようにはつきりと読んでいただきたい。

○伊都政府委員「第一条、国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」

○八木(二)委員　ここで国民年金法第一条にありますように、憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づいて国民年金法というものは制定されておる。したがって、憲法第二十五条第二項のそれにあたるところは、社会保障であります。社会保障ではありませんよ。社会保障の理念、それを充実に向上をしなければならぬ理念のもとに国民年金法ができてゐる。したがって、国民年金法の今後の改善の方向については、社会保障の理念に基づいてそれを改善をしていかなければならない、欠陥を埋めていかなければならない、そういうこととなるわけです。その点について厚生大臣の、当然同じお気持ちだらうと思いますが御答弁をお願いします。

○斎藤内務大臣　まさしくそのとおりでございます。

○八木（一）委員　厚生大臣の明快な御答弁に敬意を表したいと思います。

次に、そこで今度はやや具体的な問題に入りませんが、世俗的に、厚生省もそういう表現をしておられますが、厚年が一人で二万円の年金になる、国年は夫婦で二万円になるというような宣伝をしておられるわけであります。したがってみんな、そういうふうな期待をしておるようであります。その中に、ずばりではない点が、この前同僚の山本政弘委員からも指摘をされました。そういうふうなたとえば二万円年金といえば、それはいろいろな条件がついているのに、厚年と同じように夫婦でなるのじゃないかというような間違つた幻想

を与えて、あとで國民に失望を与えるような、そういう表現をなされないほうがいい。そういうような間違つた点について、厚生大臣十分御承知だと思ふのですが、厚年の二万円と國年の夫婦二万円というのは、条件が非常に違うという点について、厚生大臣から、あるいは年金局長でもけっこうです、明らかにしていただきたいと思ひます。

○伊勢郡政務委員 厚生年金は二十七年の歴史を
持っておりますが、国民年金はまだ八年の歴史で
ございます。したがって、ここに想定をいた
しております二十五年度の被保険者というのはま
だ出てこないのですが、それにおきましては、厚
生年金のほうは明年の十一月に支給されるであ
るであろう年金の平均を二万円と考えておるわけ
でございますが、国民年金につきましては制度上
の年金、現在三十数歳の方々以下の年金というこ
とになるわけでございます。

○八木（一）委員 もっと親切に説明をする方法は

ありませんか。私は頭が悪いから一生懸命勉強してきたが、それじゃ足りないことはわかりますけれども、いろいろな関係者がおられるので、違った点がたくさんあるはずですよ。かってなところだだけ述べないで、ずばりほんとうの正体を皆さんにお見せをしなければいけない。

○伊都政府委員　被保険者期間二十五年の方々が定額部分八千円になります。かつ所得比例部分は四千五百円になりますので、夫と妻、夫が所得比例に入っておるという前提で二万円ということでございます。これらの年金は二十五年後に実現をするわけであります。

○八木(一委員) ここにおられる委員の方々は全部御研究だから、それでもわかると思いますが、世の中に、そういう妙な宣伝をしちゃいけないという質問から答弁を求めたのですよ。二十五年ということだけではわからぬじゃないですか。厚生年金は二十年で基本金額を出しておるけれども、国年は二十五年ですよ。そういう比較をしなれば、国民はわからなくなっちゃう。そういう点で厚生年と同じようなものと思っちゃう。ところが実際

は違ひ、政府はうそをつく、厚生省の年金局はうそをつくということになったら困るのです。だから、うそにならないようにはっきりおっしゃい。

○伊都政府委員 国民年金は資格期間二十五年でございます。やはり年金額を示す場合におきましては、資格期間の一番短い二十五年を基準にしては、資格期間のが適当と考えておるわけでございまして、もし四十年を基準にいたしますと、三万二千八百円になります。これも国民年金制度において、年度の改正法案において約束されておるレベルでございますけれども、その場合は二十五年を基準として申し上げておるのでございます。

○八木(一)委員　ほんとうにあなた方頭のりっぱな役人のはずなのに、人をばかにしておるですよ。私の言っておるのを聞いておるのですか。国民にわかりいように説明してくれというときに、厚年は二十年で平均的にこれも二万円。これに、厚年とは二、三年たたなければもうそですね。ほんとうは二、三年たたなければ

二万円にならない。もちろん二、三年後に厚年は二万円になるはずで、それについて国年は二万円にするつもりだけれども、その計算基礎は二十五年だから、二十年払い込みと二十五年払い込みは違いますというのを、国民に親切に教えるように答弁をしたらどうかということを言っている。

○伊都政府委員 厚生年金は二十七年の歴史がございます。四十年のことなんか聞いてない。ばかじゃあるまいし、四十年のことなんか私も知っている。聞かないことを答弁して審議を妨害することにはやめてください。聞いていることをはっきり答弁なさい。不まじめですよ。

ざいます。そこで、二十五年の被保険者期間を
持つておられた方が現在受給者となつて出つたあ
るわけでございますが、国民年金はまだ八年でご
ざいます。したがつて、二十五年に該当する方が
まだ出ないのでございますが、今回の改正法案に
おきましては、短い高年齢層の方々につきまし
ても、御承知のとおり非常に優遇をするように考
へておるわけでございます。

○八木（一）委員　そんなに厚生省の原案の宣伝

たいなことはやめておきなさい。ずばり言つたらいい。自民党の先生方も、民社党の先生方も、公明党の先生方も、共産党の先生方も、社会党の同僚の先生方も、みんな内容は知つておる。この委員会において、厚生省の宣伝みたいなことやめなさい。

厚生年金については基本的に二十年で二万円に——これは二万円年金は少しうそですが、一年後にする予定です、国民年金も、普通夫婦二万円年金といつておるけれども、厚年との関係とは違つて、二十五年払い込んだ人がいろんな要件のとはなるのだ、しかもこれは一万六千円年金だ、そしてそのような所得比例制と称するへんでこりんな年金を設けて、その適用になつた人が二万五百円になる、これは保険料を払い込まなければならぬ、そういう点があるのだということを二十五年たつたらもらえるだろうと期待して、国民を裏切ることになる。はつきりおっしゃい。もう一回、いま言つたとおりです、先生の御指摘のとおりです、これから言い方を改めますと言いなさい。

○伊部政府委員　二万円年金は、二十五年払い込んで、さらに夫が所得比例に入つた場合を想定をしておるものでございます。

○八木(一)委員 もう年金局長は、ひねくつて時
間をとるから、厚生大臣に伺います。
厚生大臣、そのほかに違うところあるでしょう。
う。

○斎藤國務大臣 どうもいろいろと審議をおくら
せまして申しわけございません。私は、国民の皆

さんに御了解をいただくように、誤解があつてはいけないということを十分留意をしてPRをしななければならぬと思います。

二万円年金と申しますが、厚生年金は二十年、国年は二十五年の掛け金を必要といたします、しかもあすから二万円になるように思われては誤解でございますから、国年につきましては、当初からかけておられる人でもまだ十数年要します、かように宣伝しなければならぬと思います。同時

に、国年の二万円、二十五カ年の掛け金は、さらに所得比例の三百五十円の掛け金を増してもらわなければなりませんというところをつけ加えるほうが親切であると思います。そうして同じ年金と申しまして、福祉年金は違いますから、間違いないようにしてください。

○八木(一)委員 厚生大臣の態度は、ほんとにござります。年金局長は、こんなりっぱな大臣のもとでひねくれた答弁をしないで、厚生大臣の人格に学んでやりなさい。

ただ厚生大臣、一つ抜けたのですけれども、ござります。それからこちから申し上げます。厚生年金はいろいろな付加的なことがありますけれども、基本的には六十歳から開始、国民年金は六十五歳から開始、これが大きく違うということをおかれないと、何か厚年と同じようになるということになる。六十五歳開始というのは猛烈に違うのです。国年のいまの二万円はインフレですけれども、たとえば二万円として計算すると、六十五歳は厚年の六十歳に換算すると一万二千円くらいに当たるわけですね。それからまた二十年と二十五年を換算すると、一万円くらいに当たるわけですね。しかも、これは二万円として計算したので、ほんとうは一万六千円です。だから八千円にしか当たらないわけですね。八千円にしか当たらないものを二万円の幻想を抱かせるような宣伝をしておる。こういうふうに国民を愚弄するようなことはやめたほうがいい。厚生大臣ははじめですから、六十五歳のことを抜かされたが、善意ですから、私はその文句を言いませんけれども、局長はそんなひん曲がった答弁でなしに、局長なんか六十五歳と六十歳なんかわかつてはいます。それをうそをつかれた。態度を入れかえてちゃんとまともな答弁をなさい。

次に、今度の国民年金法の中では非常に大きな変革がございます。いわゆる所得比例制というものを導入しようということ。これは、所得比例ということばは当たりません。何か厚年のまね

をしようとして所得比例というけれども、いまの基本的な一段階上の段階を加えるということ。所得比例ではございません、この術語は誤解を生みます。誤解を生んだことばで、それを直そうとすると、所得比例だからこういうふうには直せませんというふうなこともないことにはならないように、その内容については十二分な把握をしないか、その欠点についてお互いに考えあつて直していかなければならぬと思います。このようないわゆる所得比例制度という点がありますが、これについてはいろいろな、政令でゆだねられているようですが、どういう人々を、どういう方法で保険料を納め、それを明らかにして厚生省のいまの考え方、これを明らかにしていただきたいと思います。

○伊部政府委員 このたびの所得比例制は、任意加入でございますので、つとめて多数の方々の加入を期待したいと思っておりますのでございますが、性質上、やはり所得のない方は除外をして、その他の方々の加入を期待したい。その方法としてしましては、通常の保険料の拠出方法を旨として検討してまいりたいと思っております。

○八木(一)委員 やや抽象的でよくわからないが、結局はどういう人々を入れるのですか。その人が入りたいたいと言った場合に、どういう人はいいい、どういいう人はいけない……

○伊部政府委員 なるべく入りたいたいという方には入れるように考えたいと思っております。しかし、たとえば若年の任意加入の方がおられます。こういう方々は、国民年金の本来の趣旨からして適当でないと考えておりますけれども、なるべく広く入れたい、かように考えております。

○八木(一)委員 どういうことなんですか。所得のある人という点でやるのですか。その所得とどういいう点で規定するか、認識をするかという点でございます。

○伊部政府委員 所得のある方と申しますのは、要するに一銭でも所得のある方、そういう趣旨でございます。そういう方々が入ってよろしいということでございます。

○八木(一)委員 その所得が、勤労所得であらうと、資産所得であらうと、かまわないのですか。

○伊部政府委員 そのとおりでございます。

○八木(一)委員 そうなると、かりに松下幸之助さんみたいな大金持ちが入れられる。大会社の社長さんから、まさか厚年に入っていることにはならないでしょう。国年に入っている。その方の奥さんが、みずからの資産を何十億持っていて、資産収入がある。そのむすこさんのほうも、資産収入がある。娘さんのほうもある。お孫さんは年がどうなるか知らないけれども、年齢に達したお孫さんがあるというふうなことになる、全部入れるのですか。

○伊部政府委員 国民年金の加入者でありまして、所得がある方は加入ができるわけでございます。す。

○八木(一)委員 そうすると、今度、これは大蔵省の次官も、主計局の関係の方もおられる。この点について国庫負担が出たこと、これ自体については、いま主計局にさんざん文句言ったけれども、その点については前向きな点でけっこうだと思ふ。だけれども、その国庫負担の使いようにならぬ。そのようないくつか五人とかそういうような二段階年金といいますが、所得比例制年金に自分が希望したら入る。そこで給付について二五％の国庫負担があるということになりますね。そうすると、松下さんのような金持ちの一族が五人おれば、その一族で五人とも二五％の国庫負担をいたされる。これは国費の使い方としてまっすぐじゃないと思ひますね。いいことですか、それは。

○伊部政府委員 所得比例制の対象といたしましては、なるべく広く国民年金の被保険者に入っていた方がいい。これは任意でございますので、強制をするわけじゃないでございます。そう考へております。したがって、一つの世帯に数名入るといふこともあり得ると思ひます。通常の場合には、夫が稼働活動に従事をする、妻には通常の場合所得がない、こういうケースを考へておるわけでございます。

○八木(一)委員 それは一番通常の場合だと思ふ。さっき任意加入に非常に熱心で、一銭でも収入があったときに入れると言いましたね。いまの通常の場合とたいぶかけ離れておりますが、そのときそのとき都合のいい答弁では困りますよ。それはこれから行政上の問題になるのですから、片方は一銭でも収入があったら入れる、片方は通常の場合におとさんだけだかろう、おかあさんは収入がない、そんな定見のない考へ方はない、どっちなんですか。

○伊部政府委員 先ほど申し上げましたのは、筋として、収入のある方、所得のある方は入つてもよろしいということを申し上げたのでございまして。そのほか、実質的に世帯の稼働活動に参画をして収入がある者として見ることができる方もあると思ひます。たとえば税制上給与支払いに準じて事業主の所得から控除することができるとして、事業者に属する方々につきましては、やはり所得がある方と考へてよろしいのではないかと考へておりますけれども、入り得るという人の範囲につきましてはつとめて広くきめてまいりたい、こういう趣旨でございます。

○八木(一)委員 たとえば普通の定額制のほうで免除を受けておる人がありますね、そういう方、普通のほうの保険料の負担も困る、しかし、その人でもわずかな収入がある場合がある、入る資格はあるけれども、実際上入れないとか——入れてくれますか。

○伊部政府委員 援助を受けておられる方は、この所得比例の対象とは考へていないのでございまして。

○八木(一)委員 このいわゆる所得比例制には、二五％の国庫負担があるのでしよう。そうしたら、貧しいときに一番年金の必要の多い人が入るといふこともないから、実際に入れない。猛烈に資産がたふさんあつた、さっき言つたような例の人で、それがなくなつて、さういふ暮らしをする人には二五％の国庫負担がある。そんなような制

度が——この社会保障的な考え方では、所得に制限なしに、入りたい人は入っていただく、そして社会連帯の考え方、年金額を増額するということ、一つの方法として、なるほど国費は入りましても、そのほうがいいのじゃないか、かように考えて、原案者は立案をいたしておるわけでございます。

○伊部政府委員 国民年金は、御案内のとおり定額制で出発したのでございますが、さらに保険料をより多く払うに、保険給付もより多く受けたという声は、発足当初からあったのでございます。その後研究を重ねてまいりましたのでございますが、先般の国民年金審議会の御審議、あるいは国民年金の被保険者の四割を占める農民の方の御要望でありまして、やはり厚生年金のように所得比例制を設けてもらいたいという御要望があったのでございまして、かような点を考慮いたしまして、今回所得比例制を導入したのでござい

ますが、ただ先生御指摘のように、今回は第一歩でございまして、これが一段階である、あるいは任意適用であるといったようなことがございまして、普通の報酬比例部分とは違う面があるのでございまして、将来の方向としては、実施の状況を見つつそろえてまいりたい、かように考えておるのでございます。

○八木(一)委員 いま初めて少し積極的な答弁をいたしましたね。厚生年金は強制適用で、五人未満の事業所は適用がないのは残念ですけれども、だから、上のほうまで国庫負担がいても、これは筋が通ると思います。これは任意適用でしよう。任意適用に国庫負担をつけるということは、そういう保険料負担のできる、比較的に見て豊かな人たちに大事な国庫負担が向いて、それ以上に生活が苦しくて、一番年金の必要な人にそれがいかないということになるのです。これは筋が通っておりませんよ。そう思いませんか。厚生大臣にちょっと伺いたい。

○斎藤国務大臣 所得比例の適用を受ける人たちに、所得で制限をするかどうかという点は、ただいま御指摘になりました点もございしますが、なお検討をいたしてみたいと考えますけれども、ただ

いまの考え方としては、所得に制限なしに、入りたい人は入っていただく、そして社会連帯の考え方、年金額を増額するということ、一つの方法として、なるほど国費は入りましても、そのほうがいいのじゃないか、かように考えて、原案者は立案をいたしておるわけでございます。

○八木(一)委員 さっき年金局長は、将来の方向として強制適用にしたいというようにことを考えているようですね。そうしたら、いま言った、それに当たるかどうか知りませんが、松下家のようなところで五人とも任意適用に入っていた、それ全部五人とも強制適用にしますか。

○伊部政府委員 強制適用の問題は、やはり負担能力、あるいは負担の意思等を考えますと、やはり相当慎重を要するところと思うのでございまして、したがって、その範囲はおのずから限局されてくるのであらうと思うのでございまして。その場合、強制適用だけで問題をさげるかどうかというところでございしますが、強制適用のほかにやはり任意適用というものも残るのではないかと予想しております。つまり国民年金の中で、たとえば免除制度がございしますが、申請免除は、申請するしないは本人の意思でございまして、あるいは法定免除につきましても、後に保険料を追納できる制度があるのでございまして、そういう意味での個人の意思というものを国民年金は相当尊重いたしておる制度でございまして。たまたまとして、強制適用に踏み切りたいとしても、そのほかにやはり本人のほうで、意思的に保険料を払って、しかし払いが、より高い保険金を受けたいという方々があらば、やはり将来も任意適用というものは残すべきではなからうかというふう

に考えておるのでございます。

○八木(一)委員 いまの積極的な答弁はいいけれども、言わないところを言う時間をとりますから、聞いたところだけ答えてください。そうでないと態率が悪くしょうがない。早く終わりたいのです。

強制適用は、それはなかなかできないように思われる。それはあたりまえの話です。そこで、しやうがないから提起をします。ほんとうにこれは苦心の作、へんてこりんな苦心の作だと思ふのです。筋がほんとうにあらゆるところで通っていない。苦心の作という、それはいろいろなところの要望があったのでしよう。要望している人たちは善意であつても、年金というものはどういふものであるか知らない人がごちゃごちゃ要望する。その要望を少しくらいいれなければならぬというやうなことで、ひん曲がつたやうな、渦を巻いたやうな変な案が出てくる。そんなことじゃ年金局というものは全く任務を果たしてない。

このいわゆる二段階制をするとしたならば、——そしてそれに国庫負担するのは大賛成です、するとしたならば強制適用でなければならぬ。強制適用でなければならぬとしたならば、強制適用をどうするかという問題は、いま偶然おっしゃったやうに、おとうさんが働いておかあさんには収入がない。だんなさんが働いておとうさんは収入がない。奥さんが働いている場合もありましても、とにかくいまの現状では、ほかに例がありましても世帯というのを考えて、世帯に一人を強制適用をしてそれに国庫負担をつけるならば、これは大体公平にいえます。そういう筋が当然考へられなければならぬ。それでなければひん曲がつてしまふ。金があつて保険料をたくさん払える人が、かつてにそれだけやるのはいいです。自分たちの年金をふやしたい、こういう要望は当然の要望だから、かつてにやるのはいい。またそれをかつてに生命保険に委託したならば、生命保険の予定利率が四分で国民年金は五分五厘だ。あるいはまたいろいろな手数料がとられる。そこで死亡保険に入れば死産益がとられるということがあるから気の毒だけれども、生命保険もりっぱなことですけれども、やはり最低のものとして、基礎盤のものとして国の年金制度が必要だ。いまの年金制度は少ないから、その要望にこたえて少しふやそうということは、大體その基本の年金がなまけているからいけないのですが、それは一応お

くとして、いま現時点として、その考え方方が絶対にいかぬとは言いません。絶対にいかぬとは言わなければ、それを任意として国庫負担を入れるというところは筋が間違っている。それは任意でやりたい人は、国で扱ったほうが予定利率もいし、死産益もつかないという方向で国が管理してやつてもいいけれども、絶対に事務費だけ入れて、有利なほうの年金制度に国が入れてやる、自分が保険料を払って、たぐさんの年金をとりた人には、そういう希望をかなえてやつてもいいです。しかし、そこで任意適用に国庫負担を入れるというやうな、こんなにひん曲がつた考え方はない。それをやるならば強制適用にする。一軒に一人は二五%の国庫負担の恩典にあずかる、みんな公平にあずかるという方法でやつていかなければなりません。

次に、それについてさっき渦巻きのインチキ機構だからそんなことを言われたけれども、法定免除の人は入れませんというやうなことを言われた。とんでもない話だ。これは強制適用にして一軒に一人ということになれば、さっきの例のやうに一銭でもあれば、たとえば失対の人で、しかもそれが四級地であつて、しかも、年齢が少なくて、金額が少ないという人たちでも、収入があるので、金銭が少なくて、たまたま失対の場合でも、合に、そういうやうな基本的年金の場合でも、免除を受けておる免除者は入れないということになれば、はみ出すことになる。強制適用にして一軒一人だけやる。そこで現在の免除規定を適用するのあたりまえだ。そうすれば接近する。強制適用にして一世帯一人にする。そして免除規定をそこに適用する。免除規定の適用を取らうわけじゃないのでしよう。一番最初の国民年金法が出たときには、免除規定と称して大事な国民年金から低所得階層をほうり出そうとした。ところが、いろんな運動があり、また委員会のりっぱな審議があつて、昭和三十六年の改正で、そういう人たちこそ年金が必要であるということで、普通のいまの基本的年金について、保険料に対して五割の

国庫負担がつく。払える人には五割の国庫負担がつくけれども、免除を受けた人にはその国庫負担がない。そんなばかなことはないじゃないかという事で、われわれは免除を受けた人はそれ以上の年金が必要であるという主張をしたけれども、その三分の一だけ入れて、国庫負担だけは免除して積立金で確保した。三分の一の年金は、ごくわずかではあるけれども確保されている。それがそこまで及ばない。今度のいわゆる所得比例制というインテリな機構の中で、年金を一番必要とする人たちがそういう年金制度の拡大からほうり出して、そして金持ち階級に大切な国庫負担を埋め合わせる、そういうことになるわけです。保険料払ってもいいから年金をたくさんもらいたいという一般の現時点での要望、これはさっき言ったように付加年金にして、そしてほんとうに原資が損をしないように国で管理してやったらいいのです。それで一番りっぱな方法がとれる。何を好んでこんなものに結びつけてこういうことを考えるのです。所得比例制については、そのように世帯主一人を強制適用にして免除の規定を適用し、免除期間は年金の計算期間に入れて、少なくともいまの所得比例制を加えた部分の三分の一——三分の一ではわれわれは不満ですが、少なくとも現行制度と同じような原資がそういう免除を受ける人にも確保される。数回の附帯決議にあるように、免除を受けた人たちの処遇をもっとよくしなければならぬという事を、ここに満場一致で、与党の熱心な先生方をはじめ私どもも一生懸命になつてやつて、五、六回附帯決議をつけていく。これは国会の重大な意思です。それにごく一部だけれどもこたえて、この制度をすすきりさせて、その要望のごく一部でもこたえるためには、世帯主一人強制適用、免除適用ということにすれば、やはりこのようないわゆる所得比例制という二段階制、年金額をふやそうという要望とすつきり合う。そういうことにひとつ考え直していただきたい。それについて、厚生大臣または年金局長から答弁を願いたい。

○伊部政府委員 八木先生から御提案をいただいたわけでございます。したがしまして、先ほど御答弁申し上げましたように、次期再計算期をめぐりに強制適用の問題につきましては方針を定めたいと考えておりますので、その一環として十分検討させていただきたいと思つてございまして、ただ、ただいまの御提案は、いわば個人単位で構成されております国民年金を、世帯主と世帯員に分けておきますので、非常に基本的な問題を含んでいるように考えられるのでございまして、いづれにいたしましても御提案でございまして、十分検討させていただきたいと考える次第でございします。

○八木(一)委員 いま年金局長は六十点くらい、ややざりざり及第ぐらいの答弁をされた。だけれども、それじゃいけないと思うのです。厚生大臣も、こんなひん曲がったものや、ねじ曲がったものや、変なものまできたら困るのですよ。さっき言ったような例の五人家族で、そんな金持ち家族が入っているのを、任意適用を、二年後にやめてしまふというわけにいかない。それは金持ちだからぶう言わないけれども、それは金持ちだから、始めておいて一年くらいでやめまふというわけにいかぬ。だから、初めからそういう間違ひをおかさないようにしなければいけない。これをやるうとするのは来年度以降でしよう。あつて必要はないわけですか。ゆつくりと考えていただいて、こういう重大なことですから、至急に御検討いただいて、厚生大臣あるいは年金局長はそういうお考えになられて、私もまだ熱心にやっていますから、ここでその質問を熱心にお聞きいただいている与党の先生方も、そういうことをいいじゃないかというお考えになられると思う。相談してそれを直せばいい。相談して直して、スタートから曲がらないように、そういうことをお考えをいただきたいと思う。委員長代行はじめ与党の理事、委員の先生方にも、また各野党の委員の先生方にも、初めから間違ひないように御検討いただくように、私、お願いいたします。政府もそれは即刻に検討していただきたい。この法案を、それを直そうとするならば、これは法制局を呼んだり、その部分を直すことぐらいい、ほんとうに一生懸命やつたら一時間です。そういうふうによつていただきたいと思います。厚生大臣の御答弁を伺いたい。

○斎藤事務次官 よく検討をいたしましたして、誤りのないようになりたいと存じます。

○八木(一)委員 委員長代理におかれまして、いま委員長席に着いておられるので、どうかひとつ与党の熱心な理事さん、そして委員さん、御連絡になつて、これを協議してみようじゃないかというのをやつていただきたいと思います。即刻やつていただきたい。ひとつお願いいたします。

○谷垣委員代理 八 質疑をお願いいたします。

○八木(一)委員 いまの要請ですね、いま席を離れられませんか、与党の理事の方がそのうちに来られるでせうし、野党のりっぱな理事の方もおられるのでせうし、そういうことがあるので、政府のほうも検討すると言つていられるから、それをいま審議していると野党の熱心な委員で、この問題検討してみようじゃないか、——そのとおりやるというところじゃない。検討してみても、私の考え方が間違つていれば、私、時間を浪費して申しわけございませんとあやまります。もし私の考え方が間違つてなかつたら、これはりっぱな先生方ですから、そのくらの努力はして、いいものでスタートしようじゃないかという話にもなると思ふ。ですから、その検討の機会をすぐつくつていただきたい。いま委員長席におられますから、委員長に命ぜられて、そういう御連絡をしていただきたい。

○谷垣委員代理 理事の諸君に連絡をいたしました。質疑をひとつ続けてください。

○八木(一)委員 次に、国民年金基金という、これもまたわがわがのものが出来た。いかかわりがないという事は、下品でありますから、おしかりをこうむつたら、まあ変わったものが出来た。これは厚生年金基金をまねたようでございますが、そんな必要は全然ないと思います。このいまの二段階制、いわゆる所得比例制というものと、国民年金基金というものは、それをつくろうという一連の底流のあることは私も存じておりますし、また同僚議員の質問の中でもそういう底流が明らかになっております。

農業者をやつておられる方々の問題で、農業者の方々が年金をたくさんものを確保してほしいという御要望があります。これは農業が圧迫されておりますし、その中の御老人がおりますから、素朴な御要望としてはこれは尊重し、考えていかなければならない問題だと思ふ。しかし、事、年金制度というのは、長期的な性格を持っております。非常に重大な問題を含んでおりますので、簡単にただ要望があるから、そのまますばつという事になつてはいけないと思ふわけです。

そこで、その問題の影響を考えていかなければならぬと思ふ。農村の方々が生活が不安定な方々もいられる。将来の心配な方々もいられるという事は、基本的には農業経営の問題で片づけるべきであると思ふ。米価の問題や農産物価格の問題、流通機構の問題、それから農地の基盤整備の問題、そういう問題で考えられるべき問題であつて、年金制度で農家のいろいろな御要望を主體的に解決しようというものは、これは非常に思ひ上がりであり、また間違つた方向にいくと思ひます。

特に、年金制度に関してでございますが、斎藤厚生大臣、伊部年金局長は、その当時厚生大臣なり年金局長ではおられませんでしたけれども、年金を提起された当時の厚生大臣は、坂田君でありました。それから、そのときの局長は、小山君、小山君はよく知つて、伊部さんも先輩の小山君の苦心談を聞いておられると思いますが、提出制年金について非常に理解が浸透することがおくれ、不十分であつて、国民年金反対運動が全国的に巻き上がったことを御承知だろうと思ふ。その

きた。これは厚生年金基金をまねたようでございますが、そんな必要は全然ないと思います。このいまの二段階制、いわゆる所得比例制というものと、国民年金基金というものは、それをつくろうという一連の底流のあることは私も存じておりますし、また同僚議員の質問の中でもそういう底流が明らかになっております。

農業者をやつておられる方々の問題で、農業者の方々が年金をたくさんものを確保してほしいという御要望があります。これは農業が圧迫されておりますし、その中の御老人がおりますから、素朴な御要望としてはこれは尊重し、考えていかなければならない問題だと思ふ。しかし、事、年金制度というのは、長期的な性格を持っております。非常に重大な問題を含んでおりますので、簡単にただ要望があるから、そのまますばつという事になつてはいけないと思ふわけです。

そこで、その問題の影響を考えていかなければならぬと思ふ。農村の方々が生活が不安定な方々もいられる。将来の心配な方々もいられるという事は、基本的には農業経営の問題で片づけるべきであると思ふ。米価の問題や農産物価格の問題、流通機構の問題、それから農地の基盤整備の問題、そういう問題で考えられるべき問題であつて、年金制度で農家のいろいろな御要望を主體的に解決しようというものは、これは非常に思ひ上がりであり、また間違つた方向にいくと思ひます。

反対運動を提起した理由にも、事実理解が十二分でない主張もあったようであります。私は、事実理解を十分にしようとする努力がなされなければならぬ、全国的な点で、その理解が少ないうえ、全部解明することができないで終わりましたけれども、少なくとも素朴な要求としてあつた点もあるけれども、やはり焦点を貫いた主張もその中にたくさんあつて、そういうような運動が起つたわけであります。

その運動の最初はいわゆる全日自労の方々、失対労働者の方々が、その中で一番熱心だった。それからそういう方々の団体、労働組合が熱心であつた。これは国民年金であるのに労働組合が熱心であつたのは、五人未満の厚生年金の適用がないという結果からそういうことが起つたわけであります。

そこで、その後その運動が広まって、あとどういう階層に及んだか、伊部君は聞いておられると思うのでちょっと伺っておきたいと思ひます。

○伊部政府委員 反対運動の経緯でございます。

○八木(一)委員 聞いてなければいいです。ぼくが言います。そういうこともやはり年金局長調べておかれたほうがいいですよ、いろいろな背景を。

昭和三十六年でしたかに年金反対運動が非常に強くありましたね。三十六年の改正案に、幾ぶんそれに受けて立ちました。たとえば国庫負担の点、それから免除の拡大の点、そういうことを――大部分反対運動が終息して、年金というものはいいものだ、これに入つていこうという空気ができた時代、全般的なそういう反対運動、批判運動が終息した時代に、熱心にやりかけたのはどこか。農民階層。三十六年には長野県の農民団体が猛烈に反対しました。三十七年には新潟県の農民団体が猛烈に反対した。三十八年には山形県の農民団体が猛烈に反対した。そういうことです。ですから農業の実態は変わつてきて、しか

し農民の方々の素朴な気持ちということ、今後よく考えていかなければならない。農民の方々はただの福祉年金はよろしい。拠出年金というように、保険料を取られて、貨幣価値がどうなるかわからないような、二十五年とか四十年先のよう年金で保険料を払うことは、非常におもしろくないという意味で、そういう運動が、ほかの運動が終息しておるのに非常に熱心に展開されたわけであります。このこと自体には論点があります。私は国民年金はいいものだと思つておりますから、いろいろな団体に非常にすすめました。政府の、ひん曲がつた不十分な点があるけれども、全体としてはこれは大切な問題だということを説明しましたけれども、私がそれは主観的に言つておるだけで、ほんとうに田を耕して、毎日の生活をして苦闘しておられる方々については、そういうことが実感として入つてこなかった、そういう状態がある。保険料を出すのは、あとで貨幣価値がどうなるかわからない、何十年先のための保険料はごめんだ。福祉年金はいいけれども、将来の年金などはごめんだという底流があつた。それから時代は移つております。

だから、農民階層の中で裕福な方々の中には、そういう保険料をたくさん出していただくの年金を確保したいという気持ちを持つていられる方も、熱心な運動をしておられる方もございます。しかし、そういう運動面に出てこられる方だけが全部の農民の方々ではないと思ふ。また、そういう運動をしておられても、全部の農民の方々がその内容なり、将来どうなるかということを手渡ししておられないのではない。

たとえば六十五歳開始を六十歳にしたい、あるいは五十五歳にしたいという要望もありません。そういう要望もある。国庫負担は保険料の倍というふうな要求もあります。倍ですよ。いまの国民年金の四倍の率ですよ。そういうふうな要望もある。五十五歳開始と六十五歳開始とどんなに原資が違ふかということをおたいいての方は御存じない。六十五歳と五十五歳と、これは猛烈に違ひま

すよ。そういうふうな、農業をしておられる方が年金を希望されることは大事だし、農家の方々の年金をふやさなければならぬと思ひます。しかし、そういうふうな非常にむづかしいことが、簡単にできるような間違つた説明、不十分な状態のもとにこういうことに取りかかることは、非常に国民を誤るものであると思ふ。たとえばそれだけのりっぱな給付内容をしたとすれば、これに猛烈な国庫負担をつぎ込むとなれば、ほかの階層の人はどうする。われわれのことはほつておくのかというに当然なる。そういうことは不可能だ。そうしたら国庫負担をつぎ込まないか、あるいはこれについては問題がありますけれども、ごくわずかつぎ込めば、いまの農家の方々は、運動家の方々からばつと聞かれて、あんまり保険料を払わないで十分の年金がもらえるのだという幻想が、ほんとうのときになったら全然うそだということにならうと思ふ。そういうことになつてしま

う。そういうふうなことでなしに、さつきの三十六年、七年、八年の運動にあつたように、農家の方々に一番大事なことは、いまの年寄り、いまの農民の方々のお年寄りに、すぐ渡せる年金をどうして早くふやすかということのほうがほんとうに親切なことですよ。老齢年金をよくする、金額をふやす、開始年齢を引き下げる、そうして所得制限をなくする、そういうことをやるのが、ほんとうの素朴な農民の気持ちにこたえる。それをい

ろいろな団体が自分の団体の利益で、非常に困難なことを簡単にできるような宣伝をする。そういうふうな空気の中でかつこうをつけないければならぬというところで、いろいろなことが論議をされるようになふまじめな、ほんとうに国民に対処しないやり方はない。各団体の要望のようだが、年金制度を――これは大蔵省のことをいわれるが、大蔵省がしゃちほこ立ちしない限りそんなものはなかなかできるものじゃない。そういう中をやらうとすればうんと保険料を取らなければできません。あのよう小さな、あのときの百円、百五十

円の保険料すら払うのは困ると言つた方々が多かつた。農民階層に十年たつたからといって、そんな大きな変化はないと思ふ。ですから、そういうことでなしに、ほんとうに真剣に対処をしなければならぬと思ふ。農業を担当して、国のためにほんとうにりっぱな基盤をつくられた農民の方々に、ほんとうに年金制度その他でりっぱに対処することは政治の本道だと思ふ。しなければならぬけれども、こんなに宣伝をしたり、おくれるのをすぐできるように宣伝をしたり、そういうことをして一時的に満足させても、それが裏切られたならば政府は信用できない、政治は信用できないということにならう。ですからよく解明して、ものをやつていかなければならぬと思ふ。

それを厚生省のお考え方は、――ぼくは内容は少しわかりません。保険料システムをやつていかれようと思ふ、二段階制の上に農業団体をそこに据える、任意に入られて、そこで給付をふやすようにされると思ひます。しかし、まさかそこに猛烈な国庫負担率で国庫負担を投入するといふ考え方はないと思ふ。それをやつたならば、中小企業者はどうする、ほかの階層はどうする、また年金についてちょっとしか国庫負担がない労働者階級はどうするといふ問題になつてまいります。そういうことについて、ほんとうに慎重に考えていかれなければならぬと思ふ。この点について斎藤厚生大臣の御答弁を伺いたい。

○斎藤厚生大臣 農民年金を考へる場合の貴重な御意見をいただきました、十分御意見をしんじやういたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 十分慎重にお考へになる、厚生大臣はほんとうにりっぱだと思ふ。厚生大臣ははつたりをやらぬ、ほんとうに真剣に討議に参画されて、いいと思つたことはやろうという努力をされるので、これはすばらしい厚生大臣だと思つておるわけです。ところが、各省を動かす、大臣を實際動かしているのは各局ですから、ぜひひとつ厚生大臣が、この局がほんとうの意味で厚生大臣を補佐されるように指揮をして、そうし

て使って、りっぱなものを考えていただきたい。
それにつきましても、そういうように慎重に考
えるとしたならば、それをやろうとすることであ
った国民年金基金というものは無用の長物であ
ります。こういうことももっと検討をしいた
きたい。確かにこれが必要だといふときには、私
どももその理由がわかつて、そうですかといふこ
ともあるかもしれませんが、しかし、いまのところ
は無用の長物であります。この国民年金基金とい
う条項を、この法案からなくすといふことが必要
であると思う。こういうことについて厚生大臣の
お考えを伺いたい。

○斎藤國務大臣 この法案で考えております国民
年金基金は、運用の方法によっては必ずしも無用
の長物ではないのじゃないか、私はかように考え
ております。そしてこれは必ずしも農民年金を
つくる前提である、かように考えていただく必要
もないと考えます。

○八木(一)委員 これについても非常な論議があ
るので、慎重に検討をいただきたいと思う。

実は、国民年金審議会にはりっぱな先生がおら
れますけれども、国民年金審議会というところの
答申は、私の感想では、ずいぶん厚生省に遠慮し
た答申ばかり出すところだといふ感じを持ってお
ります。その国民年金審議会が、国民年金基金に
ついては慎重にということをやっている。それか
ら社会保障制度審議会は、特に、特別にこ
れは慎重に考えなければいかぬといふことを言っ
ているわけですね。そこには年金制度の権威者
が――野にもおられますけれども、表面上そうい
うところに出るチャンスを得た中で、権威者と称
する方が全部言っている。そこで非常な熱意を
持ってこれは書かれたものであります。したがっ
て、国民年金基金については慎重に検討をする、
そうしてこれの発足も来年でありますから、こと
し慎重に検討しなければならぬものを、法律案
の中で、国会の権威でこれをきめる必要はない、
きめたら間違いだと思ふ。これについてはやはり
考え直していただかなければならない。その御検

討をお願いしたいと思います。

先ほど、いわゆる所得比例制について、それに
ついて強制適用にしなければ筋が通らないから強
制適用にしたらどうか、そして世帯に一人の強
制適用にしたらどうか、免除を適用したらどうか
といふことについて、厚生大臣に御質問しまし
たら、よく検討してみようといふ非常にりっぱ
なお答えでございました。これはしかし、いま審
議をしておりまして、委員会の審議でございま
すので、各党の理事、また委員の方々に御検討し
ていただいて、もし私の考え方が間違つておれ
ば、時間を費やしたことはひらにおわびをいたし
ますけれども、正しければそれを検討していただ
きたいといふ御連絡をいただくように委員長代理
に申し上げました。やっていたらいいと思ひ
ますが、いまの国民年金基金のことも同様の問題
であります。御一緒にひとつ御検討をいただくよ
うに、その場を至急につくつていただくように御
願いをいたしたいと思ひます。至急にそういう御
処置をお願いしたい。

○森田委員長 よく相談します。

○八木(一)委員 ですから、委員長席に着いて
おられますからすぐお動きになれませんけれど
も、与党の理事の方々もおられます。また、委員
部の方に指令されることもできますから、ひとつ
そういう御連絡をすぐお願いしたいと思ひま
す。

ところで、委員長が生理的要求で御不在の間に
何回も要望したのですが、鳩山君が来ておりま
せん。先ほどは一定の時間以内に来なければ、こ
れは斎藤國務大臣から、大蔵省の公務員が国会を非
常に軽視をしていることを、閣議の問題にしてい
ただくことになっているわけですね。鳩山君とい
う、ある意味では熱心で有能な公務員を、そうい
うことで閣議で糾弾をしなければならぬという
ことは、私は個人としてはいたしたくはないとい
いません。しかし、何回も言っているのが実現をしな
ければ、厚生大臣に提起をしてもらって、あした
の閣議で、鳩山君の議会無視についてそれを決定

をしてもらわなければならないことになる。これ
は委員会で確認をされたことであります。した
がつて、委員長のほうは――大蔵省の人たちがば
やばやしておつて鳩山君に伝達がおくれているか
もしれません。聞いたならば飛んでくる性格の人
であらうと思ふ。聞いてもちつとも飛んでこない
といふことは、連絡がついてないんじゃないか。
委員部は全力をあげて、すぐ来いと言つていた
きたいと思ひます。委員長はその命令をしていた
だきたい。

それから、大蔵大臣、労働大臣、一体何をして
いる。

○森田委員長 委員長は出席の要求をしておりま
すが、まだそれに対しての報告が入っておりま
せん。もう少しお待ちください。

○八木(一)委員 それではあと十五分か二十分以
内に、ひとつ委員長が厳重な立場でやつて、しか
もその間に鳩山君が来なかつたら、厚生大臣はあ
したでも、臨時閣議を開いても、公務員の議会
無視について糾弾してもいい。

それから、大蔵省でいま来ている者があつたな
らば、特に委員長のお許しをいただいたならば退
席してもらつても、かけ足で帰つて鳩山君を連
れてくる必要があると思ふ。それは委員長の権限
です。

○森田委員長 いま出席の要求をさらにいたさせ
ますから、質疑を継続してください。

○八木(一)委員 では、この問題については、ま
た協議が終わつたときに、いまのいわゆる所得比
例制の問題と、国民年金基金の問題については、
触れさせていただく必要はないといふことも起
るかと思ひますが、一応審議を非常に具体的に展
開をしたいので、ほかの問題に移ります。

次には、今度の保険料の問題であります。今度
保険料は、私知っておりますけれども、間違つて
いけないので年金局長から、月額幾らから幾らに
しようとするか、それを言つていただきたいと思
ひます。

○伊部政府委員 現行法によります保険料は、

三十五歳以上の方は三百円、三十五歳未満の方は
二百五十円でございまして、この保険料を当面四百
五十円に引き上げるわけでございまして、その二年
後さらに百円を引き上げて五百五十円、こういう
ことでございまして。

○八木(一)委員 二年後五百五十円ですか。

○伊部政府委員 はい、そのとおりでございま
す。

○八木(一)委員 二年間四百五十円、それから二
年先は五百五十円、それからあとはずっとそのま
まですね。

○伊部政府委員 国民年金は、いわゆる修正積立
方式でございまして、一〇〇%の保険料を徴収を
いたしておりますので、その整理資源につきま
しては後代の負担として、段階的に保険料をなお
引き上げていくという見込みでございまして。

○八木(一)委員 国民年金の拠出年金は、最初完
全積立方式、ところがそれから修正積立方式を
取り入れられました。それは、おそらく修正積立
金方式をとられたのは、対象者の方々がたとえば
物価の値上がりがある、あるいはいろいろな経費が
かかつて生活が楽でないといふ事情を勘案して、
一部後代にそういう負担をゆだねて、そして修
正積立方式をとられたというふうに理解してよ
ろしいでしょうか。

○伊部政府委員 御指摘のとおり、国民年金は発
足当初は完全積立方式であつたのでございませ
が、昭和四十一年の財政再計算の際に、現在のよ
うな修正積立方式に変更されたのでございませ
う。

○八木(一)委員 それは昭和四十一年はいわゆる
夫婦一万円年金のときですか。

○伊部政府委員 そのとおりでございまして。
○八木(一)委員 これは当然の具体的な措置で
あつたと思ひます。年金制度はちゃんと早く拡充
をせなければいかぬけれども、国民のほかの分配
がうまくいっていないから、それに対応した保険
料負担にたえにくいといふ条件があるので、日本
の経済が成長をし、社会の分配が完全によくなる
というときの後代の国民に幾ぶんの負担をゆだね

るといふ方式は、それは具体的には非常にりっぱな対処であつたと思ひます。そういう意味で理解をしておいてよろしくございませうか。厚生大臣からお願いいたします。

○斎藤國務大臣 さように御理解をお願いいたします。

○八木(一)委員 今度はいわゆる二万円年金ですね。看板には、さき申しましたように、年金額を偽りがございませうが、そういうふうな、年金額をまた引き上げることをやられたことは、これは厚生大臣も、また、さきから批判ばかりして、いまして、年金局長も、かなり積極的に努力をしたことをお認めをしたいと思います。それから大蔵省のほうも、これに協力されたことについては、その点もいささかほめて差し上げていいと思ひます。いささかです。そういうことだと思ひます。

それで、いわゆる二万円年金ということになったわけですが、四十一年の一万円年金のときにそういう考へ方がとられた。今度も当然そういう考へ方がとられていなければならぬと思ひます。が、それについては厚生大臣いかがでしょうか。

○斎藤國務大臣 今度もさような考へ方で組み立てておるわけでございます。

○八木(一)委員 そういふ方向でなければいけないと思ひます。厚生大臣も同じお考えだと思ひますが、いかがでしょうか。

○斎藤國務大臣 さように存じて提案をいたしておるわけでございます。

○八木(一)委員 でございませうが、精密に計算すると、どこかの趣旨と違ふ点がある。厚生大臣はほんとうにそういうことを善意で考へておられるのに、どうも事務局は、完全に逆ではないけれども、そういうことが少し息慢であると思ひます。事務的な組み立ては、やっかいなことですから、りっぱな政治家である國務大臣が計算をして、どうのこうのといふことはなさいませうか、これは厚生大臣より年金局のほうの責任だと思ひます。このところが、現在三百円と二百五十円の保険料が

ありますが、三百円の大きいほうをとって、みましよう、年金局長に都合がいいように。大きいほうをとって、四百五十円にすれば、保険料は五割増しになります。それから五百五十円にすれば八割増し以上になります。ところが年金給付は五千万の基礎部分が八千万になる。六割増しであります。年金自体の給付は、たとえば十年年金については配慮したとかんとかいふことは、時間の関係上ごちやごちや言わないでください。そのくらのことは知っておりますから。基本として全体で給付を六割増した。ところが保険料は、二年間だけ五割増し、三年目からは八割以上増しだ、そういうことになっておる。これは、年金を急速によくしなければならぬ。しかし、いまの国民は、分配がうまくいっていないので、負担にたえにくいから、修正積立金方式をとるという方向に逆行するではありませんか。この点について厚生大臣のお考えを伺いたい。

○伊部政府委員 数理的な点がございませうので、私からお答え申し上げたいと思ひます。

ただいま御指摘のように、給付の引き上げは、基幹分につきましては六割でございます。その他の年金につきましては、これ以上ゆるくしておるものも、いま御指摘のように相当ございませうが、基幹分については六割でございます。保険料の引き上げはそれより上回るではないかという御議論があるのでございませうが、保険料のきめ方につきましては、厚生年金におきまして修正率あるいは従前の修正率を考慮して決定をいたしましたのでございませう。だんだん期間がたつて整理資源がふえてくるのでございませう。そこで、前回と同様、将来に向かつての数理的な保険料というものをめどとしてこの保険料額をきめておるのでございませうが、この場合、全体の平準保険料がふえておりますので、修正率は前回よりも強まっておりますのでございませう。

なお、前回はどうかという御議論がございませうが、前回は完全積立方式を修正積立方式にするこゝによる給付の改善、このほか保険料の引き上げ

による改善と、二つの要素があつたわけでございます。今回は同じ修正の方式のものを二つ——修正当時の比較でございます。したがって保険料の引き上げが反映してくるわけでございますが、そのほか整理資源がふえてきておりますので、修正率はなお若干強まっております、そういう状況でございます。

○八木(一)委員 年金局長のいまの御答弁では、頭の悪い私にはわかりません。ここにおられる頭のいい先生方にも、あのような簡単な一方的な御答弁ではわからぬと思ひます。たとえば基本年金と十年年金がある。その中の原資が幾らかというところまでいかなければわかりませんけれども、五割増しだけれども、二百五十円から勘定したら、その率は多いでしょう。それから三百円で計算し、五百五十円にすれば八割三分になります。基本的な年金の金額が六割三分に上がっていないのに、保険料の上がり方が二年後には八割以上に上がる。二百五十円から勘定すれば、高い率になる。これは少なくとも修正積立金方式を取り入れる精神を逆行させていることは明らかでありませう。年金局長は何か原案を理屈づけようとしていますけれども、そういうような原案固着の精神に拘泥する年金局長ではないに、すなおにものを判断し、まともな答へをいただける厚生大臣から、このような修正積立方式の逆行であるという点について御見解を伺いたい。

○斎藤國務大臣 私は保険数理に詳しくございませうので、修正積立方式の考へ方をよく強化したか、あるいは修正積立方式には違ひないけれども前よりも若干鈍化をしたか、専門家の保険審議をやっておりますところでは、これは修正積立方式だ、それに間違いがない、こういうことでございませうから、それを信じておるわけでありませう。

○八木(一)委員 伊部君も率直に言ってくれと三回も四回も聞いたが、ちっともあなたは率直にならぬ。そこで、りっぱな率直な政治家の厚生大臣を感嘆している。とんでもないことだ。いま言っているように、基本的に修正積立金方式であるといふことは明らかです。これは否定をしていない。修正積立金方式を取り入れている。それを拡大する方向に逆行して縮小している。比率的に見てです。金額的でないのです。比率を金額でごまかしても、そんなものごまかされません。そういうことを申し上げておる。それを伊部君は、これは修正積立であることは間違ひないという。計算したら八百六十円の保険料になるという。計算は知っています。何も修正積立金方式ではないとは言っていない。完全積立金方式から修正積立金方式にした、そういう方向を減らしているわけだ。減らしても修正積立金方式は間違ひないのです。そういう悪知恵をりっぱな政治家につけている。そういうようなことを言われるのは、修正積立金方式を縮小する、比率的に、そういう方向をとっているのが厚生大臣の先ほど指された方向と違つた内容であるからだということを申し上げておる。そういうことでお答へをいただきたいと思ひます。伊部君、変な入れ知恵はよしなさい。

○伊部政府委員 平準保険料率に対する修正度合いは、前回よりも今回のほうが強まっておりますのでございませう。

○八木(一)委員 強まっておりますとあなたは強弁しても私は信用できませんから、強まっております書類を全部整理して出してください。それから質問します。すつかりわかるような表を出してください。

○伊部政府委員 国民年金の平準保険料は八百四十四円でございます。そこで、これに対応する二年後の五百五十円は六割五分に相当するのでございませう。これに對しまして、前回は四百四十四円に對しまして二百七十九円に當たるのでございませう。前回は六割七分三厘程度の修正率であつたのでございませう。これらの修正率は、いずれも

厚生年金におきまます同様なもの、つまり報酬比例分を除いた修正率に見合っておるのでございませう。

なお、御参考まででございますが、整理資源はだんだんふえてまいりますので、本来から申しますと、この修正度合いはだんだん上がってこなくちゃいけない。ところが、修正率を同じにするだけでも、実は修正の度合いを強めるということになるのでございます。つまり裏返せば後代負担が多くなるわけでございますけれども、今回は、ただいま申し上げましたように、〇・六七から〇・六五に修正度合いは強まっておりますのでございませう。

〇八木(一)委員 ぼくは非常に頭腦低劣でございます、年金局長の説明ではわからぬ。非常に頭のいい委員長はいまのことをおわかりになったかどうか、伺っておきたいと思ひます。委員長の御答弁を願ひたい。おわかりになったか、おわかりにならないか、ぼくみたいなばかはわかりませうけれども、委員長に伺っておきたい。

〇森田委員長 大臣と局長に質問してください。〇八木(一)委員 委員長にも質問できる国会法の規定になっていと思ひます。ぼくはばかですからわからなけれども、委員長はりっぱな方ですから、ここにばか一人いるのだから、委員長もわからなとおっしゃつても決して恥ぢやないです。委員長、わかつておられないでしょう。

ところで、りっぱな頭を持っていられる、一番近くにおられる委員長もわかつておられないと私は判断をいたします。わかつておられるというのだったまた委員長に御説明願ひますけれども、わかつておられない。私もわかりません。各委員の方で、すばらしい頭の方はおわかりになるかもしれないけれども、わかつておられる方がもし多しなら、異議ありとおっしゃつていただければ、私はあやまります。わかつておられないと思ひ、それをわかつて資料を即刻つくつてくださいます。いま資料要求をしているのです。委員長

から資料を出すように命令してください。〇森田委員長 伊部局長、わかるように八木さんに説明してやってください。

〇八木(一)委員 資料要求です。説明というのは、いま言っていることは、ことばとしては聞かえて、ぼくは記憶しております。記憶しているけれども、その意味がわからぬ。いま、休憩中に御説明を受けてまして、年金局長としての説明のことについてはわかりました。その説明によると、前が六割七分、今度が六割五分だから、そういう修正積立金方式はほとんど横すべりの形だけれども、こういうことになるわけ。ところが前に、完全積立金方式の百であったのが六十七になった、三十三減つたというところを、今度は六十七が六十五では、修正積立金方式のシステムを拡大するという方向にはなつておられないわけ。そのような点があります。まだ三つ点があるのです。

そこで、とにかく私のほうから言うと、給付は六割増した、保険料は八割三分ふえたということは、国民の立場から見ると、修正積立金の方式が逆行したということが明らかに言えるわけ。ただ、そちらのほうの保険料の原資計算からすると、わずかに六十七が六十五に下がつたというところがあるわけ。そういう点でわかりました。これはどちらの観点から考えるべきかということになると、おのずから意見が違ひます。国民の立場から言うと、明らかに逆行をしておるということになり。それとともに厚生省の立場から言つても、完全積立金方式の百のところから、前回の一万円年金のときに六十七に下げたのを、今度のあなたの方の言うところによつたら、二万円年金、二倍にふえたときに六十五にしかしないというところは、修正積立金方式にこの前踏み切つた精神が、ここで完全にじゅりやんをされておるというところになります。

その次に第三点。この前の、修正積立金方式のために積立金に穴があいている部分を、今度の標準保険料の中にも計算しておられる。それは別にして、今度のこれからの分として計算されると、別な数字が出てくるわけ。さらに第四点。あなたの方は、この保険料の計算について、五分五厘で利殖をされる計算をしておられるのではないと思ひます。実際の運用は六分五厘であります。それを変えれば大きくまた数字が変わつてくるわけであり。私の粗末な頭で研究してこの四点について考えますときに、ほんとうに国民の立場に立つて修正積立金方式を拡大する。いまの保険料負担が困難な国民に、負担をできるだけ少なくしようという意図のもとに年金を多くするという重大な精神が、ねじ曲げられておるということは明らかであります。そういうことのために、いま年金局長の、年金局だけの立場の数字の魔術については、八割ぐらひはわかつておりました。全部はわかつておりません。しかし、私のようなばかではないに、もっとりこうな先生方に、この問題について数字を明らかに認めをいたして、このような保険料値上げがもつと下げられる、下げておられるべきだということを、この法案を審議しておられる野党の委員の各位に、特に理事の各位、委員長にも、前から知つておられると思ひますけれども、再確認をさせていただいて、このような不当なやり方でなしに、保険料の四百五十円は、少なくとも三百五十円か、ぎりぎりでも四百円ぐらひに下げる。五百五十円にするのは、二年後ではなしに五年後か十年後にする。あるいは上げるにしても、これを四百円にとどめておくというようにすることが考えられてしかるべきだという点で申し上げたわけであり。そのようなことについて、いま数字の問題は解決をいたしましたので、そういう方向で考えになつていただく必要があろうかと思ひますが、年金局長の答弁ではなしに、厚生大臣の国民の立場に立つた前向きな御答弁をひとついただきたいと思ひます。年金局長の介入は拒否をいたします。〇斎藤国務大臣 修正積立方式の精神は、前回のときにいたしましたと同様に持ち続けているわけ

であります。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕

それを拡大したいしてありません。若干拡大したいしてありますけれども、拡大しておるといってはいばつたものではございませう、とにかく一万円年金にいたしましたときに考えましたその修正積立方式の考え方を継続をし、できたら少しでも延ばしたいという気持ちでやっておりますことはお認めいただきたい。また、次の改正時にはできるだけこの考え方を拡大をしていきたいと存じます。今回はこの程度でひとつお認めをいただきます。〇八木(一)委員 今度は年金局長の――ほかのことを言わないで、そのものだけの答弁を願ひたい。五百五十円というのは法律に書いてあります。書いてございませうか。

〇伊部政府委員 法律に書いてございませう。〇八木(一)委員 四百五十円は書いてあります。〇伊部政府委員 法律に書いてございませう。

〇八木(一)委員 法律に書いてございませう。〇伊部政府委員 法律に書いてございませう。

〇八木(一)委員 先ほどの御答弁とは趣旨が違ふと思ひます。これは法律にきまつてないのですから、いま即決することではない。いま申し上げた国民の立場に立つて、さつき理由を大臣に四つとも言いましたね。もしそれがわからなくかつたらもう一回話してもいいのですが、四つ理由があるのです。ですから私が言っていることは間違

〇八木(一)委員 先ほどの御答弁とは趣旨が違ふと思ひます。これは法律にきまつてないのですから、いま即決することではない。いま申し上げた国民の立場に立つて、さつき理由を大臣に四つとも言いましたね。もしそれがわからなくかつたらもう一回話してもいいのですが、四つ理由があるのです。ですから私が言っていることは間違

〇八木(一)委員 先ほどの御答弁とは趣旨が違ふと思ひます。これは法律にきまつてないのですから、いま即決することではない。いま申し上げた国民の立場に立つて、さつき理由を大臣に四つとも言いましたね。もしそれがわからなくかつたらもう一回話してもいいのですが、四つ理由があるのです。ですから私が言っていることは間違

いがない。ですからそういうことで、五百五十円は少なくとも、何年か知らないけれども、二年後にするというのじゃなしに延ばすことを考える、前向きで検討するということはおつしやらないと、さつき厚生大臣が御答弁になった御趣旨とは相反すると思うのです。非常に率直で、明快で、前向きで、うそをつかない厚生大臣が、うそをおつしやるとは言いませんけれども、そういうことになるといけないので、それを、上げないほうについて前向きに検討いたします、そのような御答弁はあつてしかるべきだと思います。

○斎藤國務大臣 私の上述べましたのは、このたびいわゆる一万円年金をいわゆる二万円年金にいたしますにつきましては、この修正積立方式の

考え方は、前のとおり若干は上回っていますけれども、いばった上回り方ではございませんが、これでお認めをいただきたい。この次にさらに二万

円年金を三万円年金というぐあいに改正をいたします際には、いまおっしゃいました御趣旨を十分体しまして、積立方式をもう少し拡大するように

努力をいたしたい、かように申しました。したがっていまの五百五十円も、そういうった考え方でこの法律の中に明記をいたしておるわけでございます。

ますので……（おらないから検討してみてください。四百五十円は明記して、五百五十円というのは法律にないのです。提案説明の中で、法律にはな

いのです。」と呼ぶ者あり附則の第九條に書いておるのです。そうして全体のいわゆる二万円年金というものを構成をいたしておるのであります。

○八木(一)委員 年金局長、さつき書いてないと言いましたね。

○佐藤政府委員 沿革に書いてあると申し、これは

さくて、ほくはないと聞いた。そういうことで、
則に書いてあるのなら、そういう法律は、まことに
年金をやる方向と違っているので、これまたま

員会において修正していただく必要があるという
の点について私のなまいきな意見でございます。

れども、一生懸命に質問をし、一生懸命に問題点を指摘をしているのですから、同僚先輩の皆さま方には、ひとつまたお集まりをいただいて、この問題の修正について御協議をいただきたいと思うわけであります。委員長代行、ひとつよろしく。

○谷垣委員長代理　八木さんにちょっと申し上げますが、質疑は続けてください。

○八木(一)委員 質疑は続けます。協議はしていただきますね。

○谷垣委員長代理 質疑が終わりしましたあとで協

議をいたしますから、質疑を続けてください。
○八木（一）委員　しかし時間急ぐでしょうから、その前にも協議をして、こゝにきたら。」「審議並行

○谷垣委員長代理　質疑を続けてください。

○八木(一)委員 続けますから協議のほう
も……。

○谷垣委員長代理 八木さんにちよつと申し上げ

○八木(一)委員 委員長代理の前向きな御答弁
ますが、この質疑の間に理事同士で話をし
ただきますから、質疑を続けてください。

で、すぐ一生懸命に大急ぎで……。それでは今晩はごく軽い問題を申し上げます。

十年年金について、これを実効のある年金にす

ることをされたことは、りっぱなことだと思います。厚生大臣もそのことを推進されたことは敬意を表します。年金局長は欠点だらけけれども、

この点については少しよくやりました。ただ、この十年年金について再任意加入という制度がございませぬ。これもあることがいいと思います。

これをなぜ五年というふうに限ったか。再加入をさせてあげるなら、十年加入させてあげて、十年金の適用をさせてあげるのが親心ではないか。

理屈を言つて五年でなければいけないというなら、なぜ六年ではないけないことになりま
す。四年ではないけないことになりま
す。

んなけちばったことをしないで、十年間さかのぼってこれが適用になるというふうにしていただくと、至当であらうと思いますが、それにつ

て厚生院いかがでしょう。

○伊都政府委員　十年年金の任意再加入の対象の方々は、現時点で見ますと五十八歳から六十三歳の方でございます。こういう高年齢の方々がございますので、やはり保険料の拠出は五年程度が適当であらうということで、かような考え方をいたした次第でございます。

○八木(一)委員 まことにへんてこりんな話ですね。再加入で十年全部払わせると言っているのではない。三年さかのぼって入りたい人は、三年さ

かのぼって入れられるようにしたい。五年の人は五年にしたい。七年の人は七年にしたい。十年の希望のある人は、十年入れてあげたい。

いふまでもなく、一生涯にわたる、
 歳で負担能力がないだらうから、もっと払ってさ
 かのぼりこい人も一切いけませんというふうな、

そんなことはすぐ変えられますよ。厚生大臣の御

答弁のほかに率直でよいといふ。これに十年で希望があれば入れるようにしていただきたいと思ひます。質疑急ぎますからどんどん答弁してください。

い。どんどん進めますから。

○伊郎政府委員 年金の支給開始年齢は六十五歳でございますので、これを過ぎてなお保険料を徴

ういう趣旨で五年にしたいわけでございます。

○八木(二)委員　あなたは、人のことば、ほんと

うに聞いているの。ただ自分たちがつくった、ひん曲がったとか不十分な案、それを何でもかんでも守ろうということでは、国会の審議ではないで

すよ。年金局長が厚生省の中で、これはいいのな
 といって指導しているのはいいけれども、言っ
 ていることに答えていないじゃないですか。適当に

ないと言っておるけれども、あなたの言っておる年齢の人で、私は入る、六年間さかのぼりたいという人もいるでしょう。あなたは、適当であります。

せん、これが適当でございしますと、そんなきめつけ方をするほど神さまみたいな人ですか。任意であるのだから、三年さかのぼたって、五年さかの

な年寄りを入れてやらないというのは意地悪ですよ、これは。そんな意地悪なんということは、国民の政治で認められているわけではない。もっと前向きの答弁をなさい。

○伊都政府委員 この制度は、今回再加入を認めて、その後五年間保険料を払っていたかどうかという

制度でございます。かような制度は、三十六年發足當時に入らなかつた人に対する、きわめて例外的な臨時の措置でございます。そしてまた、年金

開始年齢を越えて保険料を徴収するということは、あまりこれも適切な先例ではないと思うのですが、特に今回踏み切ったのでございませう。

て、その意味におきましてやはり五年が限度であるというふうに考えております。

います。あなたは意地悪いさん、いじわる局長。あなたのおじいさんやおとうさんのことを考えなさい。言っていることの答の一つもなっていない。

いい。そんな意地悪局長のほうで時間をむだに
して、もっと大切な質問を抜かすといけないから

先に進まずに待つことも、あとで総り返します。』
そんな年寄りなんかおれの言うことを聞けなな
という、昔の独裁者みたいな考え方はやめなさい。

それから次に、この任意の適用の人たちの年金は二千五百円ですね。これは時間を急ぐからこつちから言うわ。その保険料は幾らですか。

○伊部政府委員 七百五十円でございます。
○八木（一）委員 七百五十円というのは、どうい
うことで計算をしたのだ。

○伊部政府委員 今度の年金につきましても、十
 年年金と同様な優遇をもってしたわけでございま
 すが、その優遇率を四百五十円に乘じた額でござ

○八木(一)委員 なんと。厚生大臣、よく聞いてごらんさい。年金局長はさっき二、三回は

めてやったけれども、ほんとうにでたらめを言
ておるから。これは二千五百円ですよ。十年年
金五千円です。片方は二千五百円でしよう。そ

で保険料が七百五十円とは一体何ごとですか。十年年金の人はいままで二百五十円、三百円で払っておるわけでしょう。あとから入ってきた人は、保険料は倍も取られ年金は半分だ、そんなばかな話かどこにあるのですか。それはあなた方は、年金制度を理解しないで入っていないから、ぼやぼやしておるからかかってだと言いたいのでしょうか。しかし、年金というものは複雑なもので、よくみために国会で職務として一生懸命勉強してもなかなかわかりにくい問題を、年寄りの人にはなかなかわからない。それをわからせようとしなかった。わからせることを浸透できなかった年金局や厚生省やいまの社会局長に責任がある。わからないから、最初、初期のときに任意加入ということができなかった年寄りに、一つも責任はない。それを、最初から入っていない者は、年金はほかには五千円でも二千五百円しかやらない、保険料はほかには三百五十円でも七百五十円取る、そんな意地悪なことが世の中のどこにあるか。

年金局長には非常に意地悪局長で、時間がかつたないから言いません。厚生大臣、一体こういうインチキなやり方があるのですか。年金というのは複雑ですから、主務大臣でもわからないことがある。それをやっているのは意地悪局長なんだから。それを断固として直させなければいけません。そのために私も一生懸命審議をしているのですから、大臣みずからそれを直すのだということを書いていただかなければならぬ。大臣の答弁をお願いします。

○斎藤國務大臣 先ほども申し上げましたように、私は保険数理の専門でございせんからよくわかりませんけれども、これから月七百五十円五ヵ年掛ける、そうすれば二千五百円ずつと死ぬまでもらえる。この保険の数理からいくと、それは過酷な数理ではない、私はさように思っているわけです。

○八木(一)委員 片方は十年間で五千円になる。その人の保険料は三百幾らなんです。片方の人は五年間だからという計算で半分の二千五百円にし

かしてはいない。保険料は七百五十円。年金制度というのは年寄りを大事にする制度だから、ほかの資格を全部やめにしても、七百五十円払って月に二千五百円ずつ、百まで生きたら得たということはありません。それは年金制度の主体だ。十年年金は五千円、五年年金は二千五百円で七百五十円取られる、そんなばかなことがあるか。そのぐらいのことはおわかりでしょう。年金局長は半分はインチキを言うという考え方のもとに厚生大臣は判断をしないと、局長が言った数理でございませぬ。そんなことではいけません。そういう問題は賢明な委員の皆さま方が直されると思いますので、そんな意地悪局長みたいなのは時間の浪費だから、これ以上言いません。

その次に通算の問題に移ります。年金制度で通算という問題が非常に大事なことは申し上げなくてもわかると思います。ただ御答弁によつては、無理難題な御答弁があれば、その説明をいたします。おわかりになるまでその説明をいたしますけれども、理解がおりないと思えますから、通算の問題について説明をしないで何十年で通算年金がもらえるようになっていく。これはいづゆるじゅうずつな方式、さいふ内通算方式という少しなまけた方式です。私は原資移管方式を主張したのですけれども、このように、じゅうずつな通算方式とか、さいふ内通算方式とか、ほんとうに大なまけた通算方式をとった。大なまけたのですけれどもそれは役に立つ。しかし、その大なまけた通算方式の中で、そのなまけた点が非常に具体的に阻害をしている。国民年金の期間がちょっとでも入れば二十五年間。ほかの年金制度、たとえば厚生年金、船員保険であれば二十五年間。職業転換した人で国年の部分があらば、二十五年間にならなければ通算通則法の適用を受けない。ところが労働者、たとえば国家公務員共済組合、あるいは厚生年金、あるいは船員保険、あるいは労働者で職業転換をした人が二十年で通算年金の適用を受けられる。なぜこういうことになったか

という、伊部君聞いていらっしゃいよ、理由があつて、国年の者はじめてやろうということ。そういうことをしたということが一つ。それでなければ、国年の基礎的計算は二十五年払ってやっておる、厚生年金の基礎的計算は二十年でやっておる、その計算がめんどうくさいから、国年は二十五年でやっておるから二十五年にせよといひかぬ。国民年金の被保険者は少し延ばしておこうという気持ちがあつたら、これは言語道断だ。そうして厚生省の計算が弱いだけだ。こつちは全部一切二十五年で計算しておるのだから、国年でやつたら二十五年でなければいけないとしたならば、彼らの事務的サポーターのために国年の被保険者の権利が不当に侵害されておることになる。なぜこの通算通則法の通算方式を全部二十年にしないか。できれば十五年、十年に全部下げたほうがいいのですが、少なくともいま言っておる線において、どこの年金制度を渡り歩いて二十年で通算をされるというようにしなければならぬ。これは厚生大臣、絶対にしなければならぬこと、しても絶対に困らない。しないと言えば年金局長のサポーターだ。おわかりだと思えますから、即刻それをやるといふ御答弁をいただきます。おわかりにならなければ、通算の意義についてこれからおわかりになるまで御説明申し上げます。——年金局長じゃない、厚生大臣の答弁を求めているのです。かつてなことをするな。説明はわからなければ私がすると書いてある。伊部君、よいけい口出しは要らない。

○斎藤國務大臣 どうもまだよく御趣旨がわかりませんので……

○八木(一)委員 大臣のあれですから御説明します。通算ということは年金制度で非常に大切でございませぬ。そこで、いままで通算通則法のないときには、厚生年金は二十年なら二十年。国年はそのとおりでありませぬ二十年に達しないので被保険者でなくなると、脱退一時金というものがあつた。この脱退一時金というものは、すぐ金が手

に入りますから、非常に生活に困っておられる労働者の方々、あるいは結婚直前の女子労働者の方々が職場を去られるときには、目の前に金がありませぬから、これを歓迎されたわけなんです。しかし、その素朴な国民感情に便乗して、その労働者の権利を猛烈に抑圧をしている内容があるわけでありませぬ。年金の計算には——厚生年金です。使用主の負担が半分、労働者の負担が半分、それについて、完全積立方式ではないけれども、将来にかかる国庫負担は現在では二割、そのことで年金が計算されているわけなんです。ところが脱退一時金のときには国庫負担の計算がございませぬ。そしてまた、使用主の保険料の負担分の原資も計算をされないで、労働者の保険料だけで計算をされる。もつと精密に言へば、同じグループにある労働者の中で、早く死亡されて遺族年金が早く出る部門があります。それから早く障害を受けられて障害年金の給付も受けられる方があります。それを年金計算で原資から差引く。そして残りのものについて五分五厘の利息をかけたものを脱退一時金として支給されているわけです。二十年になれば、一ぺんに使用主の保険の分が来て、国庫負担分も計算されて二倍以上になるわけです。十九年でやめる人は不幸な人でありませぬ。自分の職場を転向するというのは非常な苦勞でありませぬ。また、いろいろな事情で気の毒な事情でかわられるわけですから、そういう方々が年金制度を通じて不当に弾圧をされてきたわけなんです。しかし数字がむずかしいですから、素朴な善意な労働者の方々はこれを知りませぬ。すく前に脱退一時金が出れば、現金が入りますからこの制度はいいと思ふのです。だけれども、その妙なからくりの計算で収奪をしているのは労働者です。そういうような方式があつてはいけないというところで通算という方式をつくったわけなんです。ただ、まだこのことが、年金局や社会保険庁の怠慢のために、労働者の方々にすつかりわかり切っていない。だからまだ脱退一時金があつたほうがいいという方があります。これはあなたの方の行政指導が悪い。そういうことです。それ

をやめるために通算通則法というものができた。

そこで私も、おのおの原資を使用主分、国庫負担分も入れて現価計算をしまして、最後に入った年金制度のところは原資を持っていて、そこでできた原資と合わせて年金計算をして、最後は国民年金と厚生年金のところから一括してもらうようにすべきだ。日本社会党の立場は、特に国民年金は六十歳開始ですから、六十歳からそういうことができる。しかも場合によっては繰り上げ支給とすることができるから、人によっては五十五歳からそれを支給することができるという態度であります。そういうことについてはほんとうにそういうことができる方式を提議した。ところが、今井一男君なり近藤君なり厚生省において、そんなめんどうくさいことは計算上できませんというのを言うものから、いわゆるじゅずつなぎ方式というものをとりまして、おのおのそこで凍結をする。そうして厚生年金がたとえば十三年間であれば、その分は厚生年金から六十歳に達したらもう。国民年金が十二年間だったら、その分は六十五歳に達したら国民年金のほうからもらえる。ですから、さいふの中で通算される、まとまってくる、支払い利子も違う、そういうなまけた通算方式がいまとられている。しかし、ある程度なまけても効果を発している。その効果を発している通算制度の中で、いま言った脱退一時金の弊を除くために、この通算の分は十九年間でも損をしない。これは正確ではありませんが、十九年間だったら二十分の十九の原資が国庫で維持をされる。そして共済組合に一年入られたら、その二十分の一が入る。決して損をしないで受け取れるように通算通則法はなっている。だから脱退一時金の損害は、通算通則法の適用を受ければのがれられるわけでありませう。

その通算通則法のやり方を二十五年でしなければならぬと思う。しかしここで伊部さんは御説明になろうと思えますけれども、経過規定がございませう。かなりの問題に対処されるような方式はとられておることは私は存じております。経過規

定があることは知っている。知っているけれども、その経過規定があつてもなくても、二十五年を二十年に直すことは、金額をふやすという問題でなしに、みんながわかりよくなって、そういう通算というものは二十年たつたら適用になる、だから脱退一時金をもらわないでがまんしても老後の年金を確保しようということになるわけでありませう。それを、労働者年金は二十年、そして国民年金に入れば二十五年というふうなへんてこりんなかつたところでいく法は毛頭ない。経過規定の説明は、伊部君いいでしょう、ぼくは知っております。伊部君いいけれども、そういう変なことをする必要はないじゃないか。だから二十年にならしたらどうかというのを申し上げておるわけでありませう。伊部君、それだけでいいです。二十年にならずに努力すると言つてください。言えなければ言わなくていい。また先に質問を進めます。

○斎藤国務大臣 大体わかりました。よく検討いたしまして、要すれば通算通則法の改正をいたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 それでは先の質問を急ぎます。次は、今度は積立金の運用について、同僚の議員からずいぶん言われましたから、ごく簡単に申し上げたいと思ひます。

積立金の運用については、そのほんとうの精神を考へていかなければならぬ。一体積立金というものは本来だれに所属すべきものか、厚生大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○斎藤国務大臣 だれに所属と申ししても、これはやはり保険料を出しておる人、それに政府も出しておるなら政府も、それらの共同の全体のものに所属しておると、まさかように申し上げましようか。

○八木(一)委員 鳩山君、まだ来ないのですか。一体だれが鳩山君に伝えたのか。だれがどういう経過で伝えたのか。伝えたのに鳩山君来なければ、鳩山君を次の会議で糾弾しなければならぬ。なまける者があつたら、それを糾弾しなければならぬ。その経過をはつきりしなさい。——大蔵大臣はどうした。労働大臣はどうした。一体何をしているんですか。

○谷垣委員長代理 大蔵政務次官と労働政務次官が来ておりますから、政務次官で済む質問は続けたいいただきます。——八木一男君、質疑を続けてください。

〔発言する者あり〕

○谷垣委員長代理 静粛にお願いします。

○八木(一)委員 労働省の関係のほうに質問します。

私は、国民年金法の審議に労働大臣の出席を要求し、それから政務次官には前から誠実にお待ちになっていただけて、順番がおそくなりまして、その点は申しわけないと思ひますが、政府関係の答弁に十分やたらめな点が多いために時間をとつたので、その点は御了承を願ひたいと思ひます。

実は、国民年金法が労働省というの、ちょっと目に見たら、そうびたつと任務が重なり合ふじゃないかと思はれる方もあると思ひますが、そうではないので、なぜ私が労働省の方に来ていたのだか、なまけがたかという、厚生年金保険は五人未満の適用がございませう。また五人未満適用をしてまいりました。たとえば常用労働者五人未満の方向のほうに先に施行されていますから、いわゆる日雇い労働者には、厚生年金の適用が政府筋ではまだ進められておりません。このことについて、厚生省だけではなしに、労働者の立場に立つて、ものごとを進められなければならない労働省が、この問題について積極的に厚生省と協議をされ、特に大臣、大臣と言ひましたのは、政務次官も大臣と同じようにりつぱな政治家でございませうけれども、大臣は閣議の出席権があつて国務大臣であります。労働者保護の立場から、そういうことを厚生大臣と協力をして閣議で主張してもらわなければならぬし、大蔵省が無理解であつたら、腕を組んで団結をして大蔵省に当たつていただかなければならぬというののために、労働大臣に特に出席を求めた。ところが労働大臣が一向

に来ない。私は労働大臣よりも政務次官のほうがりつぱだと思ひます。政務次官即時労働大臣になつていただければすくすく上げられるんです。が、残念ながらそういう状態でありませう。大臣が来られるまでにひとつ申し上げたいと思ひます。

そこで、いまの厚生年金保険の適用という問題を、労働省は厚生省とともにどう推進されるかというのについて、労働省の考え方を伺つておきたいと思ひます。

○小山政府委員 大臣が出席をいたしまして御答弁を申し上げなければならぬのでございませうが、よんどころのない用事のために、私がかわつて答弁を申し上げることをお許しくださいたいと思ひます。

いま、八木委員の御指摘のありましたとおり、私どもの役所といたしましては、厚生年金の適用が受けられるように、従来とも厚生省といつて御連絡を申し上げておるわけにございませうが、今日なお実現のできませんことは、たいへん遺憾に考へておるわけにございませうが、労働者が安心して働けるよう、労働条件あるいは労働福祉について、その改善に関する努力をすることは労働行政の重要な責務でございませう。したがって、将来この問題につきましては、厚生省とさらに一そう緊密な連携を保ちながら、これが実現をすみやかに進めるために最善の努力をいたしたいと考へておる次第であります。

○八木(一)委員 いまの御答弁は五人未満の適用のことだけだと思ひますが、もう一つの質問についてはどう思ひますか。

○小山政府委員 日雇いのほうの問題が私の答弁に欠けておつたというふうに思ひます。本件につきましては、技術的にいまお解決に非常に困難な問題があります。その点、ただいまそれらの問題の解決のために、いろいろと両省間において協議をいたしておる段階でございませう。将来すみやかにそうした問題の解決がはかれますよう、鋭意努力をいたすつもりでございませう。

主体的なこの年金制度については厚生大臣が責任を持っておられますけれども、それに対してただの一言も意見がないというような労働大臣であれば、これは労働大臣の資格はございません。しかし、原健三郎君がそのような政治家の資格のない人物であるかどうかは、これは本人が出てこなければわかりません。ですから、本人をすぐ出していただく必要があらうと思います。その上、労働大臣の出席要求は最初から私はいたしておりました。委員長、委員長代理が即刻に連絡することをお約束になりました。それでまだ出てこないというならば、労働大臣が国会を完全に無視をしておるといふことになります。そういうことで、私はいまの佐藤内閣の閣僚である原健三郎君が、国会を無視をする、国務大臣の資格のない人間であるかどうかを、ここで判断をしなければならぬ。判断をするためには即刻出ていただくなければならぬ。また年金の審議にも、労働省の立場からの労働大臣の意見を伺って、それを厚生大臣が大きな参考にされて、今後の御答弁、今後の推進をされる必要があらうと思う。即刻労働大臣の出席を要求いたします。

○濫谷委員長代理 八木君に申し上げます。催促いたしました、労働大臣もなにもこちらに到着する予定になっておりますので、いましばらくお待ちください。――労働大臣間もなくお見えになる予定でありますので、質疑をひとつ。――八木君、労働大臣間もなくお見えになりますので、どうぞ質疑を続行してください。

○賛成委員 委員長、本案の質疑を打ち切られんことを望みます。

〔賛成、賛成〕「反対、反対」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能。

〔濫谷委員長代理退場〕

午後八時五十一分

〔報告書は附録に掲載〕

昭和四十四年十二月十六日印刷

昭和四十四年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〔参照〕
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

（健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第一条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十四年八月三十一日」を「昭和四十六年八月三十一日」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「三千円」を「二万円」に改める。

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ六十五」を「千分ノ六十六」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。

第三十三条第一項中「三千円」を「二万円」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百二」を「千分ノ二百三」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十一」を「千分ノ百九十二」に改める。

第六十条第一項第一号中「二百二分ノ六十六」を「二百三分ノ六十六・五」に、「二百二分ノ百三十六」を「二百三分ノ百三十六・五」に改め、同項第二号中「百九十一分ノ六十六・五」を「百九十二分ノ六十六・五」に、「百九十一分ノ百三十三・五」を「百九十二分ノ百三十三・五」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条から附則第八条までの規定は、昭和四十四年九月一日から施行する。

（分岐費等の額に関する経過措置）

第二条 昭和四十四年九月一日前に分岐した健康保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分岐費又は配偶者分岐費の額については、なお従前の例による。

（健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律（昭和四十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「千分の七十」を「千分の七十一」に改める。

第七条第一項中「千分ノ二百二」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ二百五」を「千分ノ二百六」に、「千分ノ百九十一」を「千分ノ百九十二」に、「千分ノ百九十四」を「千分ノ百九十五」に改め、同条第二項中「二百二分ノ六十六」を「二百三分ノ六十六・五」に、「二百五分ノ六十八」を「二百六分ノ六十八・五」に、「二百二分ノ百三十六」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「二百五分ノ百三十七」を「二百六分ノ百三十七・五」に、「百九十一分ノ六十六・五」を「百九十二分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ六十二・五」を「百九十五分ノ六十三」に、「百九十一分ノ百三十三・五」を「百九十二分ノ百三十三・五」に、「百九十五分ノ百三十二」に改める。

（保険料率に関する経過措置）

第四条 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第五条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十

一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第七条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第八条 昭和四十四年九月一日前に出產した公共企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であった者又は被扶養者に係る公共企業体職員等共済組合法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による出產費又は配偶者出產費の額については、なお従前の例による。

理由

政府管掌健康保険及び船員保険の保険財政の現状にかんがみ、健康保険及び船員保険の特例措置を二年間延長するとともに、出產時における被保険者の経済的負担を軽減するため、健康保険及び船員保険の分岐費等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。